

平成25年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月29日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	議会運営委員会	第一委員会室	
11月30日(土)				
12月1日(日)				
12月2日(月)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
12月3日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会休憩中	佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会	全員協議会室	
	議会運営委員会休憩中	議会基本条例（議会改革）特別委員会	第二委員会室	
	特別委員会閉会後	議会運営委員会	第一委員会室	
12月4日(水)				
12月5日(木)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
12月6日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
12月7日(土)				
12月8日(日)				
12月9日(月)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
12月10日(火)				
12月11日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
12月12日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	携帯電話中継基地局調査研究特別委員会小委員会	第一委員会室	
12月13日(金)				
12月14日(土)				
12月15日(日)				
12月16日(月)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
12月17日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成25年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（11月29日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	3
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	14

◎ 第2日（12月3日再開）

1. 議 事 日 程	15
2. 出 席 議 員	16
3. 欠 席 議 員	16
4. 出 席 説 明 員	16
5. 出席事務局職員	17
再 開	18
散 会	28

◎ 第3日（12月11日再開）

1. 議 事 日 程	29
2. 出 席 議 員	31
3. 欠 席 議 員	31
4. 出 席 説 明 員	31
5. 出席事務局職員	31
再 開	33
散 会	100

◎ 第4日（12月12日再開）

1. 議 事 日 程	101
2. 出 席 議 員	103
3. 欠 席 議 員	103
4. 出 席 説 明 員	103

5. 出席事務局職員	103
再開	105
散会	170

◎ 第5日（12月17日再開）

1. 議事日程	171
2. 出席議員	173
3. 欠席議員	173
4. 出席説明員	173
5. 出席事務局職員	174
再開	175
閉会	218

◎ 審議結果

1. 審議結果	221
2. 諸般の報告	225

1 議 事 日 程（初日）

〔平成25年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成25年11月29日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第77号	財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
日程第5	議案第78号	筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について
日程第6	議案第79号	太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
日程第7	議案第80号	太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第8	議案第81号	太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第9	議案第82号	太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第83号	太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
日程第11	議案第84号	太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第12	議案第85号	太宰府展示館の指定管理者の指定について
日程第13	議案第86号	太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
日程第14	議案第87号	太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
日程第15	議案第88号	太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第16	議案第89号	太宰府市公文書館条例の制定について
日程第17	議案第90号	太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第91号	太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第92号	太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第93号	太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第94号	太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第95号	太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第96号	太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第97号	太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第98号	太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第99号	太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第100号	太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第101号	太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議案第102号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第103号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第104号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第105号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について
- 日程第34 議案第107号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第40 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第41 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第42 議案第115号 平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第43 議案第116号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第44 議案第117号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について
- 日程第45 議案第118号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	陶 山 良 尚 議員	2 番	神 武 綾 議員
3 番	上 疆 議員	4 番	芦 刈 茂 議員
5 番	小 畠 真由美 議員	6 番	長谷川 公 成 議員
7 番	藤 井 雅 之 議員	8 番	原 田 久美子 議員
9 番	後 藤 邦 晴 議員	10 番	不 老 光 幸 議員
11 番	渡 邊 美 穂 議員	12 番	門 田 直 樹 議員
13 番	小 柳 道 枝 議員	14 番	大 田 勝 義 議員
15 番	佐 伯 修 議員	16 番	村 山 弘 行 議員
17 番	福 廣 和 美 議員	18 番	橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

8 番	原 田 久美子 議員	9 番	後 藤 邦 晴 議員
-----	------------	-----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻友治	会計管理者併 上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹
総務課長	友田浩	経営企画課長	濱本泰裕
市民課長	宮原広富美	福祉課長	阿部宏亮
都市計画課長	今村巧児	上下水道課長	石田宏二
教務課長	井上均	監査委員事務局長	関啓子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	坂口進	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	松尾克己
書記	力丸克弥		

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成25年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

8番、原田久美子議員

9番、後藤 邦晴議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4と日程第5を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、議案第77号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」及び日程第5、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成25年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては年の瀬を控え、公私とも大変ご多忙中にもかかわらずご参集をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

第4回定例議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年も残すところ1カ月余りとなりましたけれども、11月に入り急に肌寒く感じる日が多くなったような気がいたしております。市民の皆様方を初め、議員各位におかれましても、体調管理には十分留意の上、日々お過ごしいただきたいと思いますっております。

さて、10月17日の官報告示におきまして、太宰府市と筑紫野市にまたがります宝満山が国史跡として指定をされました。市内におきましては8番目の国史跡指定であり、昭和45年9月に大宰府学校院跡と観世音寺境内及び子院跡附老司瓦釜跡が指定されて以来43年ぶりの指定となっております。今年は宝満山で初めての祭祀が行われまして1,350年に当たりまして、節目の年に指定されたことは大変意義深く、また喜ばしいと考えておる次第でございます。今後におきましては、史跡の整備や登山客の増加に伴います環境保全にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、同日、太宰府市消防団女性消防団員の皆様方が福岡県内46団体の女性消防団の代表といたしまして第21回全国女性消防操法大会に出場をされました。女性消防団員の皆様方は、家事や育児、また仕事で大変忙しい中、長期間にわたりまして訓練を続けられ、中でも今大会において4番員として出場されました元田選手は優秀選手賞を受賞され、名実ともに日本一の4番員になられたと伺っております。このことは、ご本人の努力もさることながら、女性消防団員全員が一丸となって日々の訓練を続けられたたまものでございまして、太宰府市の名を全国に知らしめていただいたことに対しましても深く感謝を申し上げる次第でございます。女性消防団員の皆様方には、今後におかれましても、これまでの訓練成果を生かし、防災防火活動に努めていただき、引き続き市民の皆様方の安全・安心のためにお力添えをいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

また、10月20日の松川運動公園オープン記念式典におきましては、市民の皆様方、あるいは

議員の各位、関係各位におかれましては、大変お忙しい中に多数ご臨席を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。同施設のオープンに際しましては、学校法人国士舘様を初め、多くの皆様方のご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。皆様方も既にご承知のとおりだと思いますが、2020年には東京でのオリンピック、あるいはパラリンピック開催も決まりまして、太宰府市におきましても今後市民の皆様方のスポーツに対する関心がますます高まることと思っております。松川運動公園が市民の皆様方のスポーツへの関心の高まりに応える新たな場といたしましてスポーツの推進の一助になればと期待をしておるところでございます。

さらに、今後は、総合体育館早期建設に関する請願や体育複合施設建設基本計画をもとに、向佐野の県立看護学校跡地エリアに、総合体育館機能、防災施設機能、避難施設機能を含めました体育複合施設を平成27年度中に供用開始する予定にいたしております。子どもから中高年に至るまで気軽に健康づくりとスポーツに親しめる施設としての整備を行い、生涯スポーツの場、生涯健康づくりの場、また文化的な催しを行える場としても大いに市民の皆様方に活用していただける施設にしていきたいと、このように考えております。

また、今回議案として改正案を上程をさせていただいておりますけれども、太宰府市水道料金等審議会におきまして下水道使用料の改定について議論をしていただきまして、10月21日に答申をいただいたところでございます。私といたしましても、下水道事業の運営が安定したことや審議会の答申内容を真摯に受けとめまして、来年4月から平均約7%の引き下げを行うべく改正案を上程をさせていただいておりますので、議員の皆様方におかれましては慎重審議、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

来年も、市民の皆様方及び議員各位のご理解、ご支援とご協力をいただきながら、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けまして、私自身先頭に立ち、全職員の英知を結集をし、邁進していく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号及び議案第78号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第77号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）」について」ご説明を申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様方のご理解とご協力によりまして着実に進んでいるところでございまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買収をいたします土地につきましては、18筆、面積2万6,127㎡、買収金額4,964万1,300円でございます。

詳細につきましては、財産（太宰府市緑地保護地区内）の取得一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正をされまして、障がい程度区分が障がい支援区分に改められましたことに伴い、筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の一部を変更するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第15まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第15、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第79号から議案第88号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から議案第83号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」までは関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成26年度から3年間にわたり太宰府市いきいき情報センター、太宰府歴史スポーツ公園、太宰府市立大佐野スポーツ公園、太宰府市体育センター及び太宰府市民図書館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第84号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」のご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各自治会を平成26年度から5年間にわたり太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別紙一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第85号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人古都大宰府保存協会を平成26年度から3年間にわたり大宰府展示館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」及び議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」は関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成26年度から3年間にわたり、太宰府市文化ふれあい館及び太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成26年度から3年間にわたり太宰府市老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16から日程第26まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」から日程第26、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第89号から議案第99号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公文書館の設置及び管理に関する基本的な事項を定めるために条例制定をする必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公文書館の設置に伴い、情報公開条例の対象となる情報を変更し、あわせまして電磁的記録を公開の対象とするために条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」から議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までは関連がございますので、一括してご説明をいたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布されまして、同法に基づく消費税法及び地方税法の改正によりまして、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税法を合わせた税率が8%に改正をされることに伴いまして条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27から日程第32まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第27、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第32、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第100号から議案第105号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

て」ご説明を申し上げます。

太宰府市公文書館の設置に伴い、太宰府市公文書館構想調査研究委員会の名称及び所掌事務を変更するため、並びに子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市子ども・子育て会議を設置しますために条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から議案第104号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までは関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布されまして、同法に基づく消費税法及び地方税法の改正によりまして、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道使用料の額について、水道料金等の審議会の答申がありましたので、これを尊重をした内容で引き下げを行うもの、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布をされまして、同法に基づく消費税法及び地方税法の改正によりまして、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33から日程第38まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第33、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」から日程第38、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第106号から議案第111号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第106号の「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」ご説明を申し上げます。

この条例は、筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約第3条第2項の規定により平成26年度から2年間、太宰府市が審査会の庶務担当市になりますことから、同規約第7条及び地方自治法第209条の規定に基づき、会計を特別会計とする必要が生じたために制定するものでございます。

次に、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」のご説明を申し上げます。

市が指定及び指導監督を行うこととなっております地域密着型サービス事業者からの指定及び指定更新申請に伴う審査事務手数料を地方自治法第227条に基づきまして平成26年度から徴収することといたしましたために太宰府市手数料条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」までは関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、同法に基づく消費税法及び地方税法の改正によりまして、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%に改正をされることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、手数料に関する規定の取り扱いに関して、福岡県より、市町村または一部事務組合がし尿または浄化槽汚泥の収集、運搬を委託を含み直営で行っていない場合には当該手数料に関する規定の削除が必要であるとの指導があり、当該手数料に関する規定を削除する必要が生じたために、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、同法に基づく消費税法及び地方税法の改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を合わ

せた税率が８％に改正されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月３日の本会議で行います。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３９から日程第４３まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第39、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第４号）について」から日程第43、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第１号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第112号から議案第116号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第４号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億4,563万8,000円を追加をし、予算総額を228億5,408万4,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、匿名による寄附行為が２件ございましたので、寄附の意向に沿い、１件につきましては福祉分野で使うことを目的として地域福祉基金に積み立て、もう一件につきましてはコミュニティバス関係費に充当すべく歳入予算を計上いたしております。さらに、九州情報大学相撲部からもまちづくりに貢献したいとされましてイベント等の売上金を本市に寄附されております。こちらにつきましては一般寄附として歳入予算を計上いたしております。

その他につきましては、近年多発いたします不審者犯罪の抑止を目的といたしました防犯カメラ設置工事費、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して行うまち歩き散策による観光推進支援事業委託費、介護・訓練給付費や生活保護費などの扶助費の不足分の追加、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子育てに関する地域のニーズを反映するための子ども・子育て会議開催に要する経費、あるいは生活道路における歩行者等の安全な通行の確保を目的といたしまして、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するゾーン30の指定に伴います路面標示工事費、また減債基金を財源といたしまして起債の繰上償還を行うための費用などを計上させていただきます。

あわせまして、子ども・子育て支援システム等委託料の繰越明許費の追加を1件、さらには松川公共施設（庁舎分）の総合管理業務委託料やいきいき情報センター、文化ふれあい館などの指定管理に伴います債務負担行為の追加を15件計上をさせていただいております。

次に、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億3,874万4,000円を追加をし、予算総額を83億8,431万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者支援金及び介護納付金の決定によります増額と、平成24年度に交付されていましたが療養給付費等国庫負担金などの確定によります精算返還金が主な内容でございます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金の概算交付額及び前々年度交付額の確定によります増額でございます。

次に、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ180万円を追加をし、予算総額を43億6,715万1,000円をお願いをするものでございます。

歳出の内容といたしましては、平成25年度太宰府市紙おむつ給付サービス事業におきまして給付対象者が増えたことによります給付額を増額するものでございます。

次に、議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、来年度に予定をいたしております水道メーター取りかえの時期を考慮いたしまして、前倒しいたしましてメーター器を購入いたしたく、棚卸資産購入限度額を改めるものでございます。

次に、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

補正の内容といたしましては、下水道使用料の引き下げ改定に伴いまして、収益的支出及び債務負担行為をそれぞれ増額をし、追加するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44と日程第45を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第44、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第45、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につい



て」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第117号及び議案第118号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今後の少子・高齢化はもとより、予想されます人口減少社会の進行に対応し、元気で生き生きとした市民、地域づくりに視点を置いた簡素で効率的な行政運営を図り、従来からの行政課題にも今まで以上に迅速かつ効果的に対応できるよう、平成26年4月1日に組織機構の改革を実施いたしますことから、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

平成26年4月1日付組織機構改革におきまして、地域活動と人権政策、健康、スポーツ、文化、環境を有機的に機能させるため部を設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されております教育委員会の職務権限に属する事務のうち、学校における体育に関するものを除くスポーツに関すること、文化財の保護に関するものを除く文化に関することを市長部局に移管させるために、同法第24条の2に基づき新たな条例を制定するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月3日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔平成25年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成25年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |         |                                    |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第77号  | 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について             |
| 日程第2  | 議案第78号  | 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について   |
| 日程第3  | 議案第79号  | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について        |
| 日程第4  | 議案第80号  | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について           |
| 日程第5  | 議案第81号  | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について        |
| 日程第6  | 議案第82号  | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について            |
| 日程第7  | 議案第83号  | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について              |
| 日程第8  | 議案第84号  | 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について           |
| 日程第9  | 議案第85号  | 太宰府展示館の指定管理者の指定について                |
| 日程第10 | 議案第86号  | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について           |
| 日程第11 | 議案第87号  | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について        |
| 日程第12 | 議案第88号  | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について         |
| 日程第13 | 議案第89号  | 太宰府市公文書館条例の制定について                  |
| 日程第14 | 議案第90号  | 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第15 | 議案第91号  | 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第16 | 議案第92号  | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第17 | 議案第93号  | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第18 | 議案第94号  | 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第95号  | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第20 | 議案第96号  | 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第21 | 議案第97号  | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第22 | 議案第98号  | 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第23 | 議案第99号  | 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第24 | 議案第100号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第25 | 議案第101号 | 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第26 | 議案第102号 | 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第27 | 議案第103号 | 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第28 | 議案第104号 | 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について         |

- 日程第29 議案第105号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について
- 日程第31 議案第107号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第37 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第38 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第115号 平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第40 議案第116号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第41 議案第117号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について
- 日程第42 議案第118号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第43 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
- 日程第44 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書
- 日程第45 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小嶋真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 11番 | 渡邊美穂  | 議員 |
| 12番 | 門田直樹  | 議員 | 13番 | 小柳道枝  | 議員 |
| 14番 | 大田勝義  | 議員 | 15番 | 佐伯修   | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 福廣和美  | 議員 |
| 18番 | 橋本健   | 議員 |     |       |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

10番 不老光幸 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長 井上保廣                      副市長 平島鉄信

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 長   | 木 村 甚 治 |
| 市民生活部長  | 古 川 芳 文 |
| 建 設 部 長 | 辻 友 治   |
| 教 育 部 長 | 今 泉 憲 治 |
| 総 務 課 長 | 友 田 浩   |
| 市 民 課 長 | 宮 原 広富美 |
| 都市計画課長  | 今 村 巧 児 |
| 教 務 課 長 | 井 上 均   |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 総 務 部 長          | 三 笠 哲 生 |
| 健康福祉部長           | 中 島 俊 二 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 松 本 芳 生 |
| 教 育 部 理 事        | 堀 田 徹   |
| 経営企画課長           | 濱 本 泰 裕 |
| 福 祉 課 長          | 阿 部 宏 亮 |
| 上下水道課長           | 石 田 宏 二 |
| 監査委員事務局長         | 関 啓 子   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 坂 口 進   |
| 書 記    | 白 石 康 子 |
| 書 記    | 力 丸 克 弥 |

|         |         |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記     | 松 尾 克 己 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名で定足数に達しておりますので、休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 議案第77号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第77号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第2 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第78号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第10まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第3、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第10、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第79号から議案第86号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11と日程第12を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第11、議案第87号「太宰府市女性センターの指定管理者の指定について」及び日程第12、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第87号及び議案第88号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第23まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第13、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」から日程第23、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第89号から議案第96号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第97号について通告があつていますので、これを許可します。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 議案第97号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」質疑を申し上げます。

太宰府史跡水辺公園の使用料が変更しているものとしていないものがありますが、その理由と使用料の算定方法について教えていただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） ただいまのご質疑についてご説明を申し上げます。

今回の料金改定につきましては、ご承知のとおり5%から8%に消費税が引き上げられることにつきまして改正するものでございます。この8%に引き直して計算いたしまして数字を上げておりますけれども、10円未満を切り捨てにしております。その関係上、変わるものと変わらないものが出てくるものでございます。10円未満を切り捨てる理由といたしましては、事務の簡素化、それと利用者の利便性に配慮したものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

次に、議案第98号及び議案第99号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第89号から議案第99号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号は総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25から日程第29まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第25、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第29、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第101号から議案第105号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30から日程第35まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第30、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」から日程第35、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第106号から議案第111号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第36、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第112号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~



### 日程第 37 と日程第 38 を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第37、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第38、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第113号及び議案第114号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 39 と日程第 40 を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第39、議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第40、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第115号及び議案第116号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 41 と日程第 42 を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第41、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第42、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第117号について通告があつていますので、これを許可します。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） この議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、第五次太宰府市総合計画の中の生涯学習の推進について、今回の条例の新旧対照表の中に軸が見当たらないのはなぜなのか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 生涯学習につきましては、昭和62年の第二次太宰府市総合計画におきまして初めてその必要性はうたっております。平成3年には第三次太宰府市総合計画の中で生涯学習の確立を示し、第四次においては生涯学習社会の創造、第五次においては生涯学習の推進と、変遷を遂げながら進めてまいりました。また、ライフスタイルや価値観、雇用形態の多様化など、さまざまな環境の変化や新たな課題に対応しながら生涯学習社会のさらなる創造を図るために平成23年第三次太宰府市生涯学習推進基本計画を策定しまして、生涯学習課を中心とした全庁的に取り組んでいるところであります。

今回の機構改革では、文化やスポーツ、地域づくりや健康づくりを一体化させた市民の生きがいづくりを推進するための部として地域健康部を位置づけ、事務分掌条例の中で文化、スポーツなどの生涯学習に関する事務を定めているところであります。文化学習、スポーツ、社会教育、人権啓発や環境、地域活動など、生涯学習と非常に幅広いものでありまして、今後とも担当課だけではなく、それぞれの視点を持った中で関係部署が相互に連携を図りながら進めてまいります。

なお、現在は、教育委員会事務局等組織規則の中で生涯学習課生涯学習係の事務分掌として生涯学習の推進や生涯学習基本計画に関することが規定されており、機構改革後も職務執行規則の中で具体的な事務といたしまして生涯学習というものを定めていく予定にいたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） この機構改革の中の新旧対照表の中には文化学習係となっておりますけれども、条例にはカというところがありまして、文化に関することと書いてありますけれども、これは文化だけではないと思うんですよね。もしかして学習というものを考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 生涯学習の概念、考え方につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりです。今回の条例につきましては、太宰府市の事務分掌条例の全部を改正する条例の提案でございまして、この条例の主な内容としましては部の設置、それとその部のですね、事務分掌を定めております。これを今、全部改正として提案をさせていただきます。この生涯学習という言葉そのものにつきましては、先ほど答弁しましたように事務規則の中で生涯学習課という組織の中に生涯学習係と位置づけまして、先ほど言いました生涯学習という文言が出ております。条例の中には従来から生涯学習というものはあっておりません。教育委員会については教育委員会の職務の法令あるいは規則がございまして、その中で定めておりますので、今回の条例の中に今質疑をされました生涯学習という字句が表記をされていないということでございます。生涯学習というのは先ほど答弁したところで進めてまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

次に、議案第118号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第117号及び議案第118号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第43、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」について趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、小島真由美、賛成者は福廣和美議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子・高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持強化していくために社会保障と税の一体改革関連8法案が昨年8月に成立しました。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅、低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引き上げ段階では簡素な給付措置が実施されます。しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいます。

与党の平成25年度税制改正大綱では、消費税10%への引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すとし、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で結論を得るものとする旨と合意されています。

よって、政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求めます。

1、軽減税率制度の導入へ向けて、年内に結論を得るよう、その議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小、小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。ご審議のほどよろしくお願い

申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

これで質疑を終わります。

意見書第9号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第44、意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」についての趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、私、小島真由美、賛成者は福廣和美議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

内閣府が発表した今年4月から6月期の国内総生産の改定値は、実質で前期（1月から3月期）比0.9%増となり、年率換算では3.8%増と、8月発表の速報値から大幅に上方修正しました。实体经济の現状を示す数多くの指標が改善し、企業の景況感が上向いている一方で、賃金上昇を実感する国民は少なく、賃上げ要請が高まっています。

10月1日に決定した税制改正大綱には企業減税が盛り込まれていますが、これらが賃上げなど景気浮揚に向けた動きとなるかどうかは、企業自身の判断に委ねられ、内部留保にとどまる懸念も拭えません。

また、同じく税制改正大綱の中で所得拡大促進税制の要件緩和方針が決定しましたが、さらなる支援策として最低賃金の引き上げに取り組む企業への助成金として中小企業の最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の拡充を図ることや、業界を挙げた賃金底上げの環境整備を支援する助成金（業種別中小企業団体助成金）などの拡充を図ることも検討すべきと考えます。

そこで、9月に始まった政府、労働者、企業経営者の各代表による政労使会議では賃金の引き上げが経済成長に必要不可欠との認識を労使間で共有し、企業が賃金を引き上げしやすい環境を整えるための実行力が求められます。

アベノミクスによる景気回復の兆しから、実感が伴う景気回復を実現するためにも、減税等

による業績好転から得た収益を確実に賃金上昇に反映させるための賃金の配分に関するルールづくりもポイントと言えます。

よって、政府におかれては、実効的な賃上げに結びつくような施策を講じるとともに、具体的な道筋を示すことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第10号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第45、意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」の提案について案文を朗読してご提案にかえさせていただきたいと思います。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は渡邊美穂議員であります。

「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」。

安倍政権は10月25日、特定秘密の保護に関する法律案を閣議決定し、国会に提出した。しかし、同法案は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、後世の検証も担保されておらず、国民にはそもそも何が特定秘密なのかすら明らかにされない。国民の知る権利や表現、言論の自由、取材、報道の自由を著しく制限しかねず、拙速な制定は将来に大きな禍根を残すものである。

最大の問題点は、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いことである。秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、扇動することも処罰対象となり、処罰範囲がどこまでも広がるおそれがある。どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされれば、その情報が特定秘密かどうかを知らないまま強く開示を求めた市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等が罪に問われ

るケースもあり得る。

また、最高懲役10年という厳罰化によって公務員が記者との接触を過度に避けたり、調査活動をしている研究者や市民が政府情報に近づくことに慎重になり、民主主義の基本である国民の知る権利が侵害されるおそれが強い。知る権利や報道、取材の自由への配慮が法案に盛り込まれたとはいえ、強制力のない努力規定にとどまる上、報道の正当な義務と著しく不当な方法の境界線が不明であり、取り締まる側が自由に解釈できる余地がある。

さらに、秘密指定の基準づくりに有識者会議の意見を聞くとされるが形だけのもので、個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限はないこと、内閣が認めれば30年を超えて永続的に情報開示を拒むことができること、特定秘密取り扱いも適正評価のため、行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの個人情報調査が可能となり、著しいプライバシー侵害のおそれがあること、国会への特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多い。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法案には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない。

何よりも、日弁連を初めとする法曹界、学者、研究者、言論界などから多くの反対の声が上がっている。パブリックコメントの8割が法制定に反対であり、マスコミ各紙の調査でも反対意見や慎重意見が多数であり、市民の理解を得ているとは到底言えない。

よって、福岡県太宰府市議会は、国会及び政府に対し、国民の権利を大きく侵す危険性を含んでいる特定秘密の保護に関する法律を制定しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては列記しているとおりでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第11号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成25年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成25年12月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 芦 刈 茂
(4) | <p>1. 体育複合施設について</p> <p>(1) 11月21日に議会あてに体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情が提出され、その中には6,478名の署名があった。そのことに市長はどのように思われるか。</p> <p>(2) 11月12日の総合体育館建設問題特別委員会で基本計画に基づき設計競技採用作品の説明があったが、水害対策と道路渋滞対策について改めて伺う。</p> <p>(3) 財政的裏付けを伺う。</p> |
| 2 | 長谷川 公 成
(6) | <p>1. 安全・安心のまちづくりについて</p> <p>犯罪減少を目指すため、中学校区に交番は必要だと考える。交番設置の考えを伺う。</p> <p>2. 市内公共施設の指定管理について</p> <p>(1) 今12月議会の議案で財団に戻す体育施設があるが、現在、財団が指定管理者ではない市民プール、北谷運動公園の将来的な考えを伺う。</p> <p>(2) 松川運動公園の管理は将来的にどうしていくのか伺う。</p> |
| 3 | 原 田 久美子
(8) | <p>1. 市民農園について</p> <p>(1) 平成2年に市民農園整備促進法が制定され、同法では「市町村は、市民農園区域を指定したときは遅滞なくこれを公表しなければならない」となっているが、本市では公表されているのか伺う。</p> <p>(2) 市内の市民農園の箇所数と、それぞれの利用契約や利用者の利用期間と利用料について伺う。</p> <p>2. 市内のバスの運行について</p> <p>(1) まほろば号高雄回りの利用者数と、その補助金はいくらになっているのか伺う。</p> <p>(2) まほろば号高雄回りは右回り、左回りとも国道3号線を通るルートであるが、どちらか一方を太宰府高校から、東中、</p> |

| | | |
|---|-------------|---|
| | | <p>東小を通り、五条駅を通るルートに変更できないか伺う。</p> <p>(3) 西鉄路線バスの運行について、西鉄二日市駅から、太宰府高校方面に行く路線は太宰府高校入口で折り返す便と緑台公民館を経由し西鉄五条駅に行く便がある。折り返し便は1時間に多い時は6台も走っているが、五条駅行きは1時間に1台も通らない時間帯がある。</p> <p>西鉄五条駅始発も同様に、高校生のための時刻表になっているようだが、五条駅方面を利用する方から、台数を増やしてほしいと要望があっている。</p> <p>何か方法がないか伺う。</p> <p>3. 佐野東まちづくりについて</p> <p>(1) 佐野東地区まちづくり構想検討委員会の今後の方針についての考え方を伺う。</p> <p>(2) 佐野東まちづくりと総合体育館との関連性について伺う。</p> |
| 4 | 藤井雅之
(7) | <p>1. 国民健康保険税について</p> <p>(1) 厚労省が示した来年度からの上限額の引き上げについて</p> <p>(2) 来年度の国保運営について</p> <p>(3) 新しい単位での国保運営の対応について</p> |
| 5 | 後藤邦晴
(9) | <p>1. 公共施設等の利用にかかる相互扶助精神の醸成について</p> <p>(1) 市民への相互扶助理解のための行政施策について</p> <p>各種施設で自己中心的な発言をされる人がいるが、人前で感化されれば、相互扶助の精神が薄いものにもなりかねない。</p> <p>市民への正しい理解を深めるために行政として具体的な推進手段を考える時期ではないかを伺う。</p> <p>2. 体育施設の整備について</p> <p>(1) 松川運動公園の整備について</p> <p>排水設備が機能していないため、利用者の日程に支障をきたしているため、何とか改修整備できないか伺う。</p> <p>(2) 大佐野スポーツ公園の整備について</p> <p>外野後方の草繁茂部分の有効利用をするためには除草が必要だが、可能かどうかを伺う。</p> <p>3. 市施設の衛生面について</p> <p>(1) トイレの悪臭がする施設がある。市民図書館のトイレはかなりの悪臭があるが解消できるかを伺う。</p> <p>(2) 市内各所のトイレの点検と対処をしていただきたいが、可能かどうかを伺う。</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 6 | 渡 邊 美 穂
(11) | <p>1. 介護保険制度の改変に対する市の対応について
制度が変わることによって懸念されることはどのようなものと考え、その対応については、どう考えているのか。</p> <p>2. 総合体育館の建設について
現在、他市では資材、事業者等の不足により入札が成立しない事態となっている。このような時期に不急の建設が必要なのか、市の見解を伺う。</p> |
|---|-----------------|--|

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 陶 山 良 尚 議員 | 2 番 神 武 綾 議員 |
| 3 番 上 疆 議員 | 4 番 芦 刈 茂 議員 |
| 5 番 小 畠 真由美 議員 | 6 番 長谷川 公 成 議員 |
| 7 番 藤 井 雅 之 議員 | 8 番 原 田 久美子 議員 |
| 9 番 後 藤 邦 晴 議員 | 11 番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 12 番 門 田 直 樹 議員 | 13 番 小 柳 道 枝 議員 |
| 14 番 大 田 勝 義 議員 | 15 番 佐 伯 修 議員 |
| 16 番 村 山 弘 行 議員 | 17 番 福 廣 和 美 議員 |
| 18 番 橋 本 健 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

| |
|-----------------|
| 10 番 不 老 光 幸 議員 |
|-----------------|

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 市 長 井 上 保 廣 | 副 市 長 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 木 村 甚 治 | 総 務 部 長 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長 古 川 芳 文 | 健康福祉部長 中 島 俊 二 |
| 建 設 部 長 辻 友 治 | 会計管理者併
上下水道部長 松 本 芳 生 |
| 教 育 部 長 今 泉 憲 治 | 教育部理事 堀 田 徹 |
| 総 務 課 長 友 田 浩 | 経営企画課長 濱 本 泰 裕 |
| 管 財 課 長 久保山 元 信 | 協働のまち
推進課長 藤 田 彰 |
| 公 共 施 設
整備推進課長 原 口 信 行 | 市 民 課 長 宮 原 広富美 |
| 納 税 課 長 伊 藤 剛 | 福 祉 課 長 阿 部 宏 亮 |
| 高齢者支援課長 平 田 良 富 | 国保年金課長 永 田 宰 |
| 都市計画課長 今 村 巧 児 | 建 設 課 長 眞 子 浩 幸 |
| 商工農政課長 大 田 清 蔵 | 上下水道課長 石 田 宏 二 |
| 教 務 課 長 井 上 均 | 生涯学習課長 木 原 裕 和 |
| 監査委員事務局長 関 啓 子 | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂 口 進
書 記 白 石 康 子
書 記 力 丸 克 弥

議 事 課 長 櫻 井 三 郎
書 記 松 尾 克 己

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定いたしておりますことから、本日11日、6人、12日、6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○4番（芦刈 茂議員） 皆様、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

体育複合施設を中心にしてお尋ねいたします。

11月21日に、議長宛てに、体育館建設に反対する市民の会から、体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情が6,478名の市民の署名を添えて提出されました。現実には、基本計画の提示、パブリックコメントを経て、梓設計による体育複合施設建設設計競技の作品が最優秀作品として採用されている段階で、市民の間にこれだけの反対の意見があるということは、議会としても深刻に受けとめなければならないと考えます。

そこでまず第1に、市長は、これだけの反対署名があったことをどのように思われますか、お聞きいたします。

体育館問題については、おとし12月に体育館建設についての提案があり、3つの候補地の提示、予算案の修正、昨年12月議会での補正予算の議員提案による実施設計費用の可決と進んできたわけですが、実際に基本計画が提示されたのは6月議会終了後の今年7月でした。

そこで私は、9月議会において基本計画について質問しました。また、議会の中で議論されてきた水害問題、渋滞道路問題、維持運営費の問題は明確な回答をいただいていないと考えますので、改めてお伺いします。

1、11月12日の総合体育館建設問題特別委員会で採用作品説明がありました。床を高くする、想定外の大雨による河川氾濫時でも浸水しない入り口高さを確保しますと書かれてあります。また、別のところには、長寿命な100年建築を実現と書いてありますが、地球環境の変化

により想定外の自然災害が21世紀になってあちこちで起こっていますが、御笠川、鷺田川の合流地点の落合橋付近の洪水が可能性は最も高いのではないのでしょうか。

水害は建物で守るといような外周部分での防御、あるいは全体に地上げをしないような楽観的な態度でいいのでしょうか。

2、道路の渋滞問題についても、車両出口北側1カ所、混雑しない車両出入り口、イベントのときのみ東側から出入りすると書いてありますが、大きなイベントのときに、先が詰まって駐車場から出れないような渋滞が起こるのではないのでしょうか。

以上、100年と言わず、10年、20年の間に超えると予想される事態について、議会として責任を持たなければならないと考え、お聞きします。

第3に、財政上の問題としてお尋ねします。

11月中旬、J I A M全国市町村国際文化研究所での議員研修会に参加しました。大きなテーマは自治体における公共施設老朽化の現状把握と更新手続についてでした。参加51市町村議員の自治体の現状の分析がありました。提出している資料をご参照ください。

それを見ると、太宰府市の可住地、住むことができる場所の面積に対する人口密度は、1km²当たり3,995人で51自治体中4番目です。実質市民1人当たり歳入は31万3,000円で、51自治体のうち45位です。1人当たりの箱物面積は1.85m²で、何と51自治体のうち50位でした。これはどのように考えたらいいのでしょうか。狭いところにたくさんの人が住んでいる。太宰府市は収入が少ない。今まで市民のための施設が少なかった。全国的な議論では、とりわけ市町村合併をしたまちにとっては、公共施設の老朽化問題と統廃合の問題が避けて通れない危機感を持たざるを得ない大きな問題として浮上してきます。

財政問題からお尋ねします。

1、体育複合施設の年間収入は幾らと計算されてありますか。2、これからの市債の発行を見ると、体育複合施設14億2,050万円、五条保育所土地購入費2億2,200万円、建設工事約5億円、それに10年間で公共施設の老朽化にどのくらいの金額を考えてあるのでしょうか。それに体育複合施設の維持運営費を真ん中をとって年間6,500万円とすると、約10年間で7億円、合計40億円から50億円の金額が必要になってくるのではないのでしょうか。

高齢化に伴う収入減が予想される中、太宰府はどんな道を歩いていったらいいのでしょうか。

以上です。

再質問は議員発言席でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご回答申し上げます。

行政課題を解決していきます上におきましては、市民の中にはいろいろなご意見あるいはご要望があることは当然のことであると認識をいたしております。また、今回の体育複合施設の建設につきましては、賛成や反対といったそれぞれの立場から考え方があることも十分承知を

しておるところでございます。

現在進めております体育複合施設整備事業でございますけれども、このことにつきましては長年にわたる市民の念願であるとともに、本市の大きな行政課題の一つであったわけでございます。今後、次世代を担う若者に夢と目標を与える競技スポーツ等への対応はもとよりでございますけれども、少子・高齢社会に対応した子どもたちから中高年に至りますまで、気軽に健康づくりとスポーツに親しめる施設として建設することにつきましては、その必要性があるわけでございます。

私は、計画どおり建設を進めてまいりたいと、このように考えております。

なお、市民の中にはさまざまな不安や疑問を持っておられる方もおられますので、ただいまご質問をいただきました事項につきまして、詳細について担当部長のほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） ご質問の詳細につきましてご説明をいたします。

先ほど市長が述べましたように、体育複合施設、いわゆる総合体育館の建設は、長年の市民の念願であるとともに大きな行政課題であります。

平成6年6月には総合運動公園プロジェクトを発足させ、総合運動公園の建設候補地や用地取得費などの検討を行いました。当時は、佐野土地地区画整理事業、地区道路整備事業、学校教育施設大規模改修事業、梅林アスレチックスポーツ公園整備事業、歴史の散歩道整備事業などの都市基盤整備事業を推進しており、財政状況を勘案しつつ計画を推進する必要があるとして、平成8年度に総合運動施設等整備基金を設けて、今日までさまざまな努力を続けてまいりました。

この間、平成11年9月には、太宰府市体育協会から紹介議員19名による太宰府市総合体育館早期建設に関する請願が議会に提出され、全員一致で採択をされました。また、平成18年3月には、当時の議会からの働きかけもございまして、当時の県立看護学校の跡地を体育施設、社会福祉施設、防災施設の用に供するものとして利用することを条件といたしまして、県から払い下げを受けております。その後、太宰府市運動・スポーツ振興従事者アンケートの実施、太宰府市スポーツ振興審議会からの答申を受けるとともに、平成22年1月には太宰府市総合体育館早期建設に関する陳情書が提出されたところでございます。

これらの経緯を経まして、既に取得済みの県立看護学校跡地及び隣接する県有地である保健環境研究所の一部エリアを、総合体育館機能や防災機能だけではなく、子どもから高齢者まで広く市民の健康づくりの場といたしまして、総合体育館建設関連予算を平成24年3月議会に上程をいたしました。しかしながら、結果といたしましては、議会での一般質問や予算特別委員会等におけるさまざまな議論を行った末に、総合体育館建設関連予算を減額修正する議決がなされたところでございます。さらに、平成24年6月議会におきまして、同様の提案をさせていただきましたが、同じく否決をされました。これにより、市といたしましては、総合体育館の

早期建設を断念したところでございます。

このような状況の中、昨年の平成24年12月議会におきまして、一般会計補正予算に係る総合体育館建設関連予算の増額修正動議が議員提案され、可決をされました。従前の市の予算案と同額の建設関連予算が確保されたことをもちまして、体育複合施設の建設が再び俎上に上ることになりました。

現在、市民の負託を受けられた議会のご意思、また体育複合施設の実現を願われている市民の声に応えるため、全力で事業を進めているところでございます。

また、平成25年7月には、体育複合施設の実現を総合行政として進めるため、市の総務部門、市民生活部門、建設部門、健康福祉部門、教育部門の職員で構成する太宰府市総合体育館建設委員会を設置し、太宰府市体育複合施設建設基本計画（案）を作成したところであります。

その後、平成25年7月から翌8月にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは290人の方々から603件ものご意見をいただき、そのうち約8割が施設の整備に対する要望や期待のご意見であり、このパブリックコメントを参考に、太宰府市体育複合施設建設基本計画を策定いたしました。

そして、平成25年10月には、福祉や体育などいろいろな分野に造詣が深い市民6名を含む太宰府市体育複合施設建設設計協議審査委員会によりまして、太宰府市体育複合施設建設設計競技の審査を行い、基本プランを決定したところでございます。

この基本プランは議会にも報告し、市ホームページに掲載するとともに、新聞各社等でも報道され、広く市民の皆さんにも周知されたところでございます。

今後は、この基本プランに一部修正を加え、基本設計として確定させた上で、実施設計、建築工事を進め、平成27年度中の完成、供用を目指しているところであります。

また、議会に対しましては、全議員で構成された総合体育館建設問題特別委員会に随時説明を行いながら進めてきたところでございまして、今年に入りまして、3月11日開会された第6回特別委員会におきまして、用地購入に係る協議経過及び建設スケジュールの説明を行い、7月2日の第7回では、基本計画（案）に係るパブリックコメントの説明、9月12日の第8回では、パブリックコメントの結果報告及び基本計画の説明並びに基本プラン策定のスケジュールの説明、そして11月12日の第9回では建設設計競技の結果報告を行ってきたところであります。

このような経過を踏まえながら、太宰府市体育複合施設の整備建設を進めていくという考えでございます。

次に、2項目めの水害対策と渋滞対策につきましては、先ほど芦刈議員も述べられましたように、前回の9月議会におきまして同様の内容のご質問をいただいております。答弁もさせていただいたところではございますが、改めてご回答させていただきます。

水害につきましては、過去にこの敷地に関する被災履歴はなく、また福岡県が平成22年5月

28日に策定いたしました浸水想定区域及び太宰府市ハザードマップでは浸水は想定されておりませんので、安全性が確保されているものと考えております。

また、平成15年7月の九州北部豪雨災害の後には、御笠川の河川改修も実施されているところでございますが、施設自体は防災・避難施設として万全の浸水対策を実施するとともに、万が一の水害に対しましても被災者の受け入れが十分できるように万全の構造と設備で対応することにいたしております。

次に、渋滞対策についてでございますが、既にご報告いたしております太宰府市体育複合施設建設基本計画で示しておりますとおり、建設地は幅員9mの関屋・向佐野線と幅員10mの水城駅・口無線の一級市町村道の角地にありまして、市内の各方面から車でのアクセスにすぐれた立地となっておりますと考えております。

また、西鉄都府楼前駅から約520mの距離に位置するとともに、コミュニティバスまほろば号の路線に隣接しておりますので、公共交通機関の利便性は高いものがあります。長期的な交通対策は佐野東地区のまちづくりで対応することといたしまして、短期・中期的には公共交通の利便性を最大限生かした施設運用を心がけていくものとしております。

また、緊急時には、仮設駐車場といたしまして国道3号高架橋下の活用も検討することといたしております。

次に、3項目めの体育複合施設建設に係る財政的裏づけについてご回答申し上げます。

まず、体育複合施設の年間収入でございますが、皆様のご理解とご協力を得ながら、基本計画から基本プラン、そして実施設計へと着実に進めているところでありまして、運営の形態や使用料金の設定につきましては、今後、検討を進めていく予定にいたしております。

ただし、現在整備を進めております体育複合施設は、子どもたちから高齢者まで多くの方々に利用していただける公共施設として計画をいたしておりますので、市民の健康づくりや生きがいづくり、また市民サービスの向上という観点から使用料の設定をしたいと考えております。

次に、これから10年間の市内の全ての公共施設老朽化に対する費用でございますが、ご存じのとおり、学校施設などを初めといたしまして、現在の市内の公共施設のほとんどが、太宰府市が大きく発展いたしました昭和の時代に建設されたものでございまして、その改修には大きな費用がかかるものと思っております。

このため、平成25年度には、本年度でございますけれども、公共施設整備推進課を設置いたしまして、ファシリティーマネジメントの考えを取り入れ、経営的視点から、不要な施設、不足する施設、不適当な施設の利用などを明らかにしまして、最適な施設の維持管理を図るとともに、国の補助金や市債、基金なども有効に活用しながら計画的な改修を行うことにいたしております。

次に、体育複合施設の総事業費についてでございますが、概算では22億1,000万円を予定いたしております。その財源につきましては、国庫補助金が2億3,400万円、地方債が14億

2,050万円、また総合運動公園整備基金の繰り入れが5億5,550万円を予定しております。

そのほかにも、総合子育て支援センターの整備や、学校施設、道路、公園などの整備も行っていますので、それに伴う市債の借り入れなどもございます。

ここで、体育複合施設建設に伴う市債借り入れが本市の財政運営に及ぼす影響についてご説明をいたします。

1点目が、市債借り入れ後の償還についてでございます。

体育複合施設建設に伴う市債の発行につきましては、建設事業費債の住民負担の均衡化を図ることなどを目的とするものとして、地方財政法第5条において認められた行為でありまして、その借り入れにつきましては、各市町村の実質公債費比率に応じて、県知事の同意もしくは許可が必要になります。

実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められた指標でございます。自治体が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すものでございまして、本市の平成24年度決算では5.5%であります。この数値は、地方債発行に際して県知事の同意から許可に変更となる基準の18%を大きく下回っていることはもちろんのことですけれども、政令市を除く県下26市の平均の9.8%も下回っております。

体育複合施設建設に係る約14億円の地方債につきましては、平成25年度から事業の進捗に合わせて借り入れを行い、その後、償還期間を15年から20年の間で設定し、償還していくこととなりますけれども、仮に年利1.5%で借り入れ20年で償還することとした場合、1年当たりの償還額は利息込みで約8,600万円と試算しております。また、この金額は平成24年度の実質公債費比率の計算上は0.8%に相当するにすぎず、実質公債費比率に大きな影響を与えるものではないと考えております。

一方、本市の公債費は、平成19年度をピークに年々、決算でも報告しておりますけれども、減少しております。特に近年では、文化ふれあい館、太宰府東中学校、いきいき情報センターなどの整備に係る起債の償還が終了いたしました。このため、体育複合施設建設に係る起債の借り入れを含めても、平成27年度の公債費は24億3,000万円となる見込みであり、平成24年度決算と比較し、3億3,000万円減となることから、体育複合施設建設に係る起債の償還を含めても実質公債費比率が大きく増加することはありません。

2点目が、市債借り入れに伴う市債の残高についてでございます。

体育複合施設建設完了予定の平成27年度末における市債残高は、五条保育所の建設に係る起債なども合わせまして約235億円となる見込みであります。これは、平成24年度決算と比較いたしますと約35億円程度の増額となります。

しかしながら、平成24年度決算における市債残高の約200億円の内訳、これは国が地方交付税の代替財源としてその償還に要する費用の全額を後年度の地方交付税として措置する臨時財政対策債を初めといたしまして、後年度交付税措置されるものが約64%、史跡地公有化事業などの償還に対し補助金などの交付が国からあるものが22%を占めており、実際に一般財源で負

担しなければならない市債は約14%、金額にしまして27億9,000万円程度となっています。

また、このことを裏づける指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率があります。将来負担比率は、自治体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示す指標でございまして、家計に例えるならば、給与収入の何年分の借金があるのかということを示すものであります。将来負担比率は350%が早期健全化基準とされていますが、本市の平成24年度決算では、企業会計や一部事務組合を含めた市債残高等の将来負担額に対し、先ほど述べました交付税措置や償還に対する補助金、さらに平成24年度末で総額が40億円を超える基金などの充当可能財源のほうを上回っているため、実質的な将来負担額はマイナスとなり、額は表示されません。

政令市を除く県下26市の将来負担比率の平均は36.4%でございしますが、本市の将来負担比率をあえて表示いたしますとマイナスになります。マイナス58.6%となっております。

このため、単純計算では、これから先、62億8,000万円の借り入れを追加して初めて将来負担比率がプラスに転じるものであり、まだ十分に借り入れの余地は残されているものと試算はいたしております。

以上のことから、体育複合施設建設に際しましては14億円ほどの起債の借り入れを予定しておりますけれども、ただいまご説明、ご報告いたしましたように、このようなことから本市の財政状況が悪化することはないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。再質問は、1 番目を後に回しまして、2 番、3 番目から再質問させていただきたいというふうに思います。

9 月議会でも聞きまして、今もご回答いただき、あるいは基本計画、採用されたプランにもあるわけですが、ハザードマップによれば浸水は想定されておらずというふうになって、十分な安全性が確保されているということでございますが、現実的に合流地点のちょっと上の左側のマンションの護岸が壊れていると。壊れたというふうなことがあるわけですし、一番洪水の可能性が高いのはあの合流地点であると考えてるわけですが、今の現状でいいのかということで、9 月議会でも質問しまして、落合橋前後に砂がたくさんたまっていると。それが大きな洪水の原因になるんじゃないかということでお尋ねして、平成15年の梅雨洪水から平成18年の完成した後、一回もしゅんせつがあの地域においてされていないということをはっきりと私は聞きまして、そのことをお尋ねしましたら、後になって県のしゅんせつの予定があるということをお個人的に聞いたわけですが、そのあたりの県のしゅんせつの予定はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 河川のしゅんせつのご質問でございますので、私のほうから回答させていただきます。

9月議会のときにですね、芦刈議員さんからご質問があったときはですね、ちょっと私のほうも、あそこが、しゅんせつの要望はしておりましたけれども、時期的なことをはっきり聞いておりませんでした、その後、県のほうと調整しましたところ、発注をしますということで、今現在、しゅんせつ工事が始まっていると思います。

しゅんせつの土量とかの関係で少し時期的に遅れましたけれども、今始まっておりまして、大体年度内には終わるんじゃないかということを考えております。ということも報告がっております。

それとですね、しゅんせつにつきましては、今後、御笠川、鷺田川も含めてですね、毎年県のほうには要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 済いません、私まだ確認してないんですが、どこからどこの間をしゅんせつするんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 今現在ですね、下川原橋、同朋園のところがございますですね、あそこのところは終わっておりまして、今ちょうど吉松の区画整理事業の前あたりのしゅんせつを行っておりまして、それからずっと上流まで、ちょうど今、芦刈議員さんが言われました災害があったところですね、あそこまで、付近のしゅんせつを行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 全体的に、あそこが問題だというふうに思うわけですが、地球的な気象異変で想定外ということが随分あちこちで起こっております。東北大震災における原発事故はもちろんですが、私としては、やはり一番水害の可能性があるところはあの落合橋前後、合流地点だと思っておるわけですが、建築に当たりまして、床を高くするとか、ポンプ室に水が入らないように設計するとかというふうなことがあるわけですが、私が9月議会で聞きましたところの敷地を守るための何か方策をするとか、そういうことは何にもこの計画あるいはその後の採用されたプランにもなって、書いていないと思います。また、先日の体育館特別問題委員会でも、洪水が起こったとしても建物の外壁で守るというふうな回答があったんですが、それではよろしいのでしょうかということをあえてお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 今後のスケジュールでございますけれども、先ほどご報告いたしましたように、このプランに基づきまして基本設計を行います。敷地については、当然その基本設計の中で行ってまいります、現地、芦刈議員もご存じだと思いますけれども、水害が起こって、溢水するとおっしゃっているんですか、それとも護岸が崩壊すると言っているんですかね。ちょっとその辺で何か答弁が変わるんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 私は水があふれると言っているんです。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほどもご報告しましたように、当該敷地の溢水による浸水の被災履歴はないと思っておりますし、当時の県立看護学校のときからもそのような報告は受けてないというこの報告があると思えますし、隣の保健環境施設についてもないと思っております。

護岸といいますよりも、その河川の幅員の改修がまだ一部残っておるところがありますけれども、当時の倍以上に拡張をされておりますのでね、前回あそこに、落合橋のところの県のほうが水位計を設置しているけれどもとはおっしゃってございましたけれども、県の考え方は、あそこの水位がどこまで上がったならその下流のどことは公表できないけれども、その辺が溢水する危険性が出てくるよというようなための表示ということでございまして、回答としては、今まで被災履歴がないということで、建物の設計に当たってはですね、いろんなリスクについて対応できるような準備をするということで万全の態勢をとるということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 私は、想定外ということが起こってからでは遅いわけで、そういう意味では、この基本計画の水害のところは私は弱いのではないかというふうに思っております。

時間もありませんので、道路渋滞問題に進みたいんですが、基本計画、先ほど質問の中でもしましたように、出入り口は1カ所、混雑するときは東側をあけるというふうになっておりますが、慢性的に西鉄の踏切の信号周辺での渋滞というのが非常に慢性的に起こっているわけですし、基本計画では佐野東地区のまちづくりで対応することとしておるわけですが、現実的に佐野東地区のまちづくりの議論というのは余り私は進んでいないような印象を持っております。

とにかく駐車場に入るのが入れない、入ったものの出れないという状況が非常に起こるような抜本的な道路問題の解決というのは長期的なことではと、中・短期的なところではどうだということを書いてありますが、抜本的なことについては何も解決に具体的にどうするということがないような気がするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 設計の専門的な業者の方々を指名させていただきまして、プロポーザルでコンペを行ったわけです。いわゆる設計競技を行ったわけです。あのプランにつきまして、敷地内の人と車を明確に分離して安全を保つということで、そういう施設であればどのような車両の進入あるいは人の進入、出入りが一番安全なのかということでプランがされております。

ただいま芦刈議員がご質問させていただいているような内容につきましては、今後、体育館の運営をどう行っていくかという運営計画の中で、今所管の教育部のほうで検討を鋭意されて

おります。

例えば大きな中規模体育館、それぞれ大きな大会とかあるときにですね、どのように車を誘導するのかとかですね、それから通常の利用のするときにどのような形態で交通網を利用されるのか。そういうものについては、運営計画の中できちっと明確にし、利用者についてもその交通の手段と、あるいは進入方法とかですね、経路については他市でも行われておりましたように、大会がある場合はそういうふうな周知をするというのは当然必要になってくるだろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 道路渋滞対策でございますので、私のほうからも回答させていただきたいと思っておりますが、9月の議会でもですね、話させていただいておりますが、水城駅・口無線、御笠川の河川沿いにつきましては、筑紫保育園から先をですね、ちょうど高速道路のボックスがございますが、そこまでの改良計画を平成27年度に完成したいということで考えております。そうすることによりましてですね、福岡・日田線の国分寺前交差点ですかね、あそこからですね、大型車両も入ってくるような状況もできますし、今のところちょっと一部狭いところがございますので、その辺の改良もしたいと。そうすることによって、水城駅・口無線からですね、吉松を通じて大野城のほうには行けますし、国分のほうにも行けるということを考えております。

また、関屋・向佐野線につきましてはですね、今のところ、今後、検討課題にはなりますけれども、あそこの歩道幅員を含めてですね、広げていけたらというふうなことも考えていきたいというふうに考えております。

道路渋滞ということが何度も言われておりますけれども、これだけですね、どこからでも来れる、どこからでも入ってこられる、どこでも逃げていかれるというようなですね、アクセスのある道路は、この候補地といいますか、建物、この敷地、この体育館の道路形態といいますかね、そういうところはなかなかないんじゃないかというふうに私のほうは考えております。

例えば大野城市の体育館とかですね、は1カ所しか入れない。今後、春日の体育館につきましてもですね、5号線のほうからしか入れないというような状況を考えますと、これだけの立地のいい体育館はないんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） どこからでも来れるという立地のいい体育館はないんじゃないかというように形ですが、ほかのところは余り渋滞になるような要素はないような気がするわけですが、私はどこからでも来れにくい、どこに向かっても出にくい構造になっているんじゃないかというふうに思う次第でございます。

時間もないので財政の問題に入っていきたいんですが、平成24年度決算で市債残高が199億

2,000万円、基金残高が41億円、市債の発行が29億4,000万円、公債費として元金25億円、利子2億9,000万円という形で出されておるわけで、11月の市の広報にも、先ほどの答弁にあったように、市が実際に負担する割合は約14%ですというふうに書いてあります。

そこで私が一番取り上げたいのは、利子で約3億円の利子を払っているということ、普通、企業を経営する者にとっては、金利というのは土曜日も日曜日も祭日もつくということでございまして、必要経費というよりも、どうやってこれを減らすかということが企業経営者にとっては最大の課題の一つになるわけですが、3億円の利息金利を払っているということ、仮に200億円市債残高とすれば、3億円というのは約1.5%ぐらいになるということでもって、それ自身の金額というのが私はどうなのかなというか、本当に財政状態がいいというなら金利なり利息なりをもっと減らすというか、このお金はもうまるまま出ていくわけですから、利息、金利の問題はとっても大きいんじゃないかと思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 起債というのはですね、どういうことかといいますと、さきに述べましたように、今、体育館をつくる人が全部負担するのがいいのか悪いのか。今から、体育館はやはり30年、40年使用していきますので、その人たちにも受益はありますので、その人たちにもある程度の負担をさせるのが公平ではないかという考え方のもとに、起債というのがあります。

そうしますと、例えば今回22億円の体育館をつくりますと、22億円、使わない人が、ずっと何十年も使って、自分が使うときにはもう使えないような年齢になってしまったということもありますので、やはり世代間の負担公正を図るために起債という制度を利用するのが地方公共団体の務めだというふうに考えております。

利子の問題ですけれども、現在1.5%というのは高いか、安いのか、よく考えていただきたいと思いますが、昭和47、8年ごろには起債の利率が7%か8%ございました。そういうものについて、近年少し財政事情がよくなった時点において、繰り上げの償還をしようということ、現在までよい財源がある場合についてはそういう起債の高いものについて償還をしまっておりまして、現在も、やはりまだ3%前後の起債がありますので、もし起債の繰上償還をするとなればその辺からしていきたいと思います。

今、その起債が先ほど言いましたように世代間の負担を公平化するためにあるという時期でございまして、その金利がですね、今1.5%を見ていますが、それが非常に安いということを考えておりまして、私としてはいい機会ではないかと、そういうふうに捉えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 私としては、3億円というお金が金利利息として出ていくということをもうちょっと大きく、例えば会社だったら手形を割引しないで回し手形にするとか、いろんな形で経営を考えるわけでして、3億円という金額は、私は1.5%が低いか高いかは別にしてで

すね、金銭的には大きい問題ではないかというふうに思います。

時間もないので、東風アリーナの作品図面というのは、とても私自身は見ますと魅力的に思えますが、東北大震災の復興工事や東京オリンピック工事が予定される中、工事費19億1,700万円でこれは建設できるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、これから基本設計を行いまして、実施設計を積み上げます。その設計額に基づきまして、発注をしていくわけでございます。設計額で建てます。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今、非常に皆さん関心があるのは消費税の増税でございます。5%が8%になるということです。現在、アベノミクスの効果があるかないかと、その辺は定かではありませんが、景気は非常によくなって、東北の震災等の復興も順調にできております。しかしながら、この消費税が来年4月に実施されますと、景気が低下するというんですかね、腰を折るというんですか、そういうことを政府は考えておりまして、昨日の新聞によりますと経済対策で5.5兆円の経済対策をしないと腰折れしてまたもとの経済の停滞下にあるというふうに言われております。そういった意味で、いろんな経済対策もやろうということです。

それに、今回は工事の発注については夏前後と考えておりますので、そういうふうな腰折れにも対応できるような形になると思いますし、消費税の増税の前で、今建てなければというようなことで皆さん建てられますので、非常にそういう資材とか人夫とかいうのもありますけれども、今からはそれが少し下がっていくんじゃないかと。そういうふうなことでございますので、私どもは今でも建設できると思いますが、さらに建設ができるんじゃないかと、応札も多いんじゃないかというふうに考えておりますので、そういうことで進めたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） いみじくも、消費税の問題言われましたので、約20億円の消費税アップ3%というのは6,000万円に当たるわけですね。それ自身がいろんなものに上乗せするという形になってくるんじゃないかという不安があるんじゃないかというふうに私は思っております。

全体的な話ですが、いろんなことから考えましてというか、非常に私たちも正直な話をしますと混乱しております。なぜなら、第1候補だった看護学校跡地の前に第2候補だった国士館を買った。そして、いろいろあって、看護学校跡地に総合体育館も建てるという形でもって、何かその場その場のことで進んでいて、全体的なことについての議論というのが何かなされていなくて、私たちも何か一つ一つの対応に追われてきたというような感じがしておりますが、私は、具体的に言うと国士館は買った、あるいは市内の体育館、4つ目の体育館にするのかということもあるわけですが、いろんな大学にも体育館はあるわけで、太宰府市民の方がいろいろと使っていただいて結構ですという話も聞きますし、財政問題、いろんな点から含め

て、私はこの建設には反対したいというふうに考えております。

最後に、市長にお聞きいたしますが、6,478名の署名を伴って議会には陳情という形で出されておるわけですが、この数字について、先ほど将来を考えてやるんだということでございましたが、お話を聞くと地域的にやれていない地域もあった、本当に全市でやれるとすればもっともっと数字は大きかったんじゃないかという話も聞くわけですが、このことについて市長としては、再度、どのようにお考えになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 大きな事を起こす場合にあっては、全員賛成ということはほど難しいというように思います。ある人は、立っている位置あるいは立っている視点から異なる意見もあるでしょう。どれが正しいかどうかの問題ではないと思います。いずれも立っている場所、位置等によってその評価はまちまちであろうというふうに思います。

要は、私どもは、いろんな行政は継続でございます。今日まで市民の要望、意見等々も聞きながら、そのままにしておった部分もございます。総合計画あるいは実施計画、そのとおりにいけば、これは首長も為政者も要らないであろうというように思います。どれが今の時期に優先して行わなきゃならないのかどうかという判断、このことについては最高責任者である首長が判断、最終的にはすべき事項であると。それだけの責任を持って今市の行政を担わせていただいておりますというふうに私は思っております。

市民の皆様方等々については、私は次世代を担う若者に対しまして夢と目標を与えることが大事だと、体力の増進あるいは競技スポーツ等振興を図っていくということ、あるいは高齢者、少子・高齢化に対応した子どもから高齢者までに至るまで、気軽に健康増進できるような、市民の皆様方が本当に健康になってほしいと、その先に医療費の赤字が解消できるものというふうに思っております。

あえて申し上げますけれども、私は平成23年4月の統一地方選挙におきましてマニフェストについて市民の皆さんとお約束をいたしました。このことが公の約束事項でございます。その中に、生涯スポーツの振興と総合体育館の建設を実現しますということを明確に約束をし、そしてここに立っております。私は、市民の幸せのために、市の発展のために、この総合体育館建設については邁進をしていきたいというように思います。

それから、今、他大学等にも体育館があるのではないかと、今も活用をさせていただいております。しかしながら、ご存じでしょうか、1,000人規模、それを超える大会も太宰府市においては多く行われております。太宰府市にはそういった体育館はございません。市民の多くの方からそういった大会に対応できるような体育館の要望等が今日まであるわけです。

私のマニフェスト、まにまに日記をごらんになれば、土曜日、日曜日に活動している中にあって、1,000人規模の体育館でのそういった大会が開催されておること、場所がどこでされているかといいますと、筑紫台高校でありますとか、あるいはほかの大学、あるいは他市町村まで、大野城市まで行って開催されておる。こういったことも私は解消していきたいと。今回の

建設につきましての私の思いの中にございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 総合計画等あるわけですが、まだいいでしょう。

○議長（橋本 健議員） はい、あと10秒あります。

○4 番（芦刈 茂議員） はい。私は、まちづくりということを太宰府市50年に向けて議論をして
いきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） これで、4 番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6 番 長谷川公成議員 登壇〕

○6 番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告してお  
りました2件について質問させていただきます。

今年の7月1日、2日の夕方、2日続けて太宰府南小学校の児童が不審者に暴行を受けると  
いう事件が起きました。地元地域住民は衝撃的な話を聞かされ、怒りと悔しい思いで南小校  
区防犯部会は、急遽夏休みまでの約20日間、自治会の協力のもと、児童・生徒の下校時間にパ  
トロールを行いました。

事件以降今日まで、不審者情報はなく、少し安心した日々を過ごせるようになりました。し  
かし、犯人はいまだ捕まらず、この事件の話も風化されそうになっております。

私たち南小校区防犯・防災部会は、事件を未然に防ごうパトロールを行うことができます  
が、当然ながら犯人逮捕や捜査等もできません。警察の方に話を伺うと、初動捜査がとても大  
切で、記憶の新しいうちに話を聞き、捜査に生かすと言われておりました。今回の事件では、  
家に帰り、まずは家族に報告、それから学校に報告をして、そして教師に促されてようやく警  
察に連絡と、事件が発生して警察に連絡するまでに数時間から1日はかかっています。これ  
では、記憶も定かではなく、まして子どもならばうろ覚えになって当たり前です。もし近くに  
交番があれば、駆け込んだり、相談に行ったり、記憶の新しい状態でうまく伝えられたはずで  
す。そうすれば、犯人逮捕まで時間はかからないと思います。

現在、本市の人口も7万人を超えておりますが、各校区協議会や自治会の皆さんの積極的な  
パトロール活動により、このような事件は減少傾向にあると思われませんが、人口増加に伴い、  
交番が2カ所というのは余りにも少な過ぎます。

この件は、過去の一般質問でも出ておりましたが、今後、安全・安心のまちづくりの視点か

ら、犯罪減少を目指すため市内中学校区に交番の設置が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

次に、市内公共施設の指定管理について質問させていただきます。

今12月議会において、指定管理期間が満了となり、民間から財団に戻すという議案が提出されておりますが、納得いく説明を受け、今後は市民の健康増進のために企画、立案等積極的に活動を行うよう期待するものであります。

そこで、現在、財団が指定管理者ではなく、来年度まで契約期間が残っている水辺公園と北谷運動公園は、今後、どのように管理を行っていくのか、伺います。

また、松川運動公園の管理は、将来的にどのように行っていけるのか、見解をお伺いいたします。

以上2件3項目、質問させていただきます。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 1件目の安全・安心のまちづくりについてご回答いたします。

現在、福岡県内の交番数は222カ所、駐在所数は107カ所で、平成15年の交番統廃合以降、福岡県下における交番の新設はないとのことであります。交番統廃合につきましては、交番の高機能化を柱としたもので、あわせて機動力を向上させてパトロール回数を増やすなどの取り組みがなされております。

なお、県において交番を新設する場合には、その必要性と理由など十分な資料の準備が必要であるとともに、土地の購入あるいは建築費用及び人件費等の予算確保が困難であるため、特段の理由が必要であるとなっているということでございます。

一方、市内の犯罪件数を見ますと、重点抑止犯罪種別件数は平成20年で725件、平成22年505件、平成24年461件、平成25年10月末現在では320件と年々減少している状況であります。これは、筑紫野署による警ら活動の強化と、先ほど報告されましたように地域の防犯委員の方々のご協力や地域の見守り活動による防犯活動の成果であると捉えております。

また、平成24年度から筑紫野警察署と協議の上、地域見守りカメラとして防犯カメラの設置を進めております。現在、7基14台により性犯罪等の街頭犯罪抑止にも効果を上げているところでございます。

来年4月には、筑紫野警察署が分割され、春日市に新たな警察署が新設されますけれども、筑紫野警察署の管轄は、太宰府市と筑紫野市の2市となり、新体制となります。新たな筑紫野警察署が身近な警察署となるように、さらに連携を強化し、安全・安心の地域づくりのため、交番設置を含む今後のあり方については、必要に応じまして要望、協議をしていかなければならないと思っております。

なお、現在も協議の中ではいろんな地域の課題を警察のほうにもお知らせしながら、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） 理由はよくわかりましたが、まずちょっと話を戻しますが、この事件の話はですね、協働のまち推進課や、恐らく教育部のほうから総務部長の耳に入ったと思いますが、その後、その後、後ですね、そういった事件があって、例えば市民の皆さんにですね、この事件の情報発信や啓発や協力、例えば自治協議会の中でですね、議題として上げて、こういった事件が起きましたので、そういった対処してください、パトロール強化してくださいとか、そういったことは総務部の中で何か考えてやられましたか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 学校から通報等にあわせてましてですね、関係自治会等にもお知らせしていますし、メールの配信していますよね、それでお知らせをし、協働のまちの職員も一緒になって地域の見守りに携わったと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） なかなかですね、その情報発信がないものですから、地元の地域の人たちもこういった事件が起こったこと、わかってないんですね。ですから、もうちょっとやっぱり皆さんに協力していただくためにはですね、情報発信が必要なのではないかなと私は考えているんですよ。ですから、今後、隠すとかそういうことではなくてですね、情報発信、こういった事件発生していますので皆さん協力をお願いしますといったことをですね、ちょっと強く訴えてもらいたいなと、そういうように思っております。これは要望しておきます。

質問に入ります。

私が聞いたところによりますと、本市の交番は2カ所ですね。恐らく、年代でいうと昭和30年ごろにできて、その後人口が増加したのにもかかわらず、新たな増設はされていないと。昭和30年といえば人口は1万数千人ぐらいですかね、1万人、ちょっと定かじゃないのですが、の時代で、私は生まれるどころかですね、総務部長先ほどちょっとお年、何年に生まれましたかとお聞きしたら昭和28年と、まだ総務部長もわずか2歳ということで、約半世紀は増設していないわけですね。

なぜ、その当時からですね、増設していないのか、不思議でならないわけです。ちょっと理由がわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 私が生まれた、坂本地区で生まれたのですが、近所に水城派出所というのがあります。交番というのか、ちょっと正式にはわかりませんが、いつもそこにお巡りさんがおられました。お巡りさんがそこにいるだけで安心を子どもながらに感じたものです。物心ついて思春期になって交番を避けて通るようになった経験もあるなあと今思い起こしました。

これは、私も、なぜ交番がその後設置されないのかということについては正式に調査したわけではございませんが、太宰府町が編成されるきっかけとなった昭和30年代の合併のときに、旧水城村に1カ所、太宰府町に1カ所、太宰府町は当然天満宮という門前町でにぎわいもあるところですし、西鉄太宰府駅があるというところであったんだろうと思います。

その後、今、長谷川議員がご指摘になりましたように、山間地ですね、大型団地造成がありまして人口が急増いたしました。私が昭和48年に入庁しましたときは、まだ3万人なくて市になれないというような状況で、近隣の春日市、大野城市が先に市になられたということで、その後、太宰府になったということです。

ただですね、交番というのは世界の共通語にもなるように、一つの日本の警察機構の中ではその役割が大きいということで評価されておりますけれども、やはり人口急増で、やはり福岡県下、福岡市の近郊に人口集中してきた関係で、そういう先ほど申しましたように人件費とか維持経費の関係で統廃合の見直しが県警の中で行われまして、先ほど言いましたように、だから交番をつくらないから地域には見守りしないとかじゃなくて、皆さんもご存じだと思いますけれども、かなり普通車のパトカー以外に軽のワゴンのパトカーとかがですね、夕方とか、かなり巡回をさせていただいていると思っております。そういうことで対応されているんだろうと思います。

ご質問のなぜできたのか、なぜできないのかという回答にはなりません、重要なことだろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 壇上でも申し上げましたが、とにかくですね、事件が発生してから警察に情報が行くのが遅いんですよ。答弁の中で、今機動力という話がありましたが、交番に行ったらですね、誰もおらず、結局は筑紫野署に連絡をしなければいけなかったという話も聞いております。交番数がやっぱり余りにも少ないからですね、恐らく機動力重視になってくるのではないのでしょうか。

最低でもですね、中学校校区に1交番ずつあればですね、その範囲も狭まり、犯罪も減少し、よく目が行き届き、地域住民も安全に安心した生活が送れると考えますが、なかなか予算面とかの面で交番は増設というか、新設されていないということなのですが、やはり三笠部長の答弁でもありましたように、やはり小学校のとき交番があれば安心したと。やっぱり、地域住民も交番があるだけで安心した暮らしができると思うんですね。

ですから、これは強く要望して訴えていただきたいんですが、分署なんですけれども、筑紫野署、ちょっと私も調べてないんで申しわけないんですが、例えば今、筑紫野署に何人体制で分署したら何人体制になるとか、そういった情報入っていますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 私のところにまだ、そういう分割されてどのような体制になるかという

のは、正式な数字というのはまだご報告いただけてないんですけれども、職員体制として春日のほうにできる警察署のほうに警視正が配属されるということで、筑紫野署は警視ということになるということだということは伺っております。

ただですね、先ほど言いましたように、太宰府市と筑紫野市が管轄になります。この筑紫野警察署はですね、全国でも刑法犯罪が一番とかですね、管轄が広いというのもあって、それから交通事故も多いし、それから死亡事故もですね、県下2番とかですね、テレビの報道等で新宿何とか署がという犯罪が多いように言いますが、筑紫野署が一番多いと。それが分割されて身近な警察になっていくと思います。

それで、これまでの一般質問でもお答えをしていると思います、私のみならずですね、前任もですね。警察のほうに、私どものほうもそういう希望を伝えておりますけれども、例えば正式な文書で要望されると正式にできないという回答しかできないというようなお話もあるんです、実情はですね。

だから、先ほど申してますように、地域と一体となってですね、いろんな取り組みの強化、そして結果としてそういう交番あるいは派出所なりですね、施設が要するところを積み上げていかないと、ただ交番をつくってくれということではなかなかですね、難しいような状況であります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 正直申し上げますと、私たちもですね、パトロール活動をやっているんですが、やはり最近ちょっと限界を感じてきていまして、一生懸命パトロール活動をやってもこのような事件があると、正直なところ意味があるのかとかですね、やっぱり何のためにやっているのか、気持ちがですね、萎えるのですね。やはり、これは正直言いますと、現場で活動している人にしかわかりませんが、こういった思いをですね、ぜひ警察と協議が行われた際にですね、ぜひ伝えていただきたいと思います。

それと、地域のことを上げますと、今、千葉県がですね、物すごく犯罪が多かったんですが、今コンビニにですね、派出所というか、交番じゃないですけども、警察OBの方をお願いしてちょっとしたポリスボックスというのですか、勤務時間は朝から夕方か夜ぐらいまで、そういったポリスボックスがコンビニに設置してあるらしいのですね。そしたら、それはコンビニのオーナーに土地代とか、ちょっと安くというか、協力をさせてもらって建てているそうです。そうすると、千葉県の犯罪率がですね、激減したらしいです。

子どもたちは、交番の場所はわからなくても、恐らくコンビニの場所だったらわかると思うので、そういったことも今後ちょっと調べてですね、ぜひ前向きに設置の検討をしてはいかがでしょうか。私が言いたいのは、とにかく地域住民は一生懸命パトロール活動行っていますので、そこは評価してください。お願いします。

あともう一つお願いしたいのが、事件が起こったときにですね、先ほども申しましたが

も、親に、保護者に行って、それから学校に連絡が行くらしいんですね。それを逆に保護者に言ったらすぐ警察にですね、連絡していただくか、これは教育部になると思うんですが、そういったですね、子どもたちに啓発活動をぜひ行っていただきたいと思います。

この2件あったうちの1件の事件はですね、お姉ちゃんが、お姉ちゃんがですね、これはもう学校の先生に言いつけに行こうと言って、一緒に弟を連れていったらしいのですよ。できたら、その犯人ももう何か見つけて捕まえてやるぐらいの意気込みで学校に行ったらしいのですね。ですから、それは2次被害というか、そういったことにもなりかねませんので、ぜひ何か登下校中に起こったらですね、とにかくすぐに警察に連絡しなさいと、そういった啓発をぜひ行っていただきたいと思います。これで1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 続きまして、2件目の市内公共施設の指定管理についてご回答いたします。

まず、1項目めでございますけれども、現在、両施設とも、指定管理者による施設管理を行っております。

市民プールにつきましては、シンコースポーツ株式会社が指定管理者となっておりまして、年間を通し、プールを活用いたしました水泳教室を開催しております。

北谷運動公園につきましては、太宰府市体育協会が指定管理者となっており、テニス教室を開催しております。

市の考え方でございますけれども、市では、これからのスポーツ行政のあり方といたしまして、現在、現にスポーツをしている人だけではなくて、これまで余りスポーツに親しむことのなかった市民、特に高齢者を中心として考えておりますけれども、生きがいつくり、健康づくりという総合的な観点で、スポーツ部門と健康・福祉部門が連携しながら、積極的に主催事業を展開していくことで、医療費の抑制にもつなげていきたいと考えております。

現在、両部門で会議を行っておるところでございます。

このような考え方を基本といたしまして、今後の指定管理につきましては、市民プール、北谷運動公園とも、健康、スポーツの中核となります体育複合施設の管理を含めた上で、総括、検討をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、2項目めについてご回答いたします。

松川運動公園の管理につきましては、現在、太宰府市直営にて管理を行っております。

今後の運営につきましては、状況を見ながら、先ほど申しました基本的な考え方をベースにし、状況を見ながら検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） まず、1件目の今議会で、12月議会でですね、財団管理になるというふうになっているんですが、今のこの現段階で財団管理になったときにですね、それだけ人員

がですね、相当数必要になってくると思うんですね。そういったときに、どのような管理体制になるのかですね、例えば財団の人員じゃ足りないの、例えば嘱託で誰かをまた雇うとか、そういった感じとかを考えてあるのか、もう財団できますから、人員が少ないように思うんですね。ちょっとその管理体制を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） そもそも文化スポーツ振興財団は、太宰府市内のこういった文化関係、スポーツ関係の管理といいますか、管理運営をしていこうということで発足しております。市からも出資金を出しておりますので、市と両輪になって運営していこうというのがそもそものスタートでございました。

指定管理者制度ができて、民間のノウハウとか効率性というのも考えて導入してきましたけれども、今回、3つの施設につきまして総括をしましたところ、民間ではなくて、本来想定しておりました財団のほうがいいだろうということで、こういうような形にしたというところでございます。

それと、今おっしゃいましたように、人を雇うということについても、財団で指定管理をしていただくと、市民を優先的に雇用していただけるんじゃないかと。ということは、金のめぐりが市税に戻ってくるという循環も考えますと、総合的にスポーツ振興財団が好ましいだろうというふうに判断をしたところでございます。

現体制の中で不足するのであれば、当然優先的に市民の中から雇用し、そしてノウハウを蓄積していただいて、今後とも継続して管理運営をしていただきたいというふうな願いも込めて決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ほかのグラウンドとかはですね、まだいいと思うんですが、市民プールなんです、私もですね、一人でとか子どもたちを連れてですね、泳ぎに行くんですが、非常に今ですね、すばらしい管理運営を行っております。私も今こんな体をしておりますが、大学時代と、二十四、五歳のときは水泳のコーチをやっておりますですね、その後ちょっと腰を痛めて、やはり泳ぐのがいいだろうということで市民プールに通いました。

ちょっと失礼な言い方させていただきますけれども、その当時の管理はですね、はっきり言って私からすれば余りにもちょっとずさんな管理状態で、監視員を何度かですね、注意したことがあるんです。水温も今みたいにしょっちゅうしょっちゅうはかるわけでもなく、水質検査もするわけでもない、監視台に足乗せてですね、ちゃんと泳いでいる人たちを監視しているかという、全くそんな感じがなかったんですね。ですから、ちょっとおりておいでと言ってから、ちょっと何度か注意したことがあります。

その当時はどこが管理していたとは言いませんが、非常に心配なのはですね、今民間がこのように非常にすばらしい管理運営を行っていて、これは決定ではないんでしょうけれども、財

団に戻った場合にですね、果たして今の民間のようなですね、管理ができるかどうかです。プールというのはですね、ご承知のとおりプールというのはほかの施設と違って常に命の危険性が伴い、緊張感を持ってですね、管理に当たらないと最悪な事故が起こります。市が管理運営できるところと民間が管理運営がですね、できるところは、私はあってもいいのではないかと考えるのですね。これはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 数年前から、プールの死亡事故とかというのも発生しておりまして、その都度当時の指定管理、民間の指定管理でございましたけれども、注意喚起をし指導に当たるようにということで指導してまいりました。そういうこともございます。

それと、民間のノウハウというのも当然あるかと思えますけれども、スポーツ振興財団のそもそのスタートになった理念というのがございますので、民間のそういうふうなサービスというのは十分参考にしながら、今後も財団はそういうふうな道を歩むべきだというふうに考えております。

それと、このプールにつきましては、今するとかしないとかということをこの場で申し上げる時期ではございませんので、そういう面も含めて必要であれば、民間の一部委託というのも想定されるでございましょうし、民間でいくかもしれませんし、直営もしくは財団の指定管理という、いろんな選択肢がございまして、そこら辺は総括を整理いたしまして、一番いい方法で考えていきたいというように考えております。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） はい、わかりました。市民プールもですね、やっぱり市民の皆さんが安全・安心にしてですね、利用できるような施設になってもらいたいと思いますので、なるべく市民ニーズに合ったですね、管理運営をお願いしたいと思います。

松川運動公園の管理につきましてはですね、今教育部長のご答弁でもありましたが、動き出してからですね、市民の皆さんの意見を尋ねながら、もし何かあれば、またそのときにですね、質問させていただきますのでよろしくお願いします。

最後になりますが、市民の皆さんがですね、安全・安心して生活ができ、施設利用ができるよう強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております3件について質問いたします。

1件目は、市民農園についてです。

市民農園は、一般的に、市民がレクリエーションの目的などで小さな区画の農地を利用して自家用の野菜や花などを育てるための農園です。自然志向を背景に、農業体験に対する市民の



関心が高まり、余暇活動としてだけでなく、子どもの教育や高齢者の生きがいづくりなど、多様な目的で、自然や土との触れ合いを求め、利用する人々が増えております。

そこで、1項目めですが、平成2年に制定された市民農園整備促進法は、市町村は、市民農園区域を指定したときは遅滞なくこれを公表しなくてはならないとなっておりますが、本市は市民農園区域を指定したとき公表されているのか、お伺いいたします。

2項目めは、太宰府市民農園に関する要綱に基づいた市民農園の箇所数と、それぞれの利用契約内容や利用者の利用期間と利用料などについてお伺いいたします。

2件目は、市内バスの運行について伺います。

運行については、幾度も質問をさせていただきましたが、今回は3項目について質問をいたします。

1項目めは、市内に走っている8コースの中のまほろば号高雄回りの利用者数とその補助金は幾らになっているのか、お伺いいたします。

2項目めは、まほろば号高雄回りのルートについてですが、まほろば号高雄回りは右回り、左回りとも国道3号線を通るルートでございます。どちらか一方を太宰府高校から東中、東小を通り、五条駅を通るルートに変更できないか、お伺いいたします。

3項目めは、西鉄路線バスの運行についてです。

西鉄二日市東口から太宰府高校方面に行く路線は、太宰府高校入り口で折り返す便と緑台公民館を経由し五条に行く便があります。この路線の周辺住民の交通手段として、自家用車がない人や高齢者はこの路線バスを頼るしかありません。その中、緑台公民館前は、1時間に多いときは6台も走っておりますが、五条駅行きは1時間に一台も通らない時間帯があります。西鉄五条駅始発も同様で、高校生のための時刻表になっているようです。五条駅方面を利用する方から、台数を増やしてほしいという要望があっておりますけれども、何か方法がないかお尋ねいたします。

3件目は、佐野東まちづくりについてです。

まず1項目めは、昨年、市の附属機関として、佐野東地区まちづくり構想検討委員会が立ち上げられ、議論されておりますが、この委員会は今日まで3回しか行われていません。佐野東地区まちづくり構想検討委員会の今後の方針について、お考えをお伺いいたします。

2項目めは、この佐野東地区まちづくりのエリアに建設予定の総合体育館は、既に基本設計も終わり、今後、実施設計から建設へと進んでいきます。

昨年、12月議会の答弁の中で、市長は、総合体育館は土地区画整理予定地のエリア内でスポーツ、文化ゾーンと位置づけると言われましたが、現在の状況は、全体のまちづくりではなく、体育館建設のみが進んでいるように思います。

私は、佐野東まちづくりの中の総合体育館であり（仮称）JR太宰府駅であると認識しております。

平成10年3月は、都市計画マスタープランで新太宰府駅周辺を市の西部の拠点と位置づけら

れております。また、平成16年は、（仮称）太宰府駅及び駅前広場建設基本構想も制定されておることから、（仮称）ＪＲ太宰府駅についても地権者との協議、測量等を早く進めるべきと考えます。

まちづくりであるので、簡単にいかないことは理解しますが、（仮称）ＪＲ太宰府駅と総合体育館の関連性について伺いたします。

また、総合体育館に関連してですが、総合体育館建設問題特別委員会等で何度も申し上げているように、防災、避難機能を持つ総合体育館だからこそ、スロープは絶対に必要だと思います。このことは要望しておきたいと思います。

以上３件について、件名ごとに答弁をお願いします。再質問は議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） １件目の市民農園についてご回答いたします。

まず、太宰府市での市民農園の開設におきましては、利用者の利便性や農園への親しみやすさ、利用者間のコミュニケーションなどを考え、市街地を中心に開設しているところであります。

また、農作業を気楽に楽しむことができ、レクリエーションなどの目的で農作業を体験できるように、農園利用方式により実施しているところであります。

本市における市民農園は、お尋ねのように、使用及び収益を目的とする複雑な権利等の設定を伴う市民農園整備促進法に基づくものではないため、区域指定の公表等は必要なく、当然行っておりません。ただ、先ほど述べましたように、より多くの市民の皆様に気軽に農作業に親しんでいただくために、市民農園の利用促進として、更新時や空き区画が発生した場合などには、随時、市広報等によりＰＲ、募集を行っております。

続きまして、市民農園の利用状況については、現在、市内の９カ所に開設し、総区画数は212区画となっております。

なお、太宰府市民農園に関する要綱に基づき、利用者には１世帯につき１区画を利用しているだけであり、利用期間は１年更新の通算５年を限度とさせていただいております。

利用料につきましては、全区画において年額4,000円として農園用地所有者に納付をいただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員） 今、部長の答弁では、市民農園整備促進法ではなく、農園利用方式をしているということですが、では農園利用方式についてちょっとお聞きしたいんですが、これは法律の規制がないということで理解してよろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） そのとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） ８番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） わかりました。

そしたら、それで一応2項目に入らせていただきますけれども、先ほど、今部長が言われたように、農園の箇所は9カ所であって、212カ所があるということになっておりますけれども、行政区としては一応平成24年度の事務報告書を見させていただいたんですけれども、3行政区しか提供がなっていないような感じがしますけれども、今後、ほか、44行政区あるところの3行政区ですので、まだほかにも今後増やすという考えはありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 利用者の申し込み状況もありますけれども、限られた農園の活用用地でございますので、なかなか44行政区ということは困難ではあると思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） では、その行政区は関係なく増やすおつもりはありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほども申し上げましたように、利用者の状況によりましては増園も考える必要があろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 農地の確保は、先ほど広報紙などでPRをしていってあるということですが、それは年に何回ほどの広報紙に出されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 農園の区画にあきが発生した場合については、随時PRを行っております。広報紙に掲載したのは年1回でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この農地の確保についてなのですが、市役所のほうにちょっとこの前聞きに行ったのですが、農事関係者のほうにお願いしているというようなことを聞きましたけれども、農地関係者だけではなく、市民にもそういうふうに広報を、年に1回の広報で呼びかけているということで間違いありませんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 利用者の方々にPRさせていただいております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 利用者ではなくて、農地を提供していただく方にはどのようにされていますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 農業委員会等々を通じまして、活用できる分についてはお願いをしてい

るところです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それでは、農地の条件について質問させていただきます。

太宰府市民農園に関する要綱についてなんですけれども、用配水の管理が適正になっていることとなっておりますけれども、現在、既存している農地につきましては適正に行われていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 農園でしょう。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○総務部長（三笠哲生） 農園についてはですね、市民農園の利用の契約の際に、苗、農機具、肥料、水などは各自で準備、管理をしてくださいというお願いと契約のもとに行っていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） であればですね、この要綱に各自でという言葉を入れていただかないと、用配水の管理が適正になされていることということになると、その土地を提供した人がしなきゃいけないのか、それとも自分で水も、もう一つですね、4番に区画割りが容易であることとやっていますけれども、水と区画割り、誰がするのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 要綱の表現の中でわかりにくい部分はあると思いますが、先ほど言いましたように、市民農園の利用の注意ということで契約の時点にはわかりやすいようなチラシでお知らせをいたしております。

それで、当然農園の利用者の方をお願いをしますし、初期の農園の区画の関係につきましては、担当者とも現地で確認をしながら利用者とともに進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） あるところで水を、近くの公園で水をとって水をまいてある方に遭遇しましたけれども、そういうような方もいらっしゃるということで、雨水タンクなどを市のほうで用意していただくわけにはいきませんかでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） この市民農園は、先ほど答弁させていただきましたように、作物の耕作を目的にはおりませんので、農業体験とかですね、そういうふうにいただいているということでございます。

私は直接百姓じゃございませんけれども、畑作についてはですね、基本は天水だろうと思っ

ております。市民農園の目的からして、水があつたら便利だということは十分理解できますけれども、そういう施設整備をしてやるという計画は現時点では持っておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） そしたら、区画の面積についてちょっとお聞きます。

例えばですね、観世音寺の 1 と観世音寺の 4、面積が 4.6 a で、19 区画をされております。そして、観世音寺の 4 の場合は 4.7 a で 12 の区画をされておりますけれども、これは 19 区画と 12 区画では、金額が、1 人がその農園に持つ面積がちょっと違うと思うんですけども、ここで 4,000 円を取るということにちょっと私は矛盾しているんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 農園を開設する場合に用地のご協力をいただかなくちゃいけない部分が多くあります。区画をどう割るか、30㎡ぐらいを平均に区画を割っているということでございますので、箇所によっては均一の区画がとれていない部分もあるだろうと思います。

料金がどうなのかという話ですけども、そういう体験をしていただく区画がですね、何㎡で幾らというような単価を決めたわけではなくて、用地の協力していただける方々との協議の中で、そのぐらいでというお話で決めている部分もあります。

利用者の方々のいろんな要望があると思いますので、今後も声を聞きながら本来の市民農園の目的が達成されるように担当者と一緒になって頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） ではですね、先ほど部長がおっしゃいました施設についてちょっと伺いたいんですけども、市民農園の耕うん整地というのはどういうふうなものでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 私もよくわかりません。耕うん整地というのは耕すことだそうです。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 耕すことを施設に入れられているんですか。意味がわかりませんけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 申しわけございませんが、もう一度質問、よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 先ほど言われたのは、耕うん整地と標柱と農具車と農具一式が各 8 か所には設置しているということを言われたと思いますけれども、その中の耕うん整地というのはどういうふうなもののか。

それともう一つ、標柱というのはどういうふうなものか。私は行きましたけれども、何が耕うん整地で標柱かわからなかったもので、今日質問しているんですけども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） おっしゃっていることと私のほうの手持ちの資料はちょっと違うようでございますので、大田商工農政課長に状況の説明をさせます。

以上。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） それじゃ、この件は、また後で私が個人的に聞きに行きますので、よろしく願いいたします。

先に進みます。

1 世帯 1 区画の区割りは、どのようにされておられますでしょうか。区画をどういうふうにされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 区画をどのようにされていますかというのは。

（8 番原田久美子議員「区割りをどうしていますかと」と呼ぶ）

○総務部長（三笠哲生） じゃあ、実務のところでございますので、担当課長に答弁させます。

○議長（橋本 健議員） 商工農政課長。

○商工農政課長（大田清蔵） 当初、市民農園に提供していただいた場合、そういう田んぼですね、田んぼも長方形とかいろいろあります。ちょっとひし形とか、そういう状況を見ながら、おおむね30㎡前後を勘案して、四角であれば四角に切れるのですけれども、長方形とか、ちょっと台形という形があるので、それを見ながら線を引いて区割りをしてですね、当初区割りを決定してから提供しているところです。区割りを決定してですね、そういう形で行っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 原田久美子議員、この 1 件目の質問はまだありますか。何点かありますか。1 件目の質問数。

○8 番（原田久美子議員） はい、あります、あります。

○議長（橋本 健議員） ありますか。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 済いません。時間が来たようで、何か延びる、延びたらいけないんですかね、いいんですか、このまま。

○議長（橋本 健議員） いいですよ。

○8 番（原田久美子議員） ちょっと聞きたいんですけども、結局 5 年間借りることができる。区画整理をですね、きちんと個人とするの、使用者がすればわからないわけですね、どこからどこまでが自分の一区画かというのが。だから、やはりこういうふうな初めに貸すときに

区割りをしてなかったせいで、上が雨とかですね、少しずつ隣の土地までこう来て、隣の人が結局侵食されているんですよ。そして、狭くなっている状態がありまして、その困っている人から私に連絡がありまして、実際に見に行きました。

そして、それはひどくてですね、4区画あったのに4区画の左側と右側を自分の土地にしているわけです。畝を変えているわけです。だから、その人は2区画を自分のものにもうなっているんですよ。だから、そういうふうなことでということで、隣の人に言ったそうです。おたく2区画分を使っているでしょうって。そうしたら、市役所に言ったと。そしたら、市役所が何も使っていないから使っていいと。それはもう隣の土地は何も使っていませんでした。空地でした。空白な土地でした。でも、隣の土地は違ったんですよ。狭い土地で同じ4,000円を払って、1年間に4,000円を払って使っているのですよね。そうでしょう。

それで、やはり私としたら、結果、早く進めなきゃいけないので、ちょっと早く進めますけれども、やはりまずは5年間借りられるかもしれませんけれども、初めに区画整理をきちんと市のほうがここから何m、この区画は12区画しかできませんので、12区画をきちんとしてやって、個人的には自分たちではかって、市役所に聞いて、自分、ここの土地はどこからどこまでですかと聞いて、きちんと板を張ったりしてされていますけれども、貸し出しされるときにはそういうふうなことをきちんと区画を整理をしてから貸すということはできませんでしょうか。それまでにしますから。

○議長（橋本 健議員） 商工農政課長。

○商工農政課長（大田清蔵） 当初ですね、開園するときには線を引いて、区画を割って貸していると思います。私も担当になってから1カ所したのですけれども、やはり当初区画を割って、畝溝をつくって、貸し出しをしております。

どの分かちょっとわからないのですけれども、四角だったらいいのですけれども、ちょっと長方形とか変な台形の土地とかになると、配置している区画も、変形の区画もあります。中には割っている区画も、そういう関係もあるかもしれませんけれども、それについては定期的に草刈りとかも見回りとかも行っているんで、ひどいのが、そういうちょっとどういう状況かわかりませんが、もう一回ちょっと見回って、点検して、もしそういうのがあれば、また今後指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目の継続質問はできますので、ここで休憩に入らせていただきます。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番原田久美子議員の再質問、許可します。どうぞ。

○8 番（原田久美子議員） 途中でありましたけれども、簡素にということですので、ちょっと言いますけれども、途中でやめられた方の空き地、土地の利用についてはどのようにされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど答弁いたしましたように、一定の区画数ができまして、その判断の中で随時募集をしているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 待機されている既存の人数を教えてくださいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 待機という理由の中に少しいろいろあります。先ほど言いましたように、自分が住んである地域に近い農園がいいとかですね、いや、ここは嫌だとかですね、そういうのがいろいろありましてですね、現在、申し込みをされて市民農園を利用されていない方については42名です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 先ほどの質問でちょっと重複するかもしれませんが、利用者に貸す前の区画整理はされるかされないか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど原田議員のほうからご質問があった事務報告の中で施設ということと書いています。耕うん整地、これがそういう貸し出す前の一定の区画割りをしているということだそうです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 最後になりますけれども、トラブルがないようにですね、今後とも、今も現地調査をされているということでは言われていましたので、現地調査をですね、していただきたいと思ひまして、1 件目は終わらせていただきます。

2 件目をよろしくお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 2 件目の市内のバスの運行についてご回答いたします。

1 項目めの高雄回りの利用者数についてですが、直近の調査による本年10月21日月曜日から27日日曜日までの利用者数が224人、1 日平均32人、1 便平均5.3人となっております。運行負担金につきましては、路線ごとに負担するのではなく、まほろば号の運行総事業費から運賃収入などを差し引いた経費を負担しております。平成24年度決算では1億3,568万1,243円となっております。

2 項目めの高雄回りのルートについてですが、高雄回り開設時に既存路線を運行する西日本鉄道株式会社と協議を行った際に、後発バスについては原則競合路線への乗り入れは行わないといった基本原則のもと運行開始した経緯があり、先ほど原田議員が要望されるような現時点でのルート変更は考えられないと思っております。

3 項目めの星ヶ丘線の五条駅行きの増便についてですけれども、この路線は、ご存じのように西日本鉄道株式会社が運行される路線であり、利用者の状況や経営状況により運行ダイヤを設定され、西鉄の企業理念でありますけれども、「出逢いをつくり、期待をはこぶ事業を通して、“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供し続け、地域とともに歩み、ともに発展する」というような企業理念を掲げられた会社でありますので、利用者の声をですね、直接会社へ伝えられ、また地域の皆様でですね、支えていただくことが重要だろうと思っております。なお、西日本鉄道株式会社とは、まほろば号の運行に関しまして担当者のほうが協議の場を持っておりますので、原田議員のご要望についてはお伝えをしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 今、部長の答弁がちょっと早口で言われたんでわかりませんでしたけれども、利用者は224名、補助金につきましては、高雄回りの便につきましては1億5,000幾ら幾らと言われましたけれども、それだけの補助金を出されているということですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 事業費につきましては、まほろば号全体の総事業費の運賃を引いた金額で1億3,568万1,243円となっております。調査人数につきましては、224人でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 私通告に書いていましたように、8 コースの中のまほろば号の高雄回りの利用数とその補助金は幾らですかと聞いていますので、その高雄線だけは出ないんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 人数につきましては、高雄回りの調査を先ほど申し上げましたように10月21日から27日までの利用者数が224名、1 日平均32名、1 便平均5.3人となったという結果をご報告させていただきました。

なお、事業費につきましては、全体の事業費の中で経費を計算しますので、明快なですね、路線ごとの事業費については計算ができない状況です。例えば総運行距離をですね、例えば高雄回りの路線の距離数で割るとかという概算的なことは試算ができるかもわかりません。なお、これがなぜできないかといいますと、高雄回り線を個別に運行しているわけじゃないのですね。バスは、その全体のダイヤの中で動いておりますし、運転手もその中で動いております。

それから、総係費についてもですね、全体を見ておりますので、路線ごとについてはです

ね、この間何回か議会のほうでも質問いただきましたけれども、路線ごとの数字が出せないというのそういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私はですね、先ほど人数32人で、1日5人、5.3人と言われましたけれども、5人の利用者がいないところの3号線をなぜ往復左回り、右回りをなぜバイパスを通らなくて、その分を1回だけ、資料見ていただきたいんですけども、私が出している資料ですね。この丸のところがですね、結局路線バスも左、丸の左側のほうしか通っていないわけです。今度、高雄公園ができて、高雄公園までぐらいはやはりバスを通してあげるのが普通じゃないかと思います。

それで、その高雄線のところまで行くと、東中の前に行きますので、あそこも冬場は特に車が少ないので、バスが通ることによって先ほど長谷川議員が言われたように不審者とかの予防にもなると思いますので、できればそちらを通して、利用者が少ないところはやはり継続的に運行を行っていくよりも見直ししてはどうかということで、私がそちらのほうを変更できないかと言ったわけです。

今、直接できないということですので、この質問につきましてはまた改めて試行錯誤で頑張って質問させていただきます。

そしてですね、結局、私は3号線を往復しているということよりも、一人でも多くの方が乗っていただけるような路線をしてほしいということがまず1点です。

それと、協働のまち推進部長であった三笠部長、同じ総務部長でございますけれども、そのときにですね、答弁では、今後ますます進展します高齢者社会を見据えたとき、まほろば号での直接乗り入れが困難な地域の新たな交通システムの研究会、既に内部で組織し、調査研究を開始しているところでございますということで、答弁がありました。

調査研究、どのようにされたか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 最後のご質問でよろしいですかね。調査研究会ということでよろしいですか。

健康福祉部のほうで、以前ご回答しておりますけれども、いろいろな検討して、内容についてはですね、デマンドタクシーとかデマンドバスという内容で調査研究をしたけれども、その一定の方向性についてはですね、現状のまほろば号ということで、現在についてはそういう結論で終了いたしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたらですね、コミュニティバスのもので、継続的運行への指針作成というのがあると思いますけれども、路線の存廃の基準設定というガイドラインがあると思

いますけれども、運行継続条件があるようですけれども、どのようなことか、おわかりでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） そのことについては、了知いたしております。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 結局ですね、少しでも赤字が少なくなるように、事業性を考えたルート、そういったものをしていくということがガイドラインに示されております。ぜひですね、今後とも、されているということですが、調査研究をしていっていただきたいと思いますが、まずはですね、やはり廃止するということがありますので、廃止にならないように、バスに乗っていただくことがコミュニティバスの目的だと思いますので、調査研究をして路線を変更できるのであればですね、変更していただきたいと重ねてお願い、これはお願い、要望をしておきます。

3 項目に行かせていただきます。

デマンドタクシー、先ほど言われましたように、調査も始められているということですが、高雄線開通に伴って老人センターのバスの運行の取りやめ、それから高齢者のための手軽な交通手段が、星ヶ丘、東ヶ丘、そういうようなところはなくなっているのですよ。緑台公民館を経由して五条に行く場合ですね、何も交通手段がない方につきましては、先ほど、西日本鉄道株式会社のほうにまた検討については話し合いをしていくということで、それはお願いしたいと思いますけれども、その件について市のほうは一本もない部分についてはどのように西日本鉄道のほうに言われるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） このコミュニティバスにつきましてはですね、先ほどのガイドラインは内容がどうのこうのということで、私としては直接的には内容を了知していないとご回答いたしました。これはなぜかといいますと、平成元年からですね、取り組みを始めまして、平成10年ですかね、九州で初めてのコミュニティバスということで、創業者ということで自負しております。

先ほど原田議員がご指摘のように、運行経費の問題とかですね、いろんな効率的な問題については5つの運行方針を掲げながら運行しているのは皆さんご存じのところだと思います。そういうふうにして行っておりますので、まずご報告させていただきます。

それから、先ほどからご質問されています星ヶ丘線につきましては、西日本鉄道株式会社が独自に運行されている営業路線であります。先ほど言いましたように、西鉄の経営状況あるいは利用者の状況の中ですね、あるいは西鉄二日市東口との電車との連結あるいは五条駅の電車の連結等も考慮しながらされていっているものと思います。

私も星ヶ丘線を利用しながら通勤をさせていただいておりますので、現時点では通勤時間帯についてはですね、不自由なく利用させていただいております。土曜日に1便だけですね、走

っていない時間帯があるようでございますけれども、その前後にですね、何分か、何十分後ぐらいには出ていると思っておりますので、協議をするということじゃなくてですね、原田議員のほうからそういうご要望があったということはお伝えをいたしたいということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） ありがとうございます。そのように、要望としてお願いします。

では次、3 件目に移らせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 次に、3 件目の佐野東まちづくりについて回答いたします。

まず、1 項目めの佐野東地区まちづくり構想検討委員会の今後の方針についてですが、現在、附属機関として佐野東地区まちづくり構想検討委員会を設置し、J R 新駅を含めた佐野東地区まちづくり構想の策定を平成26年中の完了を目途に行っているところであります。

今回の佐野東地区まちづくり構想につきましては、主に農地である現況から、都市的土地利用への転換が前提にあります。

そこで、平成26年2月開催を予定しております次回の構想検討委員会において、まず土地利用転換の基本となる土地利用イメージについてご議論をいただくこととしております。

これまでの構想検討委員会における土地利用に関するご意見として、高層化と景観、開発と農業との調和など、捉え方によりましては対極にあるような課題もございますので、土地利用イメージにつきまして、田園案、中層案、高層案3案を提示しご意見をいただき、その後の委員会におきまして、交通体系を初め、順次、審議項目を明確にし、ご意見を受けつつ、平成26年中の構想取りまとめに向け、進めてまいります。

（仮称）J R 太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりににつきましては、第五次総合計画において整備を検討すべき地域と位置づけており、その実現に向けましては、民間手法を基本とした周辺のまちづくりとあわせて進めるものと考えております。

次に、2 項目めの佐野東まちづくりと総合体育館との関連につきましてご回答いたします。

佐野東地区につきましては、新駅がまちづくりの大きな魅力となると考えております。

これに、新たに体育複合施設、総合体育館が加わることは、本区域の魅力をさらに高めるものとなり、佐野東地区のまちづくりの具現化に向けた機運の高まりに寄与するものと期待しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 構想委員会の開催の日時につきましては、この前、全議員によります佐野東まちづくり、仮称でございますけれども、J R 特別委員会が開かれたときにも部長のほうから丁寧なる答弁をいただきました。この件につきましてはもう再質問はありませんけれど

も、2項目めからちょっとさせていただきます。

結局、まずですね、初めにエリア内の（仮称）ＪＲ太宰府駅の件で伺いますけれども、（仮称）ＪＲ太宰府駅の場所ですね、場所についてもう一度、どこにできるのか、一応予定されているのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） この待避線はですね、今現在、待避線というのは、平成15年3月に太宰府信号所利用開始ということで、今、大佐野のほうにできておりますけれども、その箇所に決定しているというふうに考えております。

先日の特別委員会の中でそういう質問がございました。いろいろ変更があるんじゃないかなというふうなご質問もありましたので、構想委員会の中にですね、検討委員会の中にＪＲの委員さんもおられますので、再度そちらの委員さんのほうにもですね、確認をさせていただいております。場所的には、あの場所でＪＲのほうも考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 先ほど誰の質問だったかな、前、市長がですね、マニフェストのことを言われましたので、市長がいつも出されているマニフェストにはですね、ＪＲ太宰府駅の建設についてはいつも書いてあるとおりでございますので、それは信じまして、されるということをお願いしたいと思います。

それと、私、平成16年10月に、基本構想というのができていますけれども、1つ質問したいのですが、筑紫野市との協議ですね、道路を含めて。道路の問題が一番だと思いますので、道路の問題も含めて、筑紫野市との協議がどこまで進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 筑紫野市とはですね、いろいろ非公式ではございますけれども、話し合いは持たせていただいております。さまざまな協議会、例えば西鉄二日市駅周辺整備協議会とかですね、都市計画の審議会のメンバーにもですね、それぞれの担当課長が入っております、その中で日ごろ、非公式でありますけれども打ち合わせをさせていただいております。

仮に市のほうとしてですね、正式にやるということになればですね、その前提としてやはり地元の太宰府のほうですね、一つに機運が盛り上がってやっていこうよと、そういうことの高まりができてくればですね、正式に杉塚区とかですね、行政のほうの話し合いもですね、持ってこれるのじゃないかと思っておりますが、また構想案も提示してなるべく早い時期にですね、そういう機運を盛り上げて、そして筑紫野市ともですね、正式な協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） まちづくりというのは、結局、駅をつくる、その佐野東まちづくりというのは、駅をつくるだけ、体育館ができる、そういうふうなことも必要なんですけれども、やはりその街を、西の玄関口をどうしていくかというところに私は自分が J R 特別委員会のまちづくりの副委員長もさせていただいておりますけれども、やはり駅をつくるためには、やはり道路計画が一番大事だと思っておりますので、そういうふうな基本計画の中にですね、道路の件につきましてはくれぐれも計画の中にまずは道路の計画をどういうふうにするのか、していただきたいと思っております。

私、建設経済常任委員会の視察に 1 カ月前、11 月 8 日のことでございますけれども、愛知県春日井市に建設経済常任委員会で、J R 勝川駅の整備総合事業に行政視察に参りました。やはり、春日井市は、やはり太宰府と一緒に、西部の地域の拠点地区として位置づけられておられて、やはり春日井市の西の玄関づくりをされておりました。ずっと話を聞くとときにですね、やはり 6 つの基本方針をつくられてですね、それで着々と進んでおりました。今はもう魅力ある町に変身して、居住空間とかマンションができていまして、そして駅前の近くには駐車場を利用して、それを駐車場を貸しているのですよね。マンションができ、人が住めばやはり車も駐車場も要りますので、そうした高架を利用して駐車場にされていたことを本当に実感、駅ができれば街ができるんだというのをですね、実感させていただきました。

次にですね、J R の駅、（仮称）J R 太宰府駅のことにつきましてはちょっとわかりました。体育館について、ちょっと私の意見をまとめさせていただいて、お聞きしたいんですけれども、同じエリア内に先に建つ総合体育館については、太宰府市には整備が整った総合体育館というのは一つもないと私は思っております。

スポーツというのは、する人ばかりのスポーツではなくて、観客席が整備されて、見る人のスポーツも必要だと思っております。この前、11 月 30 日に、太宰府小学校の 140 周年の記念式典に出席しましたけれども、最後に記念コンサートがありまして、筑紫台高校の吹奏楽部の演奏で記念式典が行われたんですけれども、子どもたち 580 名の方がその記念式典の音楽を聞かれました。高校生の演奏を聞いて子どもたちが、音楽に関心持った子がたくさんいたと思うんですよね。私も感動しました。

それで、スポーツも同じで、そういうふう立派な体育館ができて観客席が見れる体育館ができれば、そういった子どもたちが大きくなって、そういうふうなスポーツをしたいとか、体が不自由な方は自分ではできないけれども見るだけでも自分に元気つけられるんだとか、そういうふうな体育館をつくっていただけるということで、私は体育館のほうを賛成したわけでございます。

例えばですね、太宰府東小学校のわくわく発表会というのが毎年行われているのですけれども、生徒さんが 316 人で、そこに保護者、家族の方がついてくれば、3 人ついてくれば、おじいちゃん、おばあちゃんもついてきたとして、948 名ほどになるわけですね。そしたら、3 学

年ごとに保護者が入れかえているのですよ。今、プラム・カルコアは、中央公民館ですね、そこで保護者が交代しなきゃいけないのですね。

そういったことも、結局リスクの解消というんですかね、そういったこともできると思うし、太宰府吹奏楽団も、クリスマスコンサートが今年12月22日に2回ほどあります。毎年あっています。あれも1回で済むわけですよ。だから、そういった利用者が、今の既存している体育館は本当に総合体育館と私は思っておりません。それで、ほかにもやっぱり財政が非常に厳しいときになぜこんな総合体育館を建設するのかというような声もあっておりますけれども、私は、今子育てとか介護、福祉に投入するべきという声も上がっておりますけれども、それも大事なことです。でも、10年先の財源を考えると、高齢者も進み、大幅にですね、増収も見込めないと思います。だからですね、今ある規模の大きなですね、整った体育館を建てることで維持費の一部を確保するとともに、佐野東まちづくりとあわせて将来増収をしていただきたいと思っておりますけれども、副市長でよろしいですかね、お聞きしたいと思います。市長、よろしいですか。私、そういうふうに考えておりますけれども、いかがですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 佐野西の、東のまちづくりあるいはＪＲ太宰府駅のありようについて、そして福祉等の発言がございました。

今ご指摘、お話がされたとおりでありまして、私はこのＪＲ太宰府駅等々については、全国のダイヤに、ＪＲのダイヤに、太宰府駅が載るということ、また駅ができるということ、これは今の1,300年、1,350年、あるいは100年後も誇りに思えるような、そういった太宰府を目指しております。

この周辺景観は、恐らく4,000年も5,000年も太宰府市にありましてはこの様相は一つも変わらないと思います。この美しい景観を送っていくこと、後世に送っていくことができると思います。

天満宮もまた4,000年も5,000年も恐らく続くだろうと。九州国立博物館も同様でございます。また、市内には特別史跡と言われる大宰府政庁跡、水城跡、そして大野城跡等々がございます。これは日本あるいは世界に誇るべき文化遺産、歴史文化遺産を有しておる市でございます。

唯一全国の中においても、このような市はないというふうに思っております。そこを中心に考えるならば、時間がかかったとしても、ＪＲ太宰府駅の設置あるいはそれを含めた形でのまちづくりの必要性は、私はこれは当然消えるべき問題ではないと。課題の追及を行っていく必要があると。そして、ＪＲ太宰府駅に外国の方あるいは九州各県から来られた方々がその駅におりられ、そしてガイダンス的な形、ジオラマ的な形、太宰府全体がわかるような、どこにどういうふうに行けば自分の目指すところに行けるというふうなこと。そういったことがわかるような、そういったまちづくりを含めて行っていく必要があるというふうに思います。

それから同時に、西鉄二日市駅も同様に考えておるところでございます。今、客館跡が出て

おります。これも大宰府政庁跡の鴻臚館的な、要人が来られた場合にそこに宿泊し、そして奈良のほうにお連れすると、行かれるというようなこと。あるいは、単独でここだけで客館跡だけで用事が終わり、そして帰られるというふうなことも1,350年にはあったわけでございます。そこに客館跡が出ております。西鉄操車場跡。これもまた、国の歴史から見ても、あるいは特別史的な形に恐らく、今文化庁で協議中でございますけれども、その方向になるというふうに思っております。また、その取り組みをしておるところでございます。

そういった中で、この西鉄西の駅前についても、太宰府駅と同じようなジオラマ的あるいはガイダンス的な形、太宰府の玄関口として、それぞれの玄関口として機能を果たすように、そういったまちづくりを計画しておりますし、実現に向けて一つ一つ積み上げていきたいというふうに思っております。

もちろん、福祉の問題、大事です。これも議会の中でお話ししましたように、今、筑紫地区、都市圏の中におきましても、福祉、教育の問題、諸施策についてはよその市町村に劣ることはありません。全て同一条件の中で今行っております。遜色がないというふうに思っております。

基本的には、この福祉の問題あるいは教育の問題は、国あるいは県のお仕事でございます。それを私どもは補完する意味におきまして、できる限りの努力をしておるということをここで話し、説明をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 市長、ありがとうございました。

最後になりましたけれども、体育館の内容につきましてですね、再度要望としておきたいのが、とにかくエレベーターだけではなくてですね、スロープの設置を要望して、私の一般質問を終わりたいと思っておりますので、ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告書に記載しております国民健康保険税について3点伺います。

まず、上限額の引き上げについて伺います。

厚生労働省は、国民健康保険の上限負担の限度額を現在の65万円から2万円引き上げ67万円にする案をまとめ、諮問機関である社会保障審議会の部会に示すと報道が2013年11月7日付の西日本新聞で報道されています。

今回の対応は、政府が国会に提出をした社会保障制度改革に関するプログラム法案に明記されたもので、国保だけでなく、国保に加入する40歳から64歳の方がまとめて国保におさめられる介護保険の保険料も現行から引き上げられます。さらに、75歳以上の高齢者が加入する

後期高齢者医療制度においても上限額の引き上げが行われる方針が示されておりますが、現段階において、これらの対応について、太宰府市はどのような形でタイムスケジュール等を進めていくのか、また対象となる方の人数はどれぐらいになるのか、お聞かせください。

次に、平成26年度の国保の運営について伺います。

この2点目につきましては、国民健康保険事業特別会計の予算編成という点を中心に伺わせていただきます。

9月議会の決算審査の特別委員会でも、審査資料で要求をし対応していただきましたが、過去3カ年分の繰上充用の金額を出していただきました。繰上充用とは、当年度に入ってくる保険税を使って前年度の赤字だった場合、穴埋めをする形ですが、こういった財政運営が当年度の収入を食い潰す形となり、当年度の国保事業に影響が出ないのか、懸念しておりますが、現在の認識をお聞かせください。

9月議会の決算の審査の際に、担当課長は、保険給付費は非常に伸びている中、社会情勢等を反映して保険税のベースとなる所得が伸びていないということを述べられておられます。

太宰府市の国民健康保険税の収納率を見ても、9月議会の決算審査の際に配付をされた事務報告書62ページには、現年分においては93.97%と高い状況です。このことから、国民健康保険事業特別会計の運営のあり方として、一般会計からの法定外の繰り入れを実施するべきときに来ているのではないのでしょうか。

この後質問する3点目にも関連いたしますが、新たな枠組みで運営が行われる際に、現在の状況を清算した上で移行する形になると思いますが、その際に一般会計から一括して財政を投入するよりも、今から計画的に対応していく、そういったときが来ていると考えますが、見解を伺います。

3点目に、新しい単位での国保運営について、広域化への対応について伺います。

今年4月に、福岡県は既に策定していた福岡県市町村国保広域化支援方針を改定しました。国会に提出されていた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法案では、国保の運営主体を現在の市町村から都道府県に移すことなどが盛り込まれていますが、国保の加入者の方にとっては、近くの市役所から実施の機関が県などの広い範囲に移行すれば、相談等の対応など利便性においても著しい低下が懸念されることになると思いますが、広域化において国保に加入されておられる方の不安解消の手だてはどのように考えておられるのか、現状の対策をお示してください。

再質問については発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 1項目めの厚労省が示しました来年度からの上限額の引き上げについてですが、まず国民健康保険税は、国保被保険者の医療費などに充てられる医療保険分、後期高齢者医療制度の医療費を支援するための後期高齢者支援金等分及び40歳から64歳の介護保険制度の第2号被保険者保険料に充てられる介護納付金の3つで構成されております。

それぞれの年額賦課限度額は、現在は、医療保険分は51万円、後期高齢者支援金等分は14万円、介護納付金分は12万円の合計77万円となっております。国民健康保険被保険者の高齢者の増加、医療技術の高度化等による医療費の増加に加え、近年、全国的な後期高齢者医療費及び介護給付費の増加に伴い、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付する後期高齢者支援金等及び介護納付金が大きく伸び、国保財政悪化の要因となっております。

ご質問の賦課限度額の引き上げについてですが、現在、国において、医療保険分は据え置き、後期高齢者支援金等分は14万円を2万円引き上げ16万円に、介護納付金分は12万円を2万円引き上げ14万円に、合計81万円とする方向で検討がなされております。今後、平成26年度税制改正大綱の閣議決定、地方税法等の改正等を経て、本市国民健康保険税条例の改正が必要となっておりまゐります。なお、本市国民健康保険で、この対象となる世帯数は、現時点で、国保総世帯数1万243世帯のうち、後期高齢者支援金等分は200世帯、介護納付金分は101世帯となっております。

次に、2項目めの来年度の国保運営についてですが、これまでも医療費の適正化等の適正運営に向けた取り組みを進めておりますが、高齢者や非正規雇用者あるいは無職の方などの低所得者が多いなどの構造的な問題から、赤字決算となり、繰上充用を行っている状況でございます。

今後も、国民健康保険事業の適正運営のために、資格適用の適正化、レセプト点検、ジェネリック医薬品の促進等の医療費適正化に努めつつ、特定健診・特定保健指導の取り組み強化に加え、文化、スポーツを含む健康づくり事業を全庁的に進め、医療費の伸びの抑制につながるよう取り組んでまいります。

当該年度の事業に影響を及ぼすようなことがないのかというご質問でございますけれども、保険給付を初め、特定健診などの保健事業等につきましても、適切な予算計上を行いまして、適正な国保運営を行ってまいります。また、今後、国民健康保険に対する国の財政支援の拡充及び国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営については、財政運営を都道府県が担うことが予定されておりますことから、財政支援拡充の動向を十分注視しながら、その影響を勘案しながら、法定外繰り入れについては、時期も含めて判断していく必要があると考えております。

次に、3項目めの新しい単位での国保運営の対応についてですが、国保の広域化に関しましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法案で、財政運営は都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の積極的な役割が果たされるよう措置を講ずることとされております。

今後、国と地方の協議等を経て、それぞれがどう役割分担するか、はっきりしてくるものと考えております。懸念されているような相談等の対応につきましては、利便性の著しい低下がないような配慮がなされるものと考えておりますけれども、どのような役割分担となるのか、その動向に注視しながら、必要に応じて、市町村の役割が十分果たせるよう、県、市長会等を

通じ、国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番藤井雅之議員。

○7 番（藤井雅之議員） (1)から(3)、ちょっと幾つか順を追って再質問をさせていただきたいと思いますが、まずこれは全体的に1から3に全体の部分にかかわることですので、まず健康福祉部長にお伺いしたいのは、6年前、私が議員になったときにちょうど部長は国保の係長でおられて、今日、健康福祉部長として国保のことを議論できるのも、何か時がたつのは早いなど思いながら、今回答を聞いていたのですけれども、国保の部分について、部長の認識としては国保というのはそもそも運営のあり方として社会保障の一環として運営されているものとお考えなのか、それとも別の意味合いを持つものとして考えておられるのか。まず、その基本的な認識のところをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 私の認識としましては、国民皆保険制度、国民皆年金制度というのがございますけれども、国民健康保険といいますのは、昔はですね、第1次産業の農業者の方とかですね、自営業の方が主に入っていましたけれども、現在では、お仕事をやめになつてですね、加入してある方が多くなっております。そういう面ではですね、最後のとりでと言われますこの保険制度を社会保障制度としてぜひ維持をしていかななくてはならないというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 7 番藤井雅之議員。

○7 番（藤井雅之議員） その答弁を聞いて安心いたしました。国保法の第1条の中にも、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするということが冒頭の入り口に書いてありますので、今後、これは新たな枠組みですね、県単位の部分に行くことになったとしても、当面市町村で担っていく間はその社会保障の一環として当然運営を太宰府市ではされていくということは今の答弁で認識をいたしました。が、じゃあまずその限度額のこの引き上げの部分は今後3月議会には一定の形で出てくるのか、それとも年度を超えて6月あるいは専決という形でまた提案されてくるのか、現状の見通しはどうなりそうなのかということを、現状の見通しで結構です。でお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） はっきりしたスケジュールは決まっておりますけれども、これまでのですね、国の税制改正につきまして、平成25年の例でいきますと、年明けてですね、月末ぐらいに税制改正大綱が閣議決定されて、その後、概要が把握でき、実際の地方税法の一部を改正する法律が成立するのは3月末になる予定でございます。

ですから、前回の例でいきますと、3月議会の最終日に内容説明、そして専決ということになるのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 7 番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。

それとあわせて、今対象となる世帯、現状の国が示している部分でのとおりいけばこれだけ太宰府市ではという具体的な数字もありましたけれども、あわせて国保税ですね、その算定に当たって、今資産割というような、そういった算定のあり方の部分も、これは算定している自治体、していない自治体と対応が分かれているようなところがあると思いますが、この資産割についての対応は太宰府市としてはどのようにされておくのか。ここまであわせて答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） おっしゃいますように、4方式というのがございますけれども、本市におきましては3方式で行っております。資産割につきましては、全国的にそれほどないというふうに認識しております。ですから、このまま3方式で考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。それでは、(1)の部分は、また何か情報がありましたら3月議会までにも当然1月、2月と議員協議会もありますので、そのときに何か示していただけるものがありましたら、出していただきたいということを要望しておきます。

それで、(2)のところの国保財政のところを話を持っていきたいと思うんですが、医療費の適正なそういった繰上充用が及ぼす影響ですね、国保の事業の中でいろいろ特別今繰上充用で対応はしているけれども、当年度の事業には影響が出ていないというような、そういうふうな答弁と理解しますが、ただ3カ年の繰上充用の推移を見ると増えていっているんですけども、本当に影響がないというふうにお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 予算編成におきましては、特に影響は出てないというふうに考えています。といいますのは、例えばですね、保険給付は当然のことですけれども、任意給付であります葬祭費の、葬祭費は違いますね、済いません、針きゅう助成とかですね、そういった任意給付を行っておりますけれども、そういったものも全て継続して行っておりますので、確かに当該年度の赤字というのはですね、私自身も気にはなりますけれども、予算編成に当たってはですね、特に影響はないというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それで、これは健康福祉部長、今、法定外の繰り入れのところにも話は移るんですけども、先ほども時期も含めて判断をしたいというような法定外の繰り入れについては答弁がありましたけれども、当然、今市役所の中では各予算編成の行われている最中だと思います。当然、課長さんのところで査定するもの、部長のところで査定するものというようなところで、最後、副市長、市長というような流れで、予算が来年度の部分決まっていくと思うんですけども、健康福祉部長の認識としては、じゃあ平成26年度の国保会計の部分で法定外の繰り入れは今求めると考えておられるのか、求めないと考えておられるのか、その辺の

ところはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） まず、法定外繰り入れがありますけれども、その前にですね、当然一般会計からいただいている法定繰り入れというのがございます。それはですね、国保事業を運営するに当たっての国保に関する職員の給与費とかですね、そういったベースになるものは一般会計からいただいております。法定外繰り入れにつきましてはですね、例えばその法定外繰り入れをしますと、それは一般の市民の方の税でですね、補うことになりますので、例えば国民健康保険の方も国保税を納めつつご自分の市税とかそういったものでですね、補填されるということになりますので被用者保険も含めまして二重払いになるということがありますので、その辺は慎重に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 国保の二重払いというのはよく執行部が言われる一つの答弁の中の常套手段といいますかね、というようなところだなというのは思うのですけれども、これは私過去、これは後で質問しますが、副市長と一回議論したことがあります、その国保の負担の部分ですね、要は一般の会社等で社会保険に入っておられる方の税金を使って国保の部分を補填するということなのですが、社会保険に入っておられる方というのは労使折半という形で社会保険料、その保険の部分が負担されていますよね。要は、使用者が半分は払っている。けれども、国保に入っておられる国保の方というのは、そういった国保の加入者が全部払っているわけですよ、保険税の部分が。

だから、その今の健康福祉部長の答弁といいますかね、その論法というのは一方では何かちょっと認識が違うんじゃないかなというような、私は気がするのですけれども、いや、それは私のほうが間違いだと言われればそこは指摘していただければ結構ですし、そういった部分のお考えというのは、もう少し。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 濟いけません。説明不足で申しわけありません。当然、この国保事業を行うに当たりまして、国、県からですね、補助金とか調整交付金とかですね、そういったものがありますので、議員がおっしゃるような事業主負担というのはですね、その辺でカバーされているのではなかろうかというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その上でも出ている数字を見ますと、ただ国保における国保とか協会けんぽとか組合健保とかいろいろそういった保険の枠組みがありますけれども、それでも国保における保険料負担というのは2011年度の資料を見ましても、国保が9.7%に対して組合健保は5%、これは所得に占める1人当たりの割合の数字でありますけれども、そういったような数字も出ておりますので、やはり国保に、これは答弁でもありましたけれども、加入しておられる方の所得に対して国保の負担額というのが決して今容易に払えるというようなですね、そう

というような状況には私はなっていないんじゃないかなというふうにも思いますし、ただ太宰府市の場合、収納の状況を見ても93.97%というのは当然一定の努力をされて、これは私は高い水準であるというふうに思っています。

要は、払える人というのはきちんと払った上で、そういった市も徴収をされるという努力をされた上での数字になっておられますから、残りのもうここに入っていない、要は払えていないというような国保の税を払うのが難しいという方は、恐らく私はこの収納率で見る限りはもう本当に困っておられるといいますかね、負担が重たいと感じておられる方なんじゃないかなというふうにも思ったりもするのですけれども、これで新たな当然これ枠といいますか、広域化の今後運営になっていくということで、やはりその国保の部分の法定外の繰り入れというのは過去副市長にも議論した中で、副市長も今部長と言われたように、時期を含めて判断したいというような答弁をいただいたのを覚えておりますけれども、私はそういった新しい広域化への枠組みという部分が入ってくる具体的なタイムスケジュールももう見えてきたときですね。だから、国保の法定外の繰り入れも判断するときというのは、私はもう来ていると思いますし、それこそ今時節のはやりの言葉を言わせていただければ、いつ判断するの、今でしょというふうに私は考えるのですけれども、これは過去議論した副市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この赤字の原因はですね、やはり高齢者の支援金が多くなっているというふうに思っております。平成18年度からですかね、平成20年度から後期支援制度が始まりまして、そのときに太宰府市は特に高齢者、65歳、特に筑紫地区でも高齢者、65歳以上の高齢化率というのは高うございます。その人たちはほとんどが会社を勤めを終えられて国民健康保険に入られているような方が多うございます。そのほかの市町村は、割と市町はですね、割とこれが少ないほうな形でございます。

国民健康保険税というのは、先ほど説明しましたように、皆さんは一つの税金だろうと思っておりますが、本来ですと医療にかかる部分、皆さんがお医者にかかる部分、それから高齢者に対する支援、介護に対する支援金という3段階で分かれています、それぞれ収支計算を見ますと、やはり少し収支が足りないなという部分あるいは収支が全然とれてない部分とかというふうなことがわかってきております。

本来ですと、太宰府市は高齢者が多うございますので、介護保険料の金額は高くなければならないのに、なかなか上げれない。これは、なぜかといいますと、先ほど言いましたように、簡単に一般会計から繰り入れすると、常套手段とおっしゃっていますけれども、どうにかしてくれるんだというような担当の部署、徴収においても、あるいは給付するにおいても、緊張感がなくなるんじゃないかなと思っています。

筑紫地区で、今参考にしているのは6億円ぐらい一般会計から1年間に繰り入れしたところもあります。平成20年度では、3億円しているところもあります。私ども、今のところ6億

6,000万円ですけれども、そんなふうに安易にすると、安易になるじゃないかというようなことも思っておりまして、最大限の努力をしていただこうというように思っています。

目標は、今のところ、年度はかわりますけれども、平成28年度ぐらいに県等で一括することになります。そうしますと、保険料をみずから給付と保険料というのが出てきますので、あるところでは一般会計から多額の繰り入れを今しています。我々はできるだけ保険制度を続けようということで、努力で頑張っていこうということでやっています。そうしますと、筑紫地区の皆さんはですね、太宰府市は上げますと、保険料上げますと、高いじゃないかと。たしかよその市町村は一般会計から繰り入れていきますから安いじゃないかということをおっしゃるわけですね。実際はそうじゃなくて、自分たちの税金で補填をしているというのは変わらないんですよ。保険者だけが安いということであって、一般全体からいいますと、やはりその保険料というのは皆さんの税金で賄っているということになります。

いずれにしても、今大体のこの介護保険の清算が2年後にしますので、それを見ますと、やっと今のところ1年度の、1年間の収支バランスが約1億6,000万円ぐらいかなというふうにやっと確定しました。それ以前は2億円も赤字だったり、9,000万円も黒字になったり、いろいろしておりましたが、この1億6,000万円については、やはり保険料で賄うべきなのか、あるいはそこに一般会計からの幾らかの状況判断をして入れるのか、それは私どもも徴収を私したことがあります、本当に低所得者に対しての保険料というのはかなりのウェートを占めるということは私も知っております。一生懸命に払っていただいていることも知っています。

そういうことも含めましてですね、もうそろそろその判断をする時期によいよ来ているかなと、特に平成28年度までにはやはりゼロにして、やはり加入をしなければいけないというふうに思っておりますので、それを見詰めながら、ここ二、三年のうちに判断をして繰り入れをしていく。一度にできませんから、その辺は今のところ私どもは財政調整基金でその分を含めながら補填できるような積み上げを今行っているところでございまして、財政負担が一度にないような形では考えて判断をしようと。そういうことで思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その平成28年度に向けての判断のところがまだ、いずれはされるというような回答ではあるかなと思いますけれども、例えば財政のところでも、部分から少し話をさせていただければ、午前中、芦刈議員のほうからは、市の財政、一般会計の収支の状況、起債に対する利息の金額、3億円というような発言も出ておりましたが、私は例えば当年度の事業の中でもですね、今年度は支払いが発生するけれども、来年度はそれが発生しないというような、そういった部分もあるかというふうに思います。

その一つが筑慈苑に加入する際に負担しておりました加入負担金の支払いが今年度で終わると。来年度からはもう支払わなくてよくなるというような、当然構成市の負担金は引き続き払わないといけませんが、筑慈苑に加入する際に分割して払っていた負担金の支払いがちょうど

今年度で終わるということで、そういった部分ではこれが、ちょっと済いません、正確な数字がちょっと出ておりませんが、4億円近くの部分がまだ今まで毎年払ってきた分がこれで払わなくてよくなるという部分では、そういった部分も財政の部分として一つ使えるあり方としてあるのかなというふうには私はこれは考えますので、この部分は検討していただきたいというふうに思います。

それと、もうちょっとあと3項目め、基本的なところの認識をお聞きして、伺い、終わらせていただきたいと思いますが、3項目めのこれから具体的にじゃあ新たな単位になったときに、国保に加入しておられる方が不便にならないようにというのは引き続き意見、対応を上げていただきたいということは、これは要望しておきます。

それで、やはり一年最後の私も質問ですので、これは先ほど副市長に答えていただいて、今度は市長にお伺いしたいと思いますが、私、市長のまにまに日記を見ておりましたら、市長が、私知らなかったんですけども、今年度、国保連合会の理事長にご就任されたという、まにまに日記見まして、ご就任おめでとうございます。

それで、早速東京への陳情等にも行かれたというような日記を見させていただきましたが、やはりこの国保の部分としては、今市長も答弁でもありましたけれども、国や県の部分を市町村が補完して行っているという部分に鑑みて言うならば、私はこれは過去議会でも申し上げてきました国庫補助金、国保に対する国庫補助金が減らされ続けてきているという部分ですね。これは、やはり改めていく必要があるのではないかと。どういう新しい広域化に向けての単位になっていくに従って清算が必要になってくるにしても、やはり国の補助金はきちんと市町村に対して増やしていくべきじゃないかというふうに考えを持っておりますし、これはさきの9月議会でも地方財政充実を求める意見書というのを全会一致で議会からも上げさせていただきましたけれども、その中の一文にですね、国保会計への補助を増やせというような要望も一言盛り込ませて、太宰府市議会としては全会一致で盛り込ませて関係機関に提出をさせていただいております。

まさに、この部分では国保会計の補助の増額というのは、議会も市長も執行部サイドも先頭に立って両輪となってやっていける部分であるというふうに私は考えますけれども、市長の見解を最後お聞きしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、国におきましては、社会保障制度改革国民会議の中での結論、報告書も平成25年8月6日に出ておるところでございます。その中に、70歳以上の医療費の2割負担がかかるということ、あるいは国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移行すること、市の経営的な形で見えますと、今、担当部長あるいは福祉部長のほうから回答いたしました国保の経営、これは本当に厳しい状況があります。そして、昭和35年、皆保険制度になって以降、本当に制度疲労はあるというふうに言えるのが今の国保の現状ではないかなというふうに思います。

地域によって高齢化率が違う、若い人たちが多く集まっている自治体、あるいは過疎的な形の中で高齢者60%超えておるところと、日本全体に見ればいろんな形態があるわけでございます。私は、福祉保障、社会保障等については、北海道から沖縄まであるいは津々浦々、教育問題もそうですけれども、ひとしく国民に享受しなければならない。ひとしく享受することが基本であるというふうに私は思っております。

この国保等についても、お金の有無によって医療が受けられる受けられない、これもあってはいけないというふうに思っておるところでございます。

そういった平準化、経営の平準化する上においても、もっと国において今考えられております県レベルでもって保険者となり、そして市町村が応分の役割、汗を流していくと。こういった姿が今からの保険制度等について、社会保障制度についても必要だというふうに思っておるところでございます。

今、国保の繰り入れ、法定外繰り入れ等の問題もあっております。私は、市民の皆さん方にも、あるいは被保険者の皆さん方にも、この経営状態を目で見える形でもって行う、赤字であれば赤字、どこに問題があるのかというようなことをやはり分析をし、そして今、福岡県市長会あるいは九州市長会、全国市長会に、市長会の立場からも陳情訴えを起こしていったからこそ、この社会保障制度改革国民会議の中でやはり手をつけられ、そして方向性がやがて示されておるとこのような状況があるというふうに思っております。

私は、この法定外繰り上げ等々についても、副市長が言いましたように、集結の平成28年になります、一元化される際においては清算の必要性があるというふうに思っております。その分については、積み上げ、財政基金等の措置の中に繰り入れながら、積み入れしながら、その措置等については市に負担をかけないように、あるいは被保険者に負担をかけないように形でもって行っていきたいと。

ただ、今上限の最高限度額の問題等々についても、これは国の制度として今も動いております。太宰府市だけがそれを行わないというようなことであれば、その赤字幅がさらに大きくなるというような形があります。したがって、いろんな課税の方法等がありますけれども、従来から3方式でもって、資産税は加えておりませんけれども、やはり経営的には万全の経営に近い形を努力しなければならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） これで7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩します。

休憩 午後2時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○９番（後藤邦晴議員）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず、１件目の公共施設等の利用に係る相互扶助精神の醸成についてお伺いします。

本市においては、公共の施設は数多く設置され、それぞれの目的を持って管理運営をされていますが、最近よく耳にすることの一例を挙げてみますと、あの施設は若い人が利用するだけで我々高齢者は利用することがない、たくさんの税金を使っているけれどもあの施設は不要だとか、片や逆に、あの施設は高齢者向けで我々は使えないとか、あの施設は子育て世代しか利用されないのに貴重な税金を使って不公平だとか、言ってみれば切りがないほどです。

もちろん、ごく一部の人だと思います。また、そのようなことを意図的に吹き込む人はいないと信じていますが、ある意味相互扶助の精神に反したお考えの人がおられるのが現実です。

それぞれの施設は、人々の人生の中で、ある時期絶対に必要な施設であるにもかかわらず、お互いさまの認識が薄れてしまい、自己中心的な考えのもとでこのような発言になっていると思われます。

全ての施設においては、利用する人がたとえ自分でなくとも、必要な人には大切な施設だということを理解する相互扶助の精神を持つことは地域に住む人として重要なルールの一つだと考えます。このことは決して箱物だけではなく、健康保険や税金などにも広く言えることです。

幸いにして、健康保険や税金の本質と負担については多くの市民から理解を得られていると思われませんが、予算執行において箱物には敏感に反応する傾向にあるのは全国どこでも同じであらうと思います。

必要な施設には必要な投資をしても無駄ではないという基本的なこと、また需要度が高い施設においては、複数の建設、設置も必要だということ、このことは市民のほとんどの方が理解されているはずです。

しかし、その中でひょっこり顔を出してくるのが、自分は利用しない、同じような施設は幾つも要らないという自己中心型の考えです。

そこでお尋ねいたしますが、この考え方を払拭すべく、市民の誰かが必要な施設という理解を持っていただけるような相互扶助に関する市民の醸成施策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いします。

次に、２件目の社会体育施設の整備についてお伺いします。

主にグラウンドの整備に関してですが、まず松川運動公園のバックネット、ベンチ、ネットフェンス、備品倉庫と立派なものを設置していただき、心から感謝申し上げます。念願のグラウンドがまた１つ増え、関係者一同大変喜んでいます。

ところが、１つだけ水はけの問題があります。一たび雨が降れば透水での排水はほとんど難しく、当日のグラウンドは使用不可能となり、翌日もぬかるみが残ってしまいます。

国士舘開校のときは、地下の排水施工も機能をし、そのような問題はありませんでした。

恐らく網型の排水溝が長年の使用により土砂が詰まってしまい、効果を発揮しなくなったのではないかと思います。

せっかく立派なグラウンドができていますので、改良の必要があるように思いますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

また、大佐野スポーツ公園の外野後方に草が繁茂している土地があります。ここは、グラウンドとの高低差がなく、ただ単に草が繁茂しているだけで、何も利用されずにもったいないスペースです。利用関係者から、ぜひ除草を行って、試合の待ち時間などで、キャッチボールやウォーミングアップ場として使用、活用させてほしいとの声があります。

私も現地を確認してまいりましたが、費用対効果に照らしても、その効果は大きく、費用はそれほどかからないと思われますので、ぜひ整備していただきたいと思います。執行部のお考えをお伺いします。

次に、3件目の市施設の衛生面についてお伺いします。

どこの施設においても、まず利用する頻度が高いのがトイレです。家族で憩える遊具公園や、運動公園、屋内の各施設などは、いつもきれいに清掃されていますが、時として悪臭がするものがあるように思います。

最近の話ですが、図書館を頻繁に利用されている市民の方から、いつもきれいに掃除をされているのになぜか悪臭がしてイメージダウンだとお聞きしていましたので、ついでのときに私も確認してまいりました。

確かに、下水の香りがしましたので、職員の方にお聞きしたところ、この件は認識されていました。しかし、建物の地中規模の問題で、簡単には解決が難しいとのことでした。

予算の懸念があるかもしれませんが、毎日たくさんの人が利用するものです。一日でも早く解消していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

あわせて、市内各施設のトイレも少なからず悪評がありますので、いま一度点検して、問題があれば早急に対処していただきたいと思いますが、執行部のお考えをお伺いします。

以上3件にわたり一般質問をさせていただきますが、回答は件名ごとをお願いいたします。

あとは議員発言席にて再質問をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1件目の公共施設等の利用に係る相互扶助精神の醸成についてのご質問にご回答申し上げます。

子育ての世代や障がいのある方あるいは高齢者、子どもたちから大人まで、それぞれ必要とする施設の機能や目的の違いはございますけれども、いろんな方々がいろんな形で利用できるようにすることで、みんなが共有できるような施設整備や運用を図り、多様な価値観あるいは生き方の違いをお互いが理解できるようにしていきたいと考えているところでございます。

このことによりまして、生きがいつくりや健康づくりはもちろんのことでございますけれども、市民の相互扶助の精神も自然とそのことによって培われてくるものだと思っております。

なお、詳細につきましては担当部長のほうから回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 本市におきましては、松川運動公園の開園や体育複合施設の整備、プラム・カルコア太宰府の事業の充実など、市のスポーツや文化に対する環境は大きく変わりつつあります。

また、現在、市民の方々には、それぞれの目的を持って、自分のライフスタイルに合った形で施設を利用していただいているところではありますが、これからは、さらに文化、芸術、そしてスポーツなどの学習活動など、大きく生涯学習という視点を持って、今まで参加する機会を持てなかった方々にも参加してもらえよう事業を展開していきたいと考えているところでございます。

多くの方々に利用していただくことによりまして、価値観の違いやそれぞれの生き方を認め合い、お互いの気持ちを分かち合いながら、さまざまな施設を必要としている人たちがいるということを共有できるようになっていただけたらと思っております。

今回、この大きく変わりつつある状況の変化に対応するため、平成26年4月1日には、市民の総合的な生きがいくつと健康増進を図るといった視点をもって組織機構改革を予定しているところであり、今後、多くの市民に参加してもらいながら、市民と一体となって元気で生き生きとした地域づくりを行いたいと考えているところであります。

この中で、先ほど市長答弁にもございましたように、生きがいくつや健康づくりはもちろんでございますが、市民の相互扶助の精神も自然と培われていくものではないかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。今、市長からと部長からの回答をいただきましたのですが、やはり市民の生きがいくつ、スポーツ、文化面、芸術、いろんな面に関してもそういうふうな面で生きがいくつをぜひやってほしいと思いまして、そして私がこの質問項目を提出する前に、退室した後に、機構改革というものが、教えていただいたのですが、それが何で私、スポーツ課というものが欲しいな、今、生涯学習課ってあるのですが、スポーツ課というものも欲しいなと、私は文化面はちょっと苦手なものですから、スポーツの面でちょっと思いまして。

といいますのが、10月に、延岡にシニアのソフトボール大会に行ったのですよね。そのときに、スポーツ課ってありまして、スポーツ課長が来賓として挨拶されまして、そしてそこに小学生、中学生の子どもさんがプラカード持つ、ゲーム中にはグラウンド整備をしていただく、ファウルボールがあれば球拾いに行っていていただく、そしてそれを私たちも見よって感心しまして、ありがとうございますというお礼をするとにこにこ笑って会釈するんですよ。だから、本当にいつながりができているなと思いまして、その担当の方にお話ししますと、質問しますと、い

や、私たちはいつもこんなことをやっていますよというような簡単な返事が返ってきたんです。いいなあって、太宰府でもこういうスポーツ課をつくってほしいなというようなことを一つ思うと、この前の機構改革で発表があったもんですから、ありがたいなと思ひましてですね。

それに基づきまして、私たち体育協会があるのですけれども、この中でも体育協会から県民大会に選抜で陸上の選手が出るのですけれども、この方が今度、体育協会に報告がありまして、全国の壮年マスターズ大会というものに出場されましてですね、その50歳から54歳の部で日本新記録をつくられているのです。10種競技で、2日間の10種競技で日本新記録をつくられてですね、それとかソフトボールのオリンピック選手とか、プロ野球の選手とかいろいろ出られていますよね。今日のお昼休みにちょっと見まして、途中からだったのですけれども、築女の女性の方の障がい者の方だったと思うのですけれども、世界バドミントン大会で優勝されているのですよね。それも、それだけだったらいいいのですけれども、やはりそこに太宰府、太宰府、太宰府ってやはりテレビで放映していただくものですから、やはりそういうスポーツ課ができたというものは本当にいいことやなと思ひまして、それはありがたいことなのですけれども、そういうものに対してでも、いろんな面に対してやはり市民の方に説明して納得していただけるようなその課というものを設けていただきたいと思ったのが、本当にスポーツ課の一つの考えだったんですよ。

それにもちまして、もう今2人から、市長と部長から回答いただきましたので、最後に、私、今同じような、壇上でしゃべった同じようなことをしゃべらせていただきまして、1項目めを終わりたいと思います。

人は感化されやすい。例えばあなたもあの施設は使わないのに、大きな税金をつぎ込んでいる。おかしいと思わないかと、短い言葉ですがかなり説得力があると思われまふ。こんなときに、いや、あの施設を必要としている人がたくさんいるのだから、充実させることはいいことだというように回答ができるような市民理解が必要であることから、何らかの意識推進を図る必要があるのではないかと私は思ひます。

何をおいても、施設の目的、意義、必要性を行政は、市民に自信を持って訴えていかなければならない。必要とされている人のために、全ては市民のために、相互扶助とは何かをその必要性を理解してもらうには、一時的ではなく、長く重ねてこそ市民の意識に浸透します。

また、自己中心に物事を考えるのではなく、自分には関係しないものであっても、一つ一つを自己分析しながら、町規模での考えを持ち、本当にお互いさまの気持ちを大事にするために、そして市民のみんなに理解してもらうための施策を行政は推進していき、正しく認識し、実行していただくことを願ひ、この質問を終わります。

次に、2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 次に、2件目の体育施設の整備について回答いたします。

まず、1項目めの松川運動公園の整備についてでございますけれども、雨が降った後、私も現地に行って確認をしてきました。ご指摘のとおり、グラウンドの排水設備が機能していない部分が数カ所ございました。

原因といたしましては、国士舘が整備された昭和54年ごろの整備の際に、グラウンドの地下に埋設された暗渠管が部分的に目詰まりしている状況になっているのではないかというふうに思われます。

当面、応急処置を行いたいというふうに考えております。今後につきましては、その応急処置の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めの大佐野スポーツ公園の外野の後方部分について、ご回答申し上げます。

このグラウンドの草刈り作業は、年に3回、5月、7月、9月に実施をしております。グラウンド外の除草剤の散布につきましても年に1回実施をしております。

ホームランゾーンは施錠等もしておりませんので、ウォームアップやランニング、それからキャッチボールなど、十分活用していただけるものと思っておりますので、現地に掲示板を設置する等して利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 今、応急処置って言われましたけれども、この中身をちょっと詳しく教えてほしいのです。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 技師にもちょっと相談をしておりますけれども、今すぐ思いつくのは、少し掘って砂を埋めて当面様子を見るというのがとりあえずすぐ思い浮かぶところでございます。今後につきましては、技師と相談しながら、現地を確認して何ができるか検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 今、応急処置のその技師と相談してすき取るということは、あそこのグラウンド全体のことを考えられておるんですか。一部、ポイントポイントというような考えですか。どうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） ポイントというふうには考えておりません。水が少したまっているところが数カ所ございますので、そこの部分を少し削って砂を入れて、状況を見たいなというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） せっかくしていただけるんだっただすね、それではちょっと何も役に立たないと私は思うんですよ。私も、前日、雨が降ったときに、次の日にどのくらいたまっている、大して雨が降らなかったのですけれども、どのくらいたまっているのかなと思って現地

を見に行っただけですけれども、そのときにたまたま消防団の訓練もある予定になっていたのです。

そしたら、消防団の方も水がたまっていてどうしようもないからということで、車で市内パトロールということに切りかえられたのですけれども、それはほんの前日大して降っていないのに水たまりがかなりあったのですね。そして、最近では大人のソフトボールの大会もあったのですけれども、試合があったのですけれども、大して降っていないのに、降り出してしばらくするともうべちゃべちゃでゲームができないで、途中で中止になったのですけれども、どうせお金をかけてしていただけるのだったら、部長が今言われましたように、すき取り、これは私も技術者の方とお話したことがあるのですけれども、30cmぐらいのすき取りを一旦して、土がもし真砂土のようなやつだったら一切持ち出しはする必要はないと。違うものと何か混合すれば、浸透性ができる、もちろん溝を少し掘りますけれども、そういうふうな余り費用がかからなくてできるよと。その方たちは、福大のテニスコートとか、何かサッカー場とか、そういうこともやられている方なのですね。もちろん太宰府の業者の方なのですから。それは、逆に選手の方が朝降りよるから今日は練習ないだろうと思うと、ちょっと上がるとゲームが、練習ができるものだから、逆に選手の方は悔やまれよるぐらいの水の透水性がいい方法だそうなんです。

だから、思い切ってやられるのだったら、やっていただけるのだったら、もう思い切って全部を考えられて、ポイントポイントだけじゃなくて、やっていただきたいなと。私の考えはそれを思っております。いかがでしょうか。もう一度。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） あそこのグラウンドは、今年の初めに、4月に国士舘から安く譲り受けまして、なるべく早く一般に開放したいという思いがございましたので、必要最小限の予算で改修してまいりました。その改修予算も、今大分整備をしておりますから、それがどれぐらいかかるかどうかというのはちょっとよくわかりませんが、具体的には今のご意見等も参考にしながらですね、どこまで可能かというのは相談しながら、検討をまずさせてください。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今の件はぜひ検討をよろしくお願いいたします。

そしてあと、トイレ、水、電気等の設置というか設備というか、それはどのように考えられておるのですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） トイレにつきましては、下水道管を下の方までするには少し時間がかかりますので、当面はグラウンドの中央部に1カ所仮設のトイレを置きまして、行く行くは下水が管が埋設できるような形にしたい、していきたいというふうには考えております。

そのときにあわせて、当然手洗いもそのような管理をしてまいります。

当面は仮設でトイレと手洗い場ができるというような形になると思います。

現時点で電気設備については、計画はございません。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 市の管理でされるのだったら、私たち何十年も前ですけれども、大佐野のスポーツ公園のときに、あそこは上が調整池になって、火葬場の下の、調整池というものになっていて、それをグラウンドにして、あそこにバックネットを建てたときの最初のころですね、私たち軟式野球連盟に所属しておったんですけれども、そのときはトイレ水がないから市としての管理ができないので連盟としての管理をしていただきたいということで指導されたことがあるのですけれども、今またこの考えが変わっておるかもしれませんけれども、やはり水、そして電気、電気どうしても必要だと私は思うのですけれども、トイレですね、これはぜひ早く解決していただきたいと思いますけれども。

そして、もう一つのそれはもう要望しておきます。できるだけ早く、要望しておきます。

それと、この前あそこで、グラウンドでゲームをしたのですけれども、立派なバックネットとネットをつくっていただいているのですけれども、やはりファウルボールが車のほうにかなり飛んでいったのですよ、ファウルボールが。だから、そこまでの保障というものはないかもわかりませんが、やはり車に傷つくんじゃないかという意見がかなり出てきたのです。私も飛んでいったのを見たのですけれども。それで、今の費用がかからないような状況で、例えばポールか何かを建てておいて、ゲームをするときだけネットをつり上げるというかね、高く持っていくとかという、何かそういう簡素的なものができないかなあと思うのですけれども、今の高さだとほとんど出ていくんですよ。ちょっと強い打球が上がり過ぎると、ファウルボールですね。それをちょっと一回現地を見ていただいて、課長のほうからもよろしく検討していただきたいと思います。

それと、これは将来的ですけれども、せっかく 2 面のグラウンドが、野球、ソフトボールができるようになっていきますけれども、あれを外野のフェンスといいますかね、移動式のフェンスのようなものをもしつくっていただければ、予算ができて、これは将来的な要望なのですけれども、いただければ、その間で子どもさんたちが遊ぶことができるのじゃないかなと思うのですよ。今の状態では、中でゲームしておれば子どもさんたちが遊ぶことはできませんけれども、フェンスを設けていただければ、その外で練習もできますけれども、子どもさんたちの遊び場もできるのじゃないかと思いますので、それもちょうと検討していただければと思います。

そして次、2 項目めの大佐野の外野の先なのですけれども、これは私が見る限りは余り草刈りされているところは一回も見たことないような感じなのですね。そして、これは子どもの指導されている指導者の方から要望があったのですけれども、私たち大人とかのゲームされているときに、その次の時間に自分たちが借りていると。そこで、その待ち時間が少しありますので、その外野をちょっと整備していただければ、待って、準備運動とかそういうものができると。



だから、今部長もおっしゃったけれども、草刈り機で一回草刈るだけじゃなく、一回重機だとか入れていただいて、ちょっと一回だけ整備していただければ、後、みんなでやっていくのではないかなと思うのですけれども、その考えもちょっと持つとっていただけますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 数日前に、現場を見てきたのですけれども、かなり短く刈り込んでありましてですね、十分に使える状況だと私は思いました。時期を見まして、そういうことも視野に入れて、少し表土を剥いてみるとかということは状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、あそこは数日前見たところは十分にキャッチボール、ランニングができる状況になっておりましたので、十分活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 松川公園のほうですけれども、これはちょっと話が戻りますが、北谷運動公園もちょっと一緒に入れさせていただきたいのですけれども、前回私質問したときに、バックネットとバックネットの下のコンクリート部分にラバーを張っていただけるということを一応了承いただいていたのですけれども、いつごろ予定されているのかなと思って、それをちょっと聞きたいなと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 毎年、修繕費の予算をある程度確保しておりますけれども、その中で、大佐野スポーツ公園のバックネットの塗装についてはシーズンオフにやろうというふうに思っています。

それと、今言われましたネットのラバーについてはですね、その修繕料の予算の範囲内で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。今、そのラバーの件なのですけれども、松川運動公園のバックネットにラバー張っていただいていますよね。あれなんか立派なラバーを張っていただいていますので、あれを見るとなおさら早く整備していただきたいなというものはありますので、よろしくお願いいたします。

それで、2 番は終わります。

3 件目、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 次に 3 件目、市施設の衛生面についてご回答させていただきます。

現在、ファシリティーマネジメントの視点により、施設を統括管理する部署として公共施設整備推進課を本年 4 月から総務部に位置づけておりますので、私のほうから回答させていただきます。

市民図書館は昭和61年に建築された施設であり、既に築27年を経過し、不都合を生じている箇所も発生してきている状況がございます。

ご質問にありますように、トイレにつきましては気温や湿度などの影響により悪臭が不定期に発生しており、今夏は暑かったために臭いが強かったようでございます。

特に男性トイレからのにおいが強く、その解消のため、清掃に当たりまして小便器の尿石取りや小便器回りのタイル床の目地にしみ込んだ尿汚れの除去などの対応を行いました。その結果、一時期に比べ、大分悪臭が弱くなっているように感じておりますが、完全に解消されているわけではございませんので、今後、抜本的な原因を究明しまして、対処法を検討してまいりたいと考えております。

次に、市内各所のトイレの点検の対応についてお答えをいたします。

市内には、建築物に附属するトイレだけでなく、公園のトイレなど多数が存在しています。基本的には、行政財産として各所管が管理しており、不都合が出た場合は各管理所管が対処することとしております。

今後は、市長もご報告しましたように、ミシュラン・グリーンガイドの二つ星の榮譽に恥じぬよう、職員一同おもてなしの精神で大切にするとともに、トイレを使用する市民や来訪者の目線で点検を徹底してまいりたいと思っております。ご迷惑かけております。申しわけございません。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 部長が言われましたのであれですけども、実際私も現場を見たのですけれども、その前に今部長が言われましたように、今年の夏が暑かったために特に異臭がしたかもわかりませんけれども、3 人ぐらいから私言われてましてですね、おまえ、あの図書館のトイレへ行ったことあるかと言われてまして、何でもかなと思うと、あれだけのにおいがするのに、いろんな苦情はおまえたち知らないのかと言われてまして、それから現場を見に行っただけですけども、そのときは、掃除はきれいにされています。本当に掃除はきれいにされています。だけれども、今言われましたように、古いものだからああいうふうなどこかの異臭が出てくるのかなとも思ったのですけれども、それプラスあそこが、すぐトイレの横が皆さんの憩いの場なのですよね。だから、なおさら近いからそのにおいが来るのかなと思うのですけれども、ひとつ改修をちょっと急いでいただくとか、検討されて余り費用のかからないようなあれでしていただければと思うのです。

例えば換気扇一つでも、逆方向にダクトか何かを逃がして、とりあえず応急処置をしていたとか、あそこの扉をちゃんとしていただくとか、そうしないとあそこが一番皆さん休憩される場所、本、新聞なんかを読まれる場所、そこの横がトイレなものですから、やはりにおいがするのは当たり前だと思うのです。ぜひ改修をしていただきたいのですけれども、いろんな予算的な都合もあるでしょうから検討していただいて、とりあえず市民の皆様に余り異臭のにおいの迷惑がかからないようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 9 番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って2項目にわたり質問いたします。

まず、1項目めは、介護保険制度の改変について市の考え方を伺います。

平成27年度を目途に改変される介護保険制度の中で、厚労省からこれまでに示されたものは、利用者の負担額の変更、要支援者向けのサービスが予防給付から市町村主催の介護予防、日常生活支援事業へ移行、特別養護老人ホームの入所者が中・重度へ重点化、デイサービスの利用対象を縮小、所得が低い高齢者の保険料軽減といった特徴があります。

わかりやすく言うと、収入によって利用料が値上げされる人と値下げされる人があり、さまざまなサービスの権限が自治体へ移譲され、特別養護老人ホームには介護認定3以上でないと入れないというような内容です。これらが一度に実施されるわけではなく、一定の経過措置をとった上での実施ではありますが、自治体によっては、この制度改正に合わせて、市の組織を強化したり地域包括支援センターの増設を計画するなど、自治体が担うべき責任が大きくなることを予想しているところがあります。

本市でも、第6期介護保険事業計画を策定しなければなりません、それに当たっては、新しい制度の課題や懸念材料について問題意識を持っておくべきだと考えます。

そこでまずお尋ねしたいのは、この事業計画について、どのような手順と人員で策定される予定なのか、既に計画がおありでしたらお示してください。

2項目めは、総合体育館建設について、現在の状況などを踏まえた上での市の見解をお伺いしたいと思います。

この12月議会に市民から6,478筆の署名を添えて建設反対の陳情が議会へ行われました。このように多くの市民から反対の意見が表明されたのは、少なくとも私が議員になって初めてのことです。

先日の特別委員会の中でも申し上げましたが、春日市では60億円以上の総合体育館を建設されていますが、その入札に当たってわずか一社しか参加がなかったそうです。現在、資材不足による値段高騰などにより、公共事業への入札参加が少ないため、高い値段で落ちている現状があります。来年は消費税が8%となり、資材はさらに値上がりします。事業費が大きければ大きいほど、数%の違いは大変大きな金額になります。例えば予定価格22億円として1%違えば2,200万円変わることになります。恐らく来年以降、東京オリンピックのインフラ整備が始まり、状況はさらに悪化するものと思われます。

総合体育館は、あったらいいけれども市民の生命と財産にかかわる絶対に必要なものではないと私は思います。現在、市民からのこれだけの反対の声が上がり、入札環境も非常に悪い状況です。流行語ではありませんが、なぜ今なのでしょう。

回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 1 件目の介護保険制度の改変に対する市の対応についてご回答いたします。

今回の介護保険制度改正につきましては、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、高齢者や高所得者に経済力に応じた負担を求め、サービスの重点化、効率化を図り、持続可能で安定的な介護サービスを確保する観点から改正が検討されているものでございます。

主な内容としましては、1 点目に、要支援者への予防給付によるサービスのうち、訪問介護・通所介護のみを地域支援事業に移行するというもの、2 点目に、低所得者の第1号被保険者の保険料を軽減するというもの、3 点目に、一定以上の所得者の利用者負担1割を2割にするというもの、4 点目に、特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定するなどの改正案が出されております。

これらの改正によりまして、要支援認定者へのサービスの低下、財源の確保、利用者の負担増、軽度な要介護者への対応などが懸念されるところでございます。

しかしながら、要支援者への予防給付につきましては、訪問介護と通所介護サービスは新しい総合事業として実施し、それ以外は従来どおり予防給付で対応することになりますので、現在と同様のサービスを受けることができると考えております。

また、低所得者への保険料軽減による財源につきましては、現在の給付費の公費負担5割と別枠に公費が投入される見込みとなっております。

利用者負担増につきましては、利用料負担が2倍になるものの、負担額が多い場合は、高額介護サービス費に該当することで負担の伸びが抑えられることになると考えております。

特別養護老人ホーム入所につきましては、要介護3以上に限定される見込みですが、要介護1、2の軽度の要介護者であっても、在宅での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例的に入所を認めることも検討されておりました。また入所中の要介護3以上の方が要介護1、2に改善した場合についても、同様に、特例的に継続入所を認めることができるように検討されております。

これらの改正案につきましては、来年の通常国会に提出され、平成27年度から順次施行予定となっております。

厚生労働省からガイドラインが明示された時点で、法改正に伴うさまざまな課題に対応できるよう、本市の第6期介護保険事業計画策定の中で詳細について検討してまいります。

なお、事業計画につきましては、平成26年度早々に高齢者の方を対象にニーズ調査を行い、7名で構成しております介護保険運営協議会のご意見を賜りながら策定してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） まず、ちょっと総務部長にお伺いをしたいのですが、先日の総務文教常任委員会で付託された機構改革に伴う条例改正の議案審議の際、私、今回この介護保険制度改革の目玉であります、先ほど部長の答弁にもありました総合事業なのですけれども、この所管はどこになるのかということをお伺いをいたしました。

再度確認しますけれども、機構改革後はですね、地域健康部地域づくり課いきいき推進係が所管だという回答をいただいております。

先ほどから申し上げておりますように、この総合事業は介護保険制度の一つで地域包括支援センターも当然かわることになってくると思うのですが、地域福祉部の介護保険課ではなく、この回答でいいということによろしいですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 事務分掌の条例提案に伴いまして、その所管業務をどこがやるかということで、まだ決定ではないですけれども、このような機構改革の課と係の設置を考えているということでご報告をさせていただいております。

まだそれぞれの課の係の事務分掌については決定はいたしておりませんが、基本的には今あります高齢支援課の中ですね、介護保険係、包括支援センターについては市民福祉部という形で残しておりますけれども、高齢者の高齢支援の部分ですね、については今議員がおっしゃいました地域健康部の中の元気づくり課の中で整理をしていくものだろうと思っております。

なお、まだ最終決定はいたしておりませんので、いろんな法の制度改正とかですね、そのものに整合するには当然事務分掌を位置づけていくものとなります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 総務部長、この総合事業は先ほど福祉部長の答弁でもあったようにですね、これまで予防給付で行われていた訪問介護や通所介護をですね、元気な高齢者と一緒に自治体が担うというような事業の趣旨になっているわけです。

この総合事業に移行されることで一番懸念されるのは、さっき部長もおっしゃっていましたが、自治体の取り組み方次第で起こる自治体間格差というものです。

そこで、私はまずこの所管がですね、地域包括とか介護保険課から外れてですね、このいきいき健康推進課に移行するかもしれないということで、この太宰府市のサービスの低下を非常に懸念したので、まず聞いているのですけれども、例えばですね、要支援の認定は地域包括支援センターで行うわけなのですが、その認定を受けた人も一緒に部をまたがっていきいき推進係で総合事業を実施するということになると思いますが、お一人お一人の情報を共有した上で事業を進めることが果たしてできるのだろうかという疑問が1つ。

それから、所管のいきいき推進係が予防給付と事業の総額で個人の限度額の管理を行うことになるというふうに私は思うのですが、その財源となる保険料は介護保険の中に入っているわ

けですね。したがって、その部をまたがって財源を共有して、果たしてそういった事業がやれる、やるのが現実的なのでしょうかという疑問が2つ目。

総合事業はですね、私は地域包括支援センターが所管することが一番自然だというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、もしですね、所管を今後そのままいき健康推進係でやるというふうになればですね、当然これは介護の一端も担うわけですから、その係にはですね、社会福祉士とか保健師などの配置が必要になると思いますが、現在のところで結構ですので考えをお示しいたき、まだ決定ではないということなのですが、まだ十分考え方を変える余地はあるということと考えていてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 機構改革にかかわった人間としてご回答申し上げますけれども、私の認識ではですね、議員がおっしゃるように、市民福祉部ですね、のほうでその事務は行うというふうに認識をしております。おっしゃるように、地域包括支援センターですね、その辺がこの事務を行いますので、済いません、申しわけありませんけれども、私としては市民福祉部というふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 少しふくそうした発言をしているように聞こえるかも知れませんが、まだ事務分掌についてはですね、最終決定をいたしておりません。申し上げたいのはですね、法制度とかそういう部分で当然かわらなくてはいけない部分については市民福祉部のそういう制度とか保険とか、そこら辺については集約をしていきますよという、窓口を一本化するということですね。そういう事業と一体となってやる高齢者の支援の健康づくりとかという部分についてはね、どちらかがやるかというのは当然協議しながら、運用の中で決めていくものだろうと思っております。

地域健康部の中で行いますのは、いわゆるそういう制度に基づくものではなくてですね、スポーツとか余暇とか芸術とか文化を通じながら生きがいつくり、健康づくりをしていくところのですね、ソフト面的なところと一緒に連携をしていこうということです。当然、この前回の総務文教委員会でもご報告しましたように、組織と運用のところについてはですね、きちっと整理をしながら、運用については市民の方にわかりにくくならないように、明確に運用を決めていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今、福祉部長のご回答いただいたので、ちょっと安心したのですが、それを私確認したくて総務文教常任委員会でこの事業についての所管がどこになるのかということを確認をさせていただいたら、私の思ったところと全然違う回答が来たのでですね、これが所管から外れていいんだろうかという非常に疑問があったために、今、今回させていただき

まして、今総務部長がおっしゃったようにですね、今回の機構改革の根本的な考え方から見てもですね、市ではですね、地域包括支援センターの役割を単に要支援者の認定などを行っている事務手続とか法的な整備の場所というふうに何か考えておられるように思うのですが、ではですね、この太宰府市の第5期の介護保険事業計画の中で、この指針となる厚労省が出された資料、この中でこの太宰府市の場合ではですね、地域包括支援センターが担うべきじゃないかと私自身が思ったものの内容についてちょっと考えてみたいと思うのですが、地域包括ケアシステムですね、24時間対応の定期巡回、随時対応サービス、複合型サービス、これらは現在実施をされておりません。こういったものは何かこの計画の中ではニーズ調査をしますというふうに、まだ太宰府にはそれ、まだ極端な言い方をすれば余り必要じゃないのじゃないかというような書き方をされているのですけれども、現在、そのニーズ調査がですね、どの程度、実際されたのかどうかですね、こういった24時間対応の巡回サービスとか、定期巡回サービスですね、こういったニーズ調査をされたのかということ。

それから、地域との連携を図るというふうに書かれていますが、地域包括支援センターと民生委員さん、自治会との情報交換が平成24年度何回行われたかということ。

それからさらにですね、地域包括支援センターで開催するというふうにされています。これも厚労省のほうから指導が来ているんですけれども、自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士などの参加による地域ケア会議というのは既に稼働しているのかどうか。

この3点をお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） まず、1点目の24時間サービスでございますけれども、ニーズ調査は行っております。事業所につきましてもですね、参入の意思があるかどうかというのを聞いたこともございますけれども、なかなかこれ24時間ですね、介護、訪問介護するにはですね、いろんな介護報酬等の問題がありまして、事業参入がですね、なかなか難しいというふうに聞いております。

それから、2点目ですけれども、民生委員、自治会との会議ですかね。どれぐらいしましたかということですが、民生委員につきましては8月の民生委員の定例会で包括支援センターについて説明をしまして、2月には民生委員と包括支援センターのケアマネとの交流会の開催、そのほか5月に民生委員学業院部会との交流会などを開催しております。

3点目のケア会議の話ですけれども、おっしゃるように、国のほうではですね、地域包括ケアシステムというのをですね、以前から言っておりまして、これは高齢者の方が住みなれた地域でですね、安心して暮らし続けられるように医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスがですね、切れ目なく行われるというふうな一体的に提供されるシステムというふうな事になっています。

本市のほうではですね、そのシステムを構築したということにはなりませんけれども、実務

としてですね、例えばこの医療と介護の連携につきましては医師会とですね、研修会をしたり、筑紫野市が在宅医療に関しましてそういう運営委員会を既に開催してありますので、それに太宰府市のほうもですね、参加をしたり、それから居宅のケアマネージャーと困難事例検討会を行っております。ですから、困難事例ごとにケア会議をしているという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 現在、ある人的あるいは設備的な中でですね、健康福祉部としては今精いっぱい努力をされているのだろうなというふうに今思いますけれども、現実的には厚労省が言っているようにですね、この地域ケア会議というのは本来は地域性があるので、中学校区ごとに開くべきだと、高齢化率が進んでいるところもあれば全くそうじゃないところもあるので、中学校区ごとにやんなさいよということ。

それから、先ほど言いましたように、24時間の定期巡回とか随時対応サービス、複合型サービスですね、こういったものは本市ではこれを見ても予算がゼロですから、今のところされていないということはわかるんですけども、以前本市が地域包括支援センターを民間の事業所に委託していたとき、あそこは病院でもあり高齢者施設でもあったためにですね、24時間365日稼働していたわけです。こういった高齢者の支援を行うときにですね、今おっしゃったように事業者が24時間対応して定期巡回に行きなさいと言っても、それは非常にやっぱり事業者としては困難だろうと。そこをやはりフォローする、担うというのが地域包括支援センターの役割になってくるわけで、したがってこの地域包括支援センターというのは24時間365日で稼働すべきではないかというふうに思います。

この地域包括支援センターの役割、これからますます介護保険制度が変わりますから広範囲になってきます。福岡市では、今回のこの介護保険制度の改変に当たって、総合事業が地域包括支援センターの役割となって、その範囲がさらに広がるため、現在、これは福岡市ですけれども、高齢者人口6,000人に1カ所しかないということを問題視して、今後18カ所の増設を行って合計57カ所、原則中学校区に1つの地域包括支援センターを計画しています。

太宰府市はですね、平成25年5月現在、高齢者人口1万6,482人に地域包括支援センター1カ所しかありません。日本の人口推移からいくと、先ほど部長おっしゃったように、2025年ごろから本格的な高齢化社会となります。あと10年しかないわけなんですね。その前に、十分なインフラの基盤整備を終えてなければなりません、その中核的役割を担うのが地域包括支援センターとなります。

福岡市と同様な考えでいけば、太宰府市には4カ所、この地域包括支援センターが必要となるということになります、この増設を今真剣に考えるべきだというふうに思います、部長、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 24時間、地域包括ケアシステムを補完するもの、そして地域包括支



援センターをですね、補完する事業としてですね、高齢者の方の夜間休日電話相談というのを  
行っております。その辺から始めております。

あとは、地域包括支援センターの増設ということなんですけれども、確におっしゃるよう  
に、3,000人から6,000人に対して1カ所という、日常生活圏域の中、いわゆる中学校区で  
ね、その中で設定したらということで国のほうは言っておりますけれども、現状を見てです  
ね、果たしてそこまで必要なのかどうかということですね。

今後、コミュニティセンターもできていきますんで、そういうところを活用しながらです  
ね、地域力も活用しながらできていったらいいのかなというふうに現状では考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） この第5期ですね、介護保険事業計画の中に統計がございまして、  
これを見てもですね、本市の高齢者の介護度が上がってきています。特に、要介護4ですね、  
この割合が全国とか福岡県の平均より高いという現状になっています。この調査されたときよ  
り既にもう数年が経過していますから、今後認知症を含めた重度化した高齢者へのサービスが  
重要な課題になることは間違いありません。しかし、新しい介護保険制度では、要介護1、2  
の方が特別養護老人ホームに原則入所できなくなります。また、高齢化率が上がるというこ  
とは、要介護1、2の方の数も当然増えるということです。

したがって、特に認知症を発症された場合の要介護1、2の方をですね、地域全体で見守る  
が必要になると思います。本市では、この厚労省の認知症対策施策検討プロジェクトチー  
ムですね、これが発表しておりますオレンジプランにのっとった計画というのは市民後見人制  
度以外ですね、例えば認知症支援地域支援推進員の設置とか、認知症サポーターキャラバン  
の継続的な実施とか、家族に対する支援とかですね、こういったことが上げられているので  
すが、この市民後見人制度以外は何か具体的に今進めておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） ものわすれ相談事業としましてですね、ものわすれ相談員、かかり  
つけ医の先生がその認知症の気づきを行っていただくということで、医師会のほうにお願いし  
てやっておる事業。それから、徘徊高齢者等家族支援サービス事業、ペンダントで位置の検索  
できるシステム、それから包括支援センターでの相談事業、それからおっしゃいましたけれど  
も、認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者捜索事業とか後見人制度ですね、社会福祉協議会  
のほうでは、あんしん相談事業、ほのぼのサービス、それから今回ですね、今現在進行中でご  
ざいますけれども、高齢者等の見守り協定ということで、太宰府郵便局さんとか新聞販売店さ  
んですね、それとかセブンイレブンさんと協定を結んでですね、そういう日ごろの見守り活  
動をしていただくということでですね、事業を計画しておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） こういった事業ももちろん進めていただくべきことですが、同時に、  
やはり地域の中にですね、認知症に対する理解というのをやはり深めていかなければならな

と思います。認知症にかかってある方はともすればですね、差別に遭ってしまいがちな状況になるんですが、近くで言えば大牟田市の駛馬南小学校で実施されている認知症の方の見守り、これはこのオレンジプランが目指すところでもありますし、既に10年以上の経過、歴史があります。

オレンジプランでは、認知症サポーターの育成などを掲げられていますが、この駛馬南小学校では小学生を含めてですね、地域の子どもたちも含めた認知症への理解を促進して、認知症の民間のですね、認知症コーディネーターの育成を行っておられます。

そのほか、認知症の高齢者や家族へ支援を行う認知症カフェというものの普及に努めておられますけれども、こういった事業もですね、全て地域包括支援センターが中核になって進めておられます。もちろん、市も一緒にやっておられるわけですが、地域の実情をわかっておられるという意味で、地域包括がやはり主体の一つに入っています。

そこで市長にちょっとお伺いしたいんですが、今後もですね、本市も高齢化率はますます上がっていきますので、認知症を含めた高齢者対策は喫緊の課題だと思いますが、福岡市は申し上げたように中学校区ごとに、筑紫野市も原則中学校区に1つという基準で4カ所地域包括支援センターがあります。

地域の特性に合った高齢者対策を行うために、先ほどから申し上げているように、厚労省も地域包括ケアシステムですね、これは中学校区ごとに組織を構成すべきだというふうに言っています。この中核を担う地域包括支援センターは太宰府はこのまま1カ所でいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 包括支援センターの数の問題をおっしゃいました。

多ければ多いほどいいだろうと思います。全体的に、今1万6,000人余りの方が65歳以上、そしてそのうち約3,000人近くの方が要介護1から5までの間にいらっしゃる。1万3,000人の方はほぼ元気であるわけでございます。1万3,000人。病気とかすれば一病息災とかありますよ、しかしながら介護にかかれていないというような方々が1万3,000人以上おられるということ。

要は、そういった方々が介護にならないよう、そういった総合行政で行うことが私は大事であるというふうに思っております。

包括支援センターは、今、渡邊市議ご指摘のように、私も24時間の体制で行うべきだと、将来的にはそういった方向でいくべきだというように思っております。私も、97歳になる母と同居をいたしております。いつ何どき、一日中排便をします。あるいはそのときによって異なります。私の名前も忘れます。そういった母の姿によって、私は高齢福祉を考えておりますし、市民の幸せのために、どうすることが一番大事かというようなことを追及をいたしておるところです。

その結果として、私は文化面、スポーツ課を創設することもその一つであるわけです。市民

の皆さん方がいかに介護になられる前に体力を増進していくというようなこと、あるいは予防、介護にならない、あるいは病気にならない前の手だてをどうするかというようなこと、それには健康になっていただく、あらゆる文化面、あるいはスポーツ面、あるいはその方々の方々の一人一人の目的に沿って、目的を持ってエンジョイしてもらう、あるいはサロンで活動してもらう、外に外に出してもらう、まほろば号もその一つであるわけです。私の知っている知人、かつて今は通勤、まほろば号を使用しておりませんが、使用していたときの仲間もいらっしやいます。一日中、高齢者の方でまほろば号を利用しながらずっと全路線乗って回られている方々もいらっしやいます。

そういった方々一人一人に応じた形で、画一的なものではなくていいというように思います。行政は後方支援です。条件整備をいかにつくり、そして市民の幸せをいかにはかっていくか、余病、介護にならない前の多くの市民の方々のそういった総合的な行政に努めていきたいというふうに思っております。

なってるっしやる方等々については、当然のことながら給食サービス事業でありますとか、あるいは緊急通報装置給付事業でありますとか、あるいは介護予防そのもののサロン活動補助金でありますとか、あるいは老人の憩いの家の事業でありますとか、あるいは住みよか事業を活用してのもの、あるいは外国人の高齢者に対しましての福祉手当も、その創設もその一つでございます。

そういったもろもろの長寿に対して、やはり私どもは今まで高齢者の皆様方は太宰府市を支えていただいた、今日まで導いていただいた方々であるわけです。その方々に対する敬意を払いながら、あらゆる形の中で福祉サービスを行っていく、それに近い、一遍ではできませんけれども、そういうふうにするのは為政者の努めであるというふうに思っております。

繰り返しますけれども、福祉、教育の分野については、一義的には家庭にあります。少子・高齢化、子育てにしてもそうです。家庭が一番大事です。そして、国が、北海道から沖縄まで、津々浦々同じように給付ができるように努力すべきだというように思います。市ももちろん行いますが、国、県、市、そういったところが一体となって同じ目標に向かって私は行くべきだというふうに思っております。月日とともに、改善、改革しながら行っていくことが私は大事だというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。以前もたしか何かの問題でお伺いしたときにそのように全国一律の給付サービスでなければならないというお話をされたことを思い出しておりますが、今おっしゃいましたように、地域包括支援センターはですね、今後、今要介護の方が3,000人とおっしゃいましたが、基本的には要支援を中心的に扱うのが地域包括支援センターで、要支援の方の人口のほうがですね、介護人口よりはるかに恐らく太宰府の場合も多いのじゃないかなというふうに思います。

したがって、この方々がですね、今後やはり重度化をさせないために、やはり市が全面的

に、特に痛いところに手が届くというサービスはやはり国、県では難しいので、そういった部分が行えるのはやはり市であり、その中核、地元に出ていく中核となるのが地域包括支援センターであるというふうに私は思っておりますので、ぜひですね、地域包括支援センターの増設、そして今市長おっしゃいましたが、24時間365日体制ということを実現していただきたいということと。

それから、新しいこの介護保険制度になってですね、この制度から取り残される市民ができるだけ出ないように、医療、介護、地域との連携を十分に図って、しかも事業者ですね、事業者の現場の意見をきちんと聞いた上で、この第6期介護保険事業計画の策定をされること。また、この計画に上げられたことはですね、粛々と実行していただくということを強く要望いたしまして、1項目めを終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 次に2件目、総合体育館の建設についてご回答いたします。

特に、関東方面の公共事業におきまして、東日本大震災の影響による入札会の不調が報道されておりますけれども、本市においては特段そのような状況とはなっておりません。

来年4月の消費税増税以降については、増税の反動による需要の落ち込みにより景気の冷え込みが懸念されている状況であり、国においては、この影響を緩和するため5.5兆円規模の経済対策が閣議決定され、予定されているということであります。

体育複合施設建設を初め、総合子育て支援施設建設、小・中学校施設大規模改修など、この経済対策とも歩調を合わせながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、持続可能な地域社会の実現のためには、地域のことは地域内で完結させていくという視点に立って、施工者の選定に当たってはジョイントベンチャーの活用や地元企業の積極的活用を視野に入れながら建設を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） お手元に写真を配らせていただいておりますけれども、私は震災後ですね、毎年東北に出かけています。今年は岩手に行ったのですが、特に沿岸部の復興というのは全くと言っていいほど進んでいません。先ほど副市長はですね、東北も随分復興が進んだというふうにおっしゃっていましたが、実際現場に行かれますとですね、本当に復興が進んでいないことはわかります。変わったことはですね、瓦れきの撤去が済んだことぐらいでした。

お渡ししている写真は、釜石市のメイン通りにある大手の携帯ショップです。私が宿泊したホテルの真ん前にあったのですが、3年たってもごらんのように被災したときのそのまんまの状態で放置されています。その下にある写真はですね、そのホテルの裏側の状況で、これが沿岸をずっとですね、北に上がっていく状況がこのまんま続いていくような状態です。これはもともとこういう状態だったわけじゃなくて、ここは市街地で非常に建物とか居酒屋とかがいっ

ばいあったところなのですが、現在もまだこういう状況のまんまなのです。

市の担当者にお伺いするとですね、国から復興予算は交付されてお金は十分にあると。しかし、資材と事業者が決定的に不足しているからどうしようもないのですというような回答でした。今でも、23万人の方々が仮設住宅にお住まいです。私は、少なくとも仮設住宅にお住まいの方々の今後の目途がつくぐらいまではですね、日本が一丸となって東北を応援すべきだというふうに思っています。

先ほど後藤議員が相互扶助とおっしゃいましたが、その市内の相互扶助も大切ですが、やはり日本規模、日本全体での相互扶助というのも私は非常に重要だと思います。今ですね、全国で道路橋梁などの長寿命化計画が実施されていまして、太宰府市においてもその資材を確保されているのですが、一部大変な困難なときがあるというふうにも伺っています。その上ですね、各自治体が急ぎでない公共事業を行うことで、不足している資材や事業者がますます不足して東北へは回らず、深刻な状況が東北では続いています。

本市でもいまだに継続されていますが、東北を忘れないという意味で募金を行うことは大切ですし、市民の生命と財産にかかわる事業は実施しなければなりません。しかし、私はもし市長がですね、東北沿岸部を見に行かれてあの悲惨な現状を目の当たりにされれば、きっと私と同じ思いを持たれるのではないかというふうに思います。

本市の不急な公共工事を凍結して、全国の市町へむしろ資材と事業者をまず東北へと呼びかけるような運動を起こしてもらいたいと思っているくらいですが、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） この件については、いろんな入札制度の中において、時期においてもいろんなことがあるでしょう。しかしながら、私は、今総務部長のほうで回答しましたように、一定程度の時期は来年の6月以降、7月以降を着工等に計画しておりますので、それまでの間等については鎮静化ないしは、私も東京あるいは福岡近辺いろいろ行っておりますけれども、今の状況下でもいろんなビル建築等々はラッシュであります。

そういった状況でありますので、全体的な供給そのものが損なわれることはないというふうに私は思っております。

また、景気対策、地元の景気浮揚のためにも、私は今回の建設等々についても必要だと。そのほか一般土木事業等についても積極的に行っていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 来年、消費税が8%に上がりますけれども、22億円という予算は当然その消費税値上げ分が考慮されているというふうに考えておいてよろしいのでしょうか。

先ほど芦刈議員の質問のときにありましたが、そのうちの借金が、当総合体育館に関しては14億円ぐらいということでした。

総務部長にお伺いしたいのはですね、現在市の借金が200億円程度ということなのですが、

そのうちの臨時財政対策債は幾らぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

2点、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 臨時財政対策債でございますけれども、これは地方債の一種に位置づけられてしておりますけれども、国の交付税等の財源が不足した折にですね、一時肩がわりで市のほうで市債を位置づけてくれということ。その償還に当たっては全額国のほうから面倒見るというような内容で、国が裏書きをした100%振出人が負債をしないような、民間で言えばそういう債権だろうということで、額にしましてはですね、臨時財政対策債として平成24年度11億1,595万5,000円ということに、足さないかん、ちょっと待って、額についてはですね、ちょっと待ってください、別の資料を見ます。済いません。

建設費についてはですね、先ほど芦刈議員のときにご答弁させていただきましたように、建設費については実施設計の中で積み上げを行いますので、当然発注の時期が消費税の増額分を見込む設計になってまいります。

なお、市債残高における実負担額については、この間お話をしていますように、平成24年度末残高では199億2,000万円ほどでございますけれども、その中の63.8%が交付税措置額、それから22.2%が史跡地買い上げ等の補助金交付額で、実負担額につきましては約14%の27億8,000万円ほどになっております。これがいわゆる真水とかという表現をされますけれども、市民が負担しなくてはいけないようなことになっております。

申しわけございませんでした。臨時財政対策債85億円ということだそうです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） これで最後にしたいと思うのですが、この臨時財政対策債についてですね、鳥取県の公式ホームページ上のトップでこのように述べられています。

過去に景気対策として実施した公共事業の財源として発行した交付税措置のある地方債の返済が本格化している昨今、普通交付税総額を見ると現実には減額になっています。これは、普通交付税の基準財政需要額が毎年見直されて約束した借金返済以外の部分が削減されているからだと考えられますが、同様の事態が臨時財政対策債の返済時にも起こることは十分に考えられます。

わかりやすく申し上げますと、本来国が太宰府市に支払わなければならないお金がないため、その場をしのぐために太宰府市が借金したこのお金のことを先ほど部長おっしゃったように臨時財政対策債というわけですが、これは後から国が返してくれる予定のお金です。しかし、鳥取県は、国が返してくれない可能性も十分にありますよとはっきり言っておられます。

この借金が本市には今おっしゃったように85億円以上あります。これはですね、元総務大臣の片山氏が、市議会議長会の基調講演で明言されました。その際あわせて、やはり議会のほうでもですね、この臨時財政対策債を含めた優良起債という言葉だけを信じずに、やはり自分たち

で国の財政とかそういったことをきちんとチェックをしなさいというふうな内容の基調講演でございました。

万一ですね、この国からの返済が滞ったら一体どうなるのか、これはもう太宰府市だけの問題じゃなくて、ほとんどの自治体がそうなると思いますけれども、私はですね、市民のほうがこの国の財政状況が危機的なものであるということを肌で感じておられるような気がします。だから、これ以上太宰府市も借金を増やさないでくれと。子どもや孫にツケを回さないでくれというふうにこの署名を通じておっしゃっておられるように思います。

資材の高騰により、余計な費用が発生し、東北も再建が遅れ、大勢の市民の反対を押し切って、今進めることの意味が私にはわかりません。どうか、断念とは言いませんけれども、せめて凍結に向けてご検討いただくように心からお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午後3時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（4日目）

〔平成25年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成25年12月12日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 小 柳 道 枝<br>(13)          | 1. 友好都市について<br>合併に伴い中津市となった旧耶馬溪町との行政間の交流は自然消滅となったが、民間交流は現在でも根強く続けられている。<br>今後、中津市との友好都市締結の考えについて伺う。                                                                                                                                                |
| 2  | 神 武 綾<br>(2)             | 1. 土砂災害特別警戒区域について<br>(1) 該当区域である三条1丁目の市有地の対応について<br>(2) 警戒、避難体制について<br>2. 五条保育所の保育士採用について<br>(1) 平成27年度200人定員で移転開園にむけての採用計画について<br>(2) 雇用形態について<br>3. 中学生におけるスマートフォンの影響について<br>スマートフォンのトラブルが増えてきており、教育現場での対応が困難になってきている現状がある。<br>市として対策がとれないものか伺う。 |
| 3  | 福 廣 和 美<br>(17)          | 1. 空き家条例について<br>(1) この条例の考え方について<br>(2) 現状について<br>(3) 今後の進め方について<br>2. 小・中学校の安全・安心対策について<br>(1) 子どもたちを犯罪・災害・いじめから守るための「みまもりメール」システムについて<br>(2) 通学路における大きな交差点（国分寺前交差点・五条交差点）の安全対策について                                                               |
| 4  | 上 疆<br>(3)               | 1. 太宰府天満宮の湯の谷駐車場のトイレ改修及びかまど神社の駐車場及び渋滞対策等について<br>(1) 湯の谷駐車場のトイレ改修等について<br>この駐車場は太寿連の運動会や高齢者が多く利用されてい                                                                                                                                                |



|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |              | <p>るが、トイレが和式であることから洋式に改修されるよう強い要望がある。市としてどのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) かまど神社の駐車場及び渋滞対策について、どのように考えているのか伺う。</p> <p>2. 松川運動公園について</p> <p>(1) 10月22日オープン以来11月末までに利用団体及び利用者数は、体育館で3件、98名、グラウンドで3件、100名と利用が少ないようであるが、どのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) 体育館には、卓球台が少なくとも20台以上及びバトミントンやバレーボール・バウンドテニス等の支柱・ネットが、また、少年用のミニバスケットボールの用具が必要と思うが、どのように考えているのか伺う。</p> <p>(3) グラウンドにはサッカーゴールが必要と思うが、どのように考えているのか伺う。</p> <p>3. コミュニティバスまほろば号について</p> <p>(1) 高雄回り線や都府楼回り線等について</p> <p>高雄回り線や都府楼回り線については、毎月1週間だけ乗務員が乗降客調査をされているが、10月は往復で高雄回り線1便当たり5.3人、都府楼回り線1便当たり2.7人と通常乗降客はこのような状況である。</p> <p>費用対効果から考えると、連歌屋線のように「地域サポートカーまほろば号」に変更すれば、かなり節減ができと思うが、如何か伺う。</p> |
| 5 | 村山弘行<br>(16) | <p>1. 長浦台1号公園付近の五差路への信号機の設置について</p> <p>この場所は、すでに20年以上の要望を出している。現地では小さな事故は少なからず起きている。いつ死亡事故が起きてもおかしくない状況である。一日も早く信号機の設置を求める。</p> <p>2. 佐野東地区のまちづくりについて、今日の状況では遅々として進まない。ダイナミックな前進を求める。</p> <p>すでに構想検討委員会で議論されているが、1年近くなって3回程である。エリアについては大体決まっていて、その位置付けも決まり、スポーツゾーンや駅の位置も決まり、総合体育館建設の場所も決定されていて基本設計もでき上がっている。駅の建設は20年以上も前に決まっている。</p> <p>一日も早く駅の基本設計くらいは地権者と協議をして進めるべきである。そうすれば地権者の方々もまちづくりへ奮起されると思うが、その具体的方策を問う。</p>                                                                                                                                                                                                                 |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 門 田 直 樹<br>(12) | <p>1. WindowsXPのサポート終了について</p> <p>2014年4月9日に<sup>ウィンドウズ</sup>WindowsXP及び<sup>マイクロソフトオフィス</sup>MicrosoftOffice2003の製品サポートが終了する。</p> <p>サポート終了時はセキュリティ更新プログラム、問題発生時のサポートなどが受けられず、安全なIT環境の維持が困難となる。</p> <p>この件につき本市の移行計画と進捗状況、費用等について伺う。</p> <p>また、これに関連して本市のIT環境全般について伺う。</p> |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである（17名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 陶 山 良 尚 議員  | 2番 神 武 綾 議員    |
| 3番 上 疆 議員      | 4番 芦 刈 茂 議員    |
| 5番 小 畠 真由美 議員  | 6番 長谷川 公 成 議員  |
| 7番 藤 井 雅 之 議員  | 8番 原 田 久美子 議員  |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員  | 11番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 12番 門 田 直 樹 議員 | 13番 小 柳 道 枝 議員 |
| 14番 大 田 勝 義 議員 | 15番 佐 伯 修 議員   |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 福 廣 和 美 議員 |
| 18番 橋 本 健 議員   |                |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

|                |
|----------------|
| 10番 不 老 光 幸 議員 |
|----------------|

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 市 長 井 上 保 廣            | 副 市 長 平 島 鉄 信            |
| 教 育 長 木 村 甚 治          | 総 務 部 長 三 笠 哲 生          |
| 市民生活部長 古 川 芳 文         | 健康福祉部長 中 島 俊 二           |
| 建 設 部 長 辻 友 治          | 会計管理者併<br>上下水道部長 松 本 芳 生 |
| 教 育 部 長 今 泉 憲 治        | 教 育 部 理 事 堀 田 徹          |
| 総 務 課 長 友 田 浩          | 経営企画課長 濱 本 泰 裕           |
| 協働のまち<br>推進課長 藤 田 彰    | 情報・公文書館<br>推進課長 百 田 繁 俊  |
| 市 民 課 長 宮 原 広富美        | 税 務 課 長 吉 開 恭 一          |
| 環 境 課 長 田 中 縁          | 福 祉 課 長 阿 部 宏 亮          |
| 高齢者支援課長 平 田 良 富        | 子育て支援課長 小 嶋 禎 二          |
| 都市計画課長 今 村 巧 児         | 建 設 課 長 眞 子 浩 幸          |
| 観光交流課長<br>兼太宰府館長 篠 原 司 | 上下水道課長 石 田 宏 二           |
| 教 務 課 長 井 上 均          | 学校教育課長 森 木 清 二           |
| 生涯学習課長 木 原 裕 和         | 監査委員事務局長 関 啓 子           |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂 口 進  
書 記 白 石 康 子  
書 記 力 丸 克 弥

議 事 課 長 櫻 井 三 郎  
書 記 松 尾 克 己

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました友好都市について伺いいたします。

太宰府市では、現在大韓民国忠清南道扶餘郡と昨年新たに姉妹都市盟約を交わし、交流が行われております。国内では、奈良県奈良市、宮城県多賀城市と友好都市盟約が交わされております。特に、多賀城市においては東日本大震災で莫大な被害を受けましたが、行政、市民一体となった支援が行われております。このように行政、民間での交流が深められていることはとても喜ばしいことであり、本当にすばらしいことだと思います。

友好都市として親密な関係を続けていく中で、平成17年3月の町村合併により、より身近であった大分県耶馬溪町が中津市となったことで友好都市関係が自然消滅をし、行政間の交流は途絶えてしまいました。しかしながら、市民間の交流はいまだに根強く続いています。

平成4年9月の友好都市盟約から現在の中津市となるまでの約13年間を振り返ってみますと、年間を通し春夏秋冬、季節ごとの行政間、市民間の交流がありました。春の若葉のもみじ祭り、グリーンツーリズム事業、茶摘みフェスタ、1泊2日の民泊体験、家族ぐるみでの田舎料理を囲み、心からのおもてなしを受け、親戚の家で過ごしているような雰囲気の中で、まるで実家に帰ったような気分になります。新緑の茶畑では自然を満喫でき、太宰府からの参加者が帰り際、また来年もぜひ参加したいと翌年の参加を楽しみにいたしておりましたことが思い出されます。夏には太宰府ジュニアリーダーズクラブで主宰するキャンプ、太宰府の小・中学生が約100人規模で2泊3日のキャンプをしながら、地元のボランティアリーダーと交流をしたり、秋には太宰府市民政庁まつりの協賛により、貸し切りバス数台で耶馬溪ふるさと祭りに参加、そのほかスポーツ交流もあり、バレーボールの交流試合も行われるなど、年間を通して行政間、民間の交流は充実しておりました。より身近で心と心、自然で気取ることのない交流

が行われていたように感じます。およそ13年間、友好都市であった旧耶馬溪町との交流は、現在も市民を中心に息づいていることから、いま一度これを全市民レベルの交流に広めていけるよう、中津市との友好都市盟約締結のお考えはないのか、お伺いいたします。

再質問につきましては、発言席で行います。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 友好都市につきまして、現状も含めて、まず私のほうから中津市との友好都市締結の考え方についてご回答を申し上げたいと思います。

平成17年3月の旧耶馬溪町が中津市との合併によりまして、平成4年9月に締結した友好都市としての協定は自然消滅ということになっております。しかし、旧耶馬溪町との友好都市としてのえにしによりまして、現在においても先ほど議員おっしゃいましたように相互に民間交流が継続をされているところであります。

しかし、旧耶馬溪町との交流が中心であることなどから、直ちに大分県中津市との友好都市締結ということは難しいのではないかと現時点では考えております。今後の方向性としてしましては、これまでの民間主導の草の根交流で培われたネットワークを生かしながら、さらに交流の輪が広がり、地域間交流が深まることを願うものであります。

また、行政間交流といたしましては、個別の目的ごとの協定の提携等については当然視野には入れておりますけれども、今後におきましては先ほど申しました草の根交流の裾野を、市民交流をですね、広げていければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） ただいまご答弁いただきました。

私がこの一般質問で、平成18年に一度一般質問をさせていただいたときの答弁とまるで同じではないかなというふうに感じております。その折にもただいまの答弁のように地域振興部長が市民レベルの応援をすると、市民レベルで地域間交流を今後とも継続し、支援していくという答弁をいただいております。

それから、今のところは全然進展がないというふうに受けとめますが、それでお伺いいたしますが、友好都市を平成4年に結ばれて、そして自然消滅するまでの間の民間交流、行政間交流、それが自然となくなると、解消されたということですが、1回盟約を結ばれて、そしてじゃあもうこうだからこれで終わりですよということもなく、何かその間に、例えば行政間で旧耶馬溪町が合併するに当たっての中津市とですかね。旧耶馬溪町と太宰府との間での何か消滅する、解消するに当たっての要因があったのか、そしてまたそういう中で書面で交わされたのか、解消をですね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど申しましたようにこの盟約締結の内容からいきまして、対象であ

る自治体が存続しなくなるということになりましたので、自然消滅ということになったということでございます。特に、解約の締結を結ぶというような手続については行われておりません。

ただ、その後もですね、私も当時、市民まつり等の担当もしておりました関係で、当時は耶馬溪のほうから議員さんも含まれて、私たちの市民まつりにおいでいただく。それから、耶馬溪祭りには市民まつりの実行委員会を初め、市民にも広く募集して耶馬溪祭りに訪れて交流を交えるというようなこと、それから行政間交流も行っておりましたし、議員さんたちの議会を挙げての交流も行われておりました。思い起こしましたけれども、山国川の川のたもとですね、懇談をしたのを今間近に思い起こすような、記憶がよみがえってきますけれども、その際耶馬溪町としては訪問団という形にはならないけれども、中津市になるんですね。耶馬溪町の実行委員会だったと思いますけれども、これからも太宰府市の市民まつりに訪れたいということでおおいでいただいておりますけれども、中津市のほうのいろいろな行政手続の中で、職員の方が、旧耶馬溪町の職員の方がその実行委員会にも多く含まれておりましたものですから、いろんな行政手続の中で問題があるので、公な形ではですね、今後訪れることができませんという事で報告は受けた経緯があります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 今、やっぱり行政間では書面上はできてないということではありますけれども、人の心というのは一遍つながったものはずっとつながっていくと思うのですよね。行政では、確かに書面上で、紙1枚で行ったり来たりできるけれども、だけれどもその中にそれをつくっていただいた市ですよ、行政ですよ。行政間がお互いに交わっていく、それが合併によって自然消滅した。それはもうしょうがないことだけれども、その中に人と人とのつながりというのがあると思うのですよ。心と心、私はそういう関係で太宰府にないものを耶馬溪でいただき、それが中津市となった。中津市となりますと、今度は広域になります。3つの町と1つの村とで中津市、大きい中津市に吸収合併という形なのか、そのところはよく理解できませんけれども、その山国川流域をずっとさかのぼり、下っていきますと中津の豊後水道に行き着くんじゃないでしょうか。そうなりますと、人口からしても向こうのほうで8万5,000人ぐらい、面積にしますとそれはもう莫大な面積です。でも、そのような中で、よりよく耶馬溪町を中心に中津市と友好都市を結ぶことが、広域的に太宰府の市民に対してはメリットがあるんじゃないかなと私は思います。

と申しますのも、市民遺産第1号木うそ保存ですね。木うそが助けられているのはもうご存じですよ、皆さん方ね。市民の方もご存じだと思います。そういう面からいっても、いまだ中津市と広域に、提携に向けての条件とかいろいろあると思うんですよ。その条件に満たないから今のままの民間交流で続けていくというお考えなのではないでしょうか。何かそこに原因がありましたら教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） ただいま小柳議員がおっしゃいましたように耶馬溪町が中津市と合併するとき、いろいろな地域の方の考え方の中で町長選が行われたということも事実です。平成17年2月20日に耶馬溪町が町の閉式というんですかね。町が中津市になって、耶馬溪町そのものが閉じますというような式典がございました。そのときにご招待にあずかりまして、当時の佐藤市長と私、一緒に参りました。そのときに、挨拶の中で中津市長がこういう発言をされました。ここの式典に来たときに、耶馬溪町、人口何千人だったと思いますけれども、あの全国的に有名な6万余の市民がおられる太宰府市と耶馬溪町が友好都市を結んで、こういう交流をされていたというのが大変驚きましたと。これから合併によって地域の活力とか何かを中津市の中で広げていっていただきたい。このような太宰府市との友好都市があったということを皆さんも心の中に持って、中津市と合併するけれども、地域の中で地域力を培って、その力を広めていっていただきたいと。そして、中津市全体に耶馬溪の方々の思いが広がることを願いますというような大変ありがたいお言葉をいただいた記憶があります。10年近く前ですけどもね。だから、先ほど答弁させてもらいましたように旧耶馬溪町との民間交流は、先ほど小柳議員がおっしゃいましたように、まだ根強くきずなでつながれながら交流されているというのは事実だと私たちも認識をいたしております。

その耶馬溪町の方々の思いが、本年はたしか現中津市市議会の方とも議会、一部交流をされたというようなお話も伺っておりますので、そういうふうにな中津市全体の中に太宰府市との友好を願う市民の方々の思いが、そのことを受けまして、当然太宰府としては耶馬溪町との交流が歴史としてありますから、ゼロからスタートじゃないと思いますので、そういう先ほど言いました地域間交流がですね、裾野が広がりながら全体のものになっていくのを願っているというところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） 地域間交流というお言葉を強調されているようでございますけれども、友好都市でちょっと話飛びますが、せんだって多賀城市のほうに訪問させていただきました。やっぱり多賀城市も大災害を受けました。その中で、友好都市であるということで、太宰府の行政ならず、議員ならず、市民が多賀城市を訪ねたときでも本当に大歓迎を受けております。本当に友好都市、お友達、兄弟というその意味合いからすれば、多賀城市、奈良市、忠清南道の扶餘、3つ姉妹都市、友好都市がありますけれども、より身近に、市民が気軽に行ける、交流できる、人と人とが交わっていくというのは、距離にも問題があるのではないかなと私は感じます。多賀城市に行く、奈良市に行く、忠清南道扶餘に行きます。二、三年後には太宰府市が結んでいただいたおかげで少年の船協会、青少年が5年一度、交流をさせてもらっております。多賀城市とは太宰府ジュニアリーダーが30周年を機に友好都市に訪ねました。というのは、私たちの世代ではなく、次の世代により身近に、そして心ある交流ができる、助けてく

ださい、大変なことが起きました。今、太宰府市では多賀城市と本当にきずなで結ばれております。

昨年、同じ耶馬溪町が大災害に遭いました。友好都市でないという観点なのかどうかわかりませんが、お見舞いの電報は市長が中津市耶馬溪町のほうに出しているようでございますが、一声かけましたら市民は去年のあの暑いさなかに、市の職員も中にOBもいました。ああ大変だ、前の友好都市だったからちょっと何かできないかということで、皆さんで手伝いに行きました。そういうことが中津市議会の中に波及いたしました。そういうことから、中津市の議員団が8月に会派で太宰府市の交流という形でお見えになりました。

その後、もう皆さんご存じのとおり市民政庁まつりの折には15名という市議団がお見えになりまして、私ども議員団との交流もさせていただきました。より身近で、そしてお互いに助け合うことができるような距離であり、そしてまた心であり、風景であり、食であり、教育であると思います。そのような観点をお考えになったことはございますでしょうか。市民が身近に近寄って、より深く交流を深められていけるような友好都市をお考えになったことはございませんか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 行政間の友好都市というお話よりも、市民の思いとかですね、地域住民の思い、あるいは他市との連携、住民間の連携というようなお話ですので、ちょっと私のほうから答弁しにくい部分もあるのですが、先ほど申しましたように、耶馬溪町との交流については先ほどお話ししましたように、私の心の中にも深く残っております。議員さんの中にも、当時交流をされていた議会の中におられた議員さんについては、やっぱり深く心に残っておるものと思います。

当然、太宰府市民政庁まつりにおきましても耶馬溪町の存在を市民の方に記憶がなくなったことではないということが、実行委員会の中でもそういう耶馬溪町のコーナーがあるということ、それからそこには多くの市民の方が出店されているところにも訪れられて、もうまつりが終わる前にですね、もう全部販売しましたので帰らせていただきますというような大変人気があるような商品も持っていて、そういう市民間交流は素晴らしいものだと思っております。そういうものが広がりを見せまして、中津市全体がやはり太宰府市を認知していただいて、太宰府市とのそういう友好な契りを結びたいというような機運の盛り上がりがですね、行政の中では必要ではないかと思っております。

本日、小柳議員のほうから改めましてですね、締結についてどうなのかというご質問をいただいておりますので、全国市長会等、市長も中津市長とお顔を合わせることもあると思いますので、そういうお話の中から進んでいくものでは、行政間交流は進んでいくものではないかなと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） どうもありがとうございます。本当に民間交流を行政間が支えていた



だいていることには感謝申し上げます。

ただし、民間だけではできないところがあるのですよね。そこに行政と民間がお互いに歩み寄り、行政が友好都市ということを締結をされますと、本当に市民は心強く思います。その中で、中津市も山国町からずっと中津市までの溪谷を眺めながら、私たち市民としては一つでも広く、そして広い視野で、そして今テレビドラマでもあります、官兵衛さんですかね、の映画もあります。太宰府の天満宮には如水の井戸もまだ残っております。そしてまた、学問の神様、福沢諭吉様の記念館も中津市にあります。条件的にいろんな多方面でご苦労はあると思いますが、その辺の条件整備をいま一度考慮していただいて、市民、そしてまた中津市の市民、太宰府の市民、そして今機運が盛り上がればという話でございますので、どうぞその辺を時間をかけてでも皆さん方が行政間の橋渡しをいま一度お願いしたいと思いますが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、総務部長のほうから回答をいたしましたけれども、私は中津市の意向を押しはかりながら、行政間交流の役割等を含めまして、両市の交流のあり方、あるいは方向性を見定めたいというふうに思っております。

しかしながら、今、小柳議員のほうからお話ございました。8月には議会で訪問された。それから、市民政庁まつりのときについては、私も懇親会の中で挨拶をさせていただいた中での経過、あるいは雰囲気等々も五感で感じておるような状況です。そうした中で、私は中津市、耶馬溪町との今までのありよう等について、やはり大切にしていこう必要があるというふうに思っております。木うそ保存協会でのホオノキの植樹等々をお世話をした経緯もありますし、私はどちらのほうから働きかけるかというようなこともあろうと思いますが、私はできれば私のほうから中津市のほうに出向き、市長と直接お話しし、意向を確かめたいというふうに思っている気持ちには変わりありません。近く行動を起こしていきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員。

○13番（小柳道枝議員） どうも本当にありがとうございます。

今、市長の答弁をお伺いいたしまして、執行部の皆さん方にはさまざまな問題点もあるとは思いますが、どうぞ太宰府市民と中津市民が今以上に深く、そして交流ができ、そして人と人とのつながりができ、子どもたちに、そして次世代を担う子どもたちにしっかりと身近で感じるような友好都市を一日も早く結ばればいいのですけれども、問題があると思しますので、それを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 13番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告しております3件につきまして質問いたします。

1件目は、土砂災害特別警戒区域について伺います。

土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行っています。今回は、そのうちの特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにかかる三条一丁目について伺います。

この場所は、平成15年の大雨により市有地である山が崩れ、麓の住民の方が自宅は半壊、土砂が流れ込み、お風呂が壊れるなどの被害を受けました。その際、市の措置としては流入土砂の除去をし、県、国からの補助としてのり面の工事などをされました。平成17年には反対側の崖が崩れ、ここは民有地ですので、対応としてはブルーシートがかぶされたままです。この山の上には、お墓があり、転がり落ちてくる可能性があることや、のり面に金網が張ってありますがさびたりしていることから、間から草が生えてきており、落石防止になるのか、不安に思っています。この区域の今後の対応について伺います。

2件目は、五条保育所の保育士採用についてです。

第五次総合計画の中で、施策として上げられている待機児童ゼロ作戦の達成に向けて、五条保育所が平成27年度、200人定員で移転開園されます。ハード面に関しては着々と計画が進んでいますが、あわせて検討すべき問題として、保育士の採用について伺います。

現在の定員が90名ですが、開園にあわせて園児が200人と倍以上になることから、4月開園時の混乱が予想されます。来年度、平成26年度から採用して、保育内容を引き継いでいくべきだと思いますが、来年度、採用予定者に保育士の方は見当たりません。採用計画がどのようになっているのか、また採用の際の雇用形態をどう考えておられるのか、伺います。

3件目は、中学生におけるスマートフォンの影響について伺います。

内閣府の平成24年度青少年インターネット利用環境実態調査によると中学生の携帯電話の所有者が51.6%、そのうちのスマートフォンの所有者が25.3%となっています。スマートフォンの所有者だけを見ると、昨年度から5倍にも増えています。スマートフォンのアプリのLINEですが、よく耳にされていると思います。無料通話やメールや写真投稿などの機能があります。このLINEの中で会話が長時間になりやすく、またクラス、学校内だけでなく、他校生徒と親しくなり、トラブルが増えたり、また精神的にも不調を訴える子どもたちが増えている現状があります。市内の中学校でも同じようなことを耳にすることがあります。中学生のスマートフォンの所持について、市として、または教育委員会として情報発信や啓発などの対策がとれないものか、伺います。

再質問は、議員発言席にて行います。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、1件目の土砂災害特別警戒区域について、私のほうから

ご回答を申し上げます。

ご質問の該当区域である三条一丁目の市有地の対応についてですが、この土地は地目が墓地になっておりまして、周辺の住宅開発以前から地元の方々が累代の墓所として使用されている土地でございます。

市内にはこのような登記上、太宰府市、または大字持ち分として墓地となっている箇所が約54筆ほどございます。そのほとんどがご質問の土地と同様、山手の高台に位置しているのが現状でございます。

管理につきましては、長年の墓地使用に係る経緯から、基本的に墓地の使用者に行っていたところですが、周辺住民の皆様の生活環境の保全上、必要と認められる樹木の伐採等については市が行っているところでございます。

ご質問の三条一丁目の墓地につきましては、平成15年7月の豪雨災害によりましてのり面崩落がございましたので、擁壁を設置し、その上にフェンスを張り、のり面には種子吹きつけ等、災害復旧工事を行っております。その後、10年ほど経過いたしておりますけれども、平成21年及び平成22年の大雨時にも土砂流出や崩落等は見受けられておりません。したがって、今は安定した状態であると考えております。

また、ご指摘の南側ののり面につきましては、平成22年の大雨時にブルーシート張りをしたものでございまして、あわせてそのときにのり面の上の墓石が点在いたします箇所雨水の集水ますを設けまして、そこから排水パイプを通し、のり面の下に排水できるように施工いたしましたところでございます。さらに、ブルーシートにつきましては、平成25年に張りかえを行い、補強をいたしております。

なお、大雨や台風によります災害警戒本部が設置された場合などにつきましては、地元自治会長や関係機関への連絡を初め、現地を巡回点検し状況確認を行うとともに、安全確保のための情報共有を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 何点か、お伺いしたいと思います。

先ほど回答いただきましたお墓の件なのですが、この山の上のほうにですね、実際に管理されて、お参りにも来られているお墓が何カ所かあって、そしてもうそのまま放置されているようなお墓があるのですが、放置されているお墓のほうに墓石が倒れたりとか、あともう山の上のほう、崖の縁まで来ているようなものもありますので、そのところがですね、崖が崩れないにしても、雨が降ったときにですね、地盤が緩んだときに落ちてくるのではないかと、心配されているのですが、この部分に関しては少し移動させるとか、そういうふうなことはできるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 私、梅雨時期には大体行っておりますし、年に二、三回は現場に行

っております。今回のご質問を受けて、改めて現地を全て確認をしてみました。

ご指摘のように北側のり面ですね、端付近の墓石が1カ所倒れておりまして、確認をしました。この墓石といたしますか、お墓の石をやっぱり勝手に動かすということとはできないだろうと。やはりその墓守をしてある使用者といたしましうか、管理者といたしましうか、その方の確認が要るだろうというふうに思っております。

したがいまして、勝手に動かすことはできませんけれども、その墓石が落下するような危険性が出た場合はですね、緊急的に落下防止のための対応を市のほうで行うということは考えておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） では、そのところをですね、よろしくお願ひいたします。

それから、山の上の木なのですけれども、随分伸びてきていまして、先ほど山自体がですね、今安定しているので手を入れないほうがいいのかという判断をされているようですけれども、住民の方がですね、テレビがきれいに映らないとか、電波障害を起こしてありますので、そのところはですね、住民の方と少し話をさせていただいて、できる限りの間伐ですね、がお願いできないかと思ひますけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今年の8月でしたか、地元の方の要望でこの指定に当たっての説明会を開催をいたしております。その場に所管の環境課のほうからも出席をさせていただきまして、いろいろとやりとりをさせていただいたところでございます。

ご質問の高木、それから電波受信の状態が悪いというお話もそのときに出たということでございます。先ほど申しましたように現地を確認いたしましたか、高木として倒木といたしますか、倒れる危険性のある木は見受けられない状況を確認をしてみました。見渡しますと大体高台の樹木並木、また普通の山ですね、並木の状態で、高さは恐らく樹木の樹高が5mから6mぐらいではなかろうかというふうに思っておりますのでございます。

それから、テレビの受信状況につきましては、そういう木々との因果関係がはっきりいたしませんので、今のところ、対応はいたしていないという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） お尋ねですけれども、その木の状態と受信状況の因果関係がはっきりしないというお答えでしたけれども、その部分はどこで、個人の住民の方がそれを調べるというか、調査するようなことになるのでしょうか。市側では行ってはいただけないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 因果関係をつかむというのは非常に難しいかなというふうに思っておりますが、普通のビルが横に建つかですね、建築基準法といたしましうか、そういう規定の中では電波障害に関するものもあるようでございますが、通常の高台の木々について、電波

障害になるという話もちよっと聞いたことはないかなというふうには思いますけれども、そこら辺の調査を市が行うということにはならんだろうというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） わかりました。

もう一点ですけれども、平成15年度に豪雨災害のときにですね、崖崩れがありまして、その後にのり面の工事をされています。これが擁壁工事と、あとフェンスを建ててあるのですけれども、恐らく、恐らくというか、国と県の災害時のですね、対策としてされていると思うんですけれども、住民の方、ちょうどレッドゾーンにかかっている住宅が5軒ありますので、そのうちの3軒が擁壁に守られているのですけれども、あとの2軒がいざこう流れ込んできたときに両側に土砂が流れていって危険だということで心配してあるのですけれども、その部分の工事の予定はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今のご質問は、現在ついています擁壁の延長といいますか、それが計画されているかということでしょうか。

平成15年の災害箇所につきましては、ご存じのようにかなりの箇所数が出てまいりました。緊急を要するところから優先して工事を行ってきたというところがございますけれども、この箇所につきましても土砂の崩落しておる箇所をですね、災害復旧工事として実施をしておりますけれども、あれを下まで延長するとかということではなくて、災害の実際に被害に遭った部分を擁壁をついて、これ以上の崩落が起きないようにという復旧工事を行っておるところでございます。

先ほど申しましたように現在の擁壁、それからフェンス、それから種子吹きつけのほうもかなり植生が進んでおりますので、のり面のほうも安定した状態ではないかなというふうに考えております。今後の状況を見ながら、必要があればその辺もあわせて検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） このレッドゾーンが太宰府市内で126カ所あるということで、世帯としては434世帯にかかっているという話を聞いたのですけれども、そこ全ての住民の方がレッドゾーンに自分の家がかかっているということで不安に思っらっしゃると思うのですけれども、その部分を全て対策をとるというのは、予算的にも無理なところがあると思います。それで、何か方法がないかというふうに考えていけないと思うのですけれども、県のほうで危険箇所については順次工事に入っているというふうに聞いているのですけれども、県のほうもその把握している危険箇所が1万5,000カ所あるということで、年に10カ所から20カ所ぐらい対応しているという話を聞いたのですけれども、この工事の中に太宰府市のレッドゾーンにかかっている場所は入っているかということは把握してありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 今、お尋ねのこの土砂災害防止法につきましては、それまでの今言われました急傾斜地法とか、土砂災害防止法とか、そういう法律に基づいてハード整備を国、あるいは県で行われてきております。市内にも、急傾斜地法で2カ所ほどやっていただいたところがあります。これは工事をするためにそういう指定をして、工事をして、その区域指定が外れるということではございません。

この土砂災害防止法が出したのは、いつやったですかね。広島でかなりの災害が発生して、とうとい人命が奪われたということ、平成13年やったですかね。そういうのを契機にしましてですね、国のほうで、やはりハード整備については順次、鋭意やっているけれども、なかなかそれが追いつかないということで、人命、あるいは財産等を保護するために、生命をまず優先するというので、そういう避難体制をですね、確立しながら、人命を守っていくということが趣旨としてつくられておりまして、ハード対策としての対策工事ではなくてですね、警戒避難体制の整備等のソフト対策を中心とした法律ということになっております。

今回、県のほうがレッドゾーンの見直しといいますか、追加を行いましたのは、当時まだ法律がなかなか国民に浸透されていないということで、何か区域指定をされると、そこが危険じゃなくて被害が発生するおそれがあるというような趣旨が伝わってないところがありまして、当時レッドゾーンにかかってあるところの居住されている方々、あるいは財産所有されている方々が、やはりそれを理解できないので反対をするというようなことであれば、県のほうとしてはイエローゾーンでということで、当時区域指定がされた経緯があります。

この間議会でもたくさんのご質問をいただいていますけれども、地球規模の気象異常の影響かどうかはわかりませんが、今までには考えられないような集中的な豪雨が発生しております。県のほうで改めまして、当初レッドゾーンであったところと新たに追加するところについて、今回見直しを行うということになっております。

今、お尋ねの工事については、この土砂災害防止法に基づく工事ということではなくて、他の法律に基づく工事がされているものだろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 土砂災害防止法ですね、理念については、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うものということで、そのところは理解しております。県が指定しておりますので、やはりその部分はですね、指定に関しては高さ5m、傾斜が30度以上というようなことで、地層とかですね、強度については問うていませんので、その部分はですね、県のほうに、法津では別のものになりますけれども、危険箇所として、ぜひこの工事をということで要望をしていただきたいと思います。

続いて、2項目めですが、このレッドゾーンにお住まいの方に対しての対策ですが、警戒と避難体制についてですね。ここの部分についてお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） この三条一丁目の件ではなくて、全体的な市の避難体制のお話ですね。

土砂災害特別警戒区域についてはですね、本市では土砂災害防止法の制定以前より毎年出水期前の5月中旬ごろに災害発生予想危険箇所を市の関係課、消防署、自衛隊などで現地調査をしまして、現況の確認と情報の共有化により、災害発生時の迅速な対応に備えておるところでございます。また、気象庁による大雨、洪水及び台風接近時の暴風雨警報発令時には、直ちに災害警戒本部を設置いたしまして、消防、警察、自衛隊、自治会長などへの関係機関に連絡するとともに、速やかに災害警戒本部会議を開催し、気象状況を含めた状況の確認と情報の共有を図り、同時に警戒本部各班による危険箇所等の巡回を行っておるところでございます。

雨量、河川水位、土壌雨量指数等の気象状況と現場の状況、あるいは通報、連絡等を総合的に判断しまして、市内に災害の発生が予想されると判断した場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、対応をいたしております。避難が必要と判断した場合には、太宰府コミュニティ無線や防災メール、あるいは市の広報車、職員や消防団、あるいは自主防災組織による戸別訪問によりまして避難を誘導することといたしております。

避難体制につきましては、行政だけではなく、自助としてまずは自分の生命を守ることを、共助として自主防災組織の自立強化を図り、地域と行政が一体となった災害予防、あるいはそのような知識を得ていただくための講話や、あるいは実地訓練等を通じましてそういう意識を醸成することが必要であると考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 防災の対策について、自主防災組織ということがずっとこのところ力を入れて進めてあると思います。今の自主防災組織の組織されている箇所数はどのようになっているか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 自主防災組織につきましては、各行政区の自治会に協議をお願いをしております。現在26組織が編成されているということで報告を受けております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この自主防災組織が自治会のほうではぜひ立ち上げて、やはり住民の皆さんの安心・安全に役立ちたいという思いはあるのですが、なかなかそこまで、立ち上がりまでですね、力が及ばないとおっしゃっている自治会長さんもいらっしゃるのですが、防災専門官の方が今ずっと指導に入ったりとか、相談に乗ったりとかで進めてあると思うのですが、ここの部門ですね、防災担当の部署の人員の増員というか、そういうことは考えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 人員の配置につきましては、その業務量に合った人事配置をとということでは基本に考えております。

なお、来年4月からの機構改革におきましても地域とともに、いわゆるそういう防災意識の醸成、あるいはそういう組織化については市民とともにやる部で所管し、あるいは消防署、自衛隊等の関係機関との連絡調整等、あるいは災害対策本部とか、そういう全体的なものを課として、防災安全課というような課に格上げをしまして対応することと予定をいたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 自治会長もちろんそうなのですが、住民の方も何か役に立ちたいというふうに思っている方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方たちに啓発したりとか、あと力をかしていただけるような組織づくりを進めていく上でもですね、職員の皆さんの安全対策についての部門をですね、きちんと確立していただいて援助していただきたいと思っています。

住民の皆さんが、この豪雨災害というか、ゲリラ的な大雨の中、いつ自分の家が流されるのじゃないかとかというような不安の中ですね、何か市で補助できるようなことがないかと思って調べてみたのですが、レッドゾーンに指定されている危険区域の住宅の建てかえや移転に関して補助制度を設けている自治体があるのですが、こういう制度についてはご存じでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 太宰府市が、この土砂災害防止法の区域指定の対象になるときに、先ほどこの法の趣旨は申し上げましたが、とはいっても地域住民がお住みになっている私たち基礎自治体においてですね、法律の趣旨がそうだから何もできないのですよということでは、なかなか住民の不安は払拭できないだろうということで、当時いろんな調査をしました。いろんな工事に関する補助制度を持ってあるところもあります。ただ、基本的には住民の方ですね、対策をしていただくということが基本の制度だろうとは認識をいたしております。済みません、自治体の数まではまだ把握はいたしておりませんが、そういう制度を持っている自治体については、あるということは認識をいたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 実際に鳥取県の倉吉市、それから琴浦町については、土砂災害特別警戒区域住宅建てかえ等事業ということで、住宅の建てかえにかかる費用の借入金に対しての利子にですね、補助金を出したりとか、それから長野県の岡谷市については住宅の移転のときの除去費用の助成、それからあと一緒ですね。建設助成金としての借り入れの利子に対しての補助というような制度もあります。ですので、こういうことも少し検討していただいてですね、レッドゾーンにかかる住民の方が全てそれを申し込まれるとは思いませんけれども、一つの安心になる材料として検討いただければと思います。



2 項目め、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2 件目に入ります。回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 次に、2 件目の五条保育所の保育士採用についてお答えいたします。

まず、1 項目めの平成27年度、200人定員で移転開園に向けての採用計画についてでございますけれども、定員いっぱいの200人の児童が入所した場合におけます国の保育士配置基準に基づきますと26人以上の保育士が必要になると試算しております。

また、保育所は平日は午前7時から午後7時まで、土曜日も午前7時から午後6時まで開所しておりますので、ローテーション勤務の保育士の配置も必要ですので、平成27年4月の移設開園に向け、遺漏のないように準備を進めております。

次に、2 項目めの雇用形態についてでございますけれども、現段階で正規職員、非正規職員の雇用形態は決定いたしておりません。所管部といたしましての案を作成するとともに、入所児童数の状況等を見ながら検討しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2 番神武綾議員。

○2 番（神武 綾議員） 採用についてですけれども、先ほど壇上でも申しましたが、平成27年度開園に向けて1年前にですね、採用して、やはり保育の継承を、それから先生方の連携をとるためにも平成26年4月1日採用を願っているところですが、これは4月1日でできなかった理由はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど健康福祉部長が答弁しましたように、現在、新保育所の職員配置計画について、今国の保育士配置基準、あるいは現在の職員配置や今後の児童数を見込みましてですね、検討している段階でございます。そういうことで、新年度採用については決定をいたしていないということでございまして、十分な保育体制がですね、確保できるように検討してまいるのは当然だと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2 番神武綾議員。

○2 番（神武 綾議員） 実際に、子どもが200人という倍の人数になるということはわかっているわけですね。保育士さんも1人、2人増やすぐらいでは足りないということがわかっているわけですから、これから考えるというお答えですけれども、検討中だというお答えでしたけれども、4月1日時点で1人でも2人でも採用できたのではないかと思いますけれども、現在の時点では今採用の予定がないということですが、年度途中の採用は考えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど申し上げましたように、この保育内容について事業計画が決定

し、適正な万全の態勢で臨めるように検討をしていくというところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 保育士さんはですね、公務労働の中でも専門性の能力が必要とされる職種ですので、経験を積み重ねて業務に当たっておられます。ですので、その積み重ねを途絶えることなく、次の世代にですね、伝えていくべきものだと思いますので、平成27年度4月1日開園に配置ということではなく、早く採用していただきたいと思います。

続いて、雇用形態についてですけれども、正規職員と非正規の人数はまだ未定だということでしたけれども、この人数にかかわることで全国福祉保育士労働組合の2013年の春闘要求アンケートというのがありまして、その保育士さんの仕事上ですね、77.6%の人がストレスを感じているそうです。その原因としてですね、利用者の変化の対応、それから職場の人間関係、そして続いて人が減っているというふうになっています。非正規の職員が増えている中、職員会議等での保育の理念や狙いなどの共有もままならず、業務の引き継ぎができない実態が浮き上がっています。公立保育園自体の運営費が一般財源化されて、保育の多様化、それから長時間化の中で、非正規の職員が配置されてきました。保育所の運営費が現場の実態と大きくかけ離れていることから、非正規が年々増加傾向にあります。太宰府市でも例外ではないと思います。日本労働研究雑誌の中では、保育園における雇用環境と保育者のストレス反応で、非正規雇用を増やすことによって増大する保育ニーズに対処しようとして保育の質が低下し、保育者のストレス反応を危機的レベルに向かわせている可能性もあると警鐘を鳴らしています。

今の太宰府市の保育士さんの労働環境も同じようなところがあるのではないかと思います。ですので、正規と非正規のそのバランスをですね、そのところを保育士の現場のですね、方にも話をきちんと聞いて、できるだけ早い採用をお願いしたいと思います。

次、3件目、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目に入っているですか。3件目の回答をお願いします。

教育部理事。

○教育部理事（堀田 徹） 次に、3件目の中学生におけるスマートフォンの影響について、市長、教育長ということでございますが、私からご回答を申し上げます。

現在、太宰府市の小・中学校におきましては、スマートフォンなどの携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止としております。

しかし、児童・生徒の多くは学校外の生活におきましてスマートフォンやインターネットを利用しており、中には不適切な書き込みなどによって友人関係でトラブルを起こし、不登校に陥るなどの事例も発生しております。こうした情報通信機器は、児童・生徒の日常生活に浸透しておりまして、市教育委員会といたしましても非常に危惧しているところでございます。

また、これらは保護者の判断によって与えられておりまして、教師の対応も難しいことから、各学校では福岡県の保護者とともに学ぶ児童・生徒の規範意識育成事業というのがござい

まして、その一環として児童・生徒はもとより保護者も対象といたしましたネットによる誹謗中傷、いじめ防止教室等を開催しているところでございます。

今後ともこうした教室を通じまして、インターネットや携帯電話等による被害の深刻さや危険性について具体的に子どもたちに理解をさせ、児童・生徒の社会規範を遵守する判断力や行動力の育成を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今回、この問題を取り上げるに当たってのきっかけなのですが、先日、中学校のクラス懇談会に出席した際に、担任の先生からですね、スマートフォンのことでお話がありました。学校の生徒の中でですね、友達を傷つけるような内容の写真をネット上に発信して、それが保護者からですね、自分の子どもの写真が流れているということで学校に相談がありまして、警察にお願いして発信元を調査して、そして先生方がその後対応されたということでした。先生方がやはりこのことに真剣に取り組まれて、発信元の子どもから話を聞いて、そしてその写真を受け取ったであろう子どもの保護者に連絡をとってお話をしてですね、親子一緒にその画面を見て、削除をするようにとお願いをして回ったということでした。これをするのにですね、先生方が3週間かかったというふうにおっしゃっていました。

スマートフォンでのトラブルというのは、もう今、マスコミでも取り上げられますし、教育現場でも恐らく大変な時間を費やして対策されていると思うのですが、実際に保護者のほうにこういう事件があったというふうに先生がお話しされたというのは、本当にもう困ってあるというか、大変なことがやっぱり学校の中で起こっているのじゃないかというふうに感じました。親はスマートフォンを与えるときに携帯の延長だと思って、少しゲームができるぐらいの感覚で与えたりとかですね、そういう親もいらっしゃるし、そのスマートフォン自体の機能がよくわからなくて与えているという現状があると思います。

学校側も子どもたちに講演会を行ったりとか、あとPTAで講演を行ったりとか、また行政のほうでは家庭教育学級でそういう講師を呼んで話を聞く機会をつくったりとかしていますけれども、今もう市を挙げてですね、保護者、それから子どもたちに発信する時期に来ているのではないかと思います。実際に学校現場のトラブル、私はこれ1件聞いただけですが、校長会などでそういう報告など、お話は上がっていませんか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀田 徹） 今、神武議員さんからお話いただきました事件につきましては、報告書が上がってきております。教育委員会のほうにですね。内容等については、承知をしております。

また、市の校長会等の中でも、これまでこうした情報モラルにかかわる教育をしっかり徹底していかなければならないという話はしてきておるところでございますし、先ほどご説明をいたしました規範意識育成事業、この中でこの情報モラル、あるいは誹謗中傷によるいじめにつながるような、そういった事件等について、具体的に犯罪に巻き込まれました事例でござい

すとか、実際にいじめにつながった事例でございますとか、そういったものを具体的に子どもたちや保護者に説明をしていただきながら、じゃあ実際どんなことを具体的にしてはいけないのかと。特に、スマートフォン等になりますと機能等も複雑でございますので、そういったことも含めて、保護者も来ていただいておりますので、本当に怖い面について具体的にお話をいただきまして、子どもが実際に操作する上での具体的に何をしてはいけないか、保護者として注意をしていただくことといったようなことについてもお話をしていただきながらですね、子どもたち、そして保護者に周知を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2 番神武綾議員。

○2 番（神武 綾議員） 実際に起こった事例を保護者に発信するというのは、やっぱり危機感というか、もう本当にどきっとしますので、そういうことはできるだけですね、流していただきたいなと思います。

今、私の周りでも子どもにスマートフォンを持たせたことで困ってある親御さんがたくさんいらっしゃるのですけれども、今もなかなかもう手から離せない、使う時間を決めても、その時間を守れないという子がいたりとか、それから朝起きてですね、勉強すると言って、5 時ぐらいに起きてくるのだけれども、実際部屋のぞいてみたらスマートフォンしていたというような現状とかがやっぱりあるので、そういうところも含めてですね、やっぱりスマートフォンの何か怖さというものを大人も知らないといけないなというふうに思っています。

そのクラス懇談会のときに先生が配られた資料があるのですけれども、それが週刊誌の特集でですね、親が知らないスマホ依存の危険過ぎるわなという題名だったのです。その中に、このスマートフォンの中のアプリのことが書いてあったのですけれども、お小遣いサイトという無料のサイトがあって、そこでゲームをダウンロードすると普通にゲームをしていてもどんどんポイントが加算されていって、お友達を紹介するとまたポイントが加算ということで、どんどんポイントを加算することによって、いろんな買い物ができたりとかということができるので、もうやめられなくなるという。実際にずっとしてないと損した気分になるので、もう学校に行っても気になる、寝ていても気になるというようなことで、そういうふうな現状が、今中高生の中に起こっているというような内容がありました。

今、最初にお話ししましたLINEですけれども、LINEを使っている方がこの議場にどのくらいいらっしゃるかわかりませんが、グループトークというのがあって、仲間うちでメッセージ交換をするのですけれども、お聞きになったことあると思いますけれども、LINE外しというのが怖くて抜けられずに長時間つき合って徹夜して、そして不調を訴えるというような子どもたちも増えてきているそうです。中学校の保健室の養護教諭のお話では、吐き気や頭痛、肩凝り、そして24時間つながとかないといけないということで気が休まらずに寝つきが悪くなる、そして急に涙が出て悲しくなるといった精神的な不調の子が目立ってきているそうです。さらに、そのグループトークのグループの中で空気が読めなかったことで自分が

悪いと自分を責めたり、それからやめるとか、嫌だとかということが言えなかったことで、自分を責めて鬱病になるような子どもたちもいるということです。

理事は今まで校長先生をされていたということで、実際にそういう子どもたちに出会ったりとかということはありませんでしたでしょうか、ありますか。こういう現状をどのように感じておられるか、教育長のほうでご回答いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 今、LINEという言葉で論議されていますけれども、これを考えるときに、まずハード機器としてですね、iPhoneと今までのいわゆるガラパゴス携帯とゲーム機というのがあります。ハード問題で1つずつまた考え方を見ていかなきゃいけない問題があります。今、ご質問の場合はLINEということですので、iPhoneの中の一つのダウンロードソフトとしてのLINEということになっています。iPhoneそのものの問題ではなくて、その中にあるアプリの問題ということで捉えれば、今おっしゃったような状況が発生いたしております。このことは授業中に使うものではなくて、子どもたちが家に帰って家で使ったりするものですから、この使い方については学校と保護者が、家庭が一緒になって考えて、問題点を把握して対応していかなければならないと思っております。こういうことについては、特にPTA、家庭教育学級等を通じて学んでいかなければならないということで、市のほうといたしましても先週の土曜日にこの子どもたちとメディアを考えるということで講演会を行いました。その中で、私も行きましたらアンケート、講師の方が今この中でiPhoneの方、手を挙げて、ガラケーの方、手を挙げてというと、観衆はほとんどお母さんたちでしたけれども、ほとんど、半分以上がガラケーでした。だから、今までの携帯を持ってある方に、すぐiPhoneのことを言っても多分理解できないと思います、このタッチの問題とかですね。ハードでいえばそのiPhoneの問題、それとiPhoneの中にある今テレビでコマーシャルしているパズドラですよね。ゲーム。莫大なコマーシャル費用を払ってテレビでコマーシャルするということは、もうかるということですから、それを誰が払うかという話です。あの中で子どもが初めてのスマホだと言って、すぐゲームのほうの画面展開をします。果たしていいのかということで、私はあれは一つ問題ではないかなと思っておりますけれども、そういうことが一つ。

それと、このLINEで言われているように、これとiPhoneと同じ機能を持ったのが、もっと小さな小学生がやっている3DS、PSPになっているのですね。だから、そういう一つ一つの怖さがあるって、ハードの問題よりも、これを利用する私たちや家庭の問題が非常に大きいと今、私は考えております。

そういうことから、今おっしゃいましたように同じような情報を家庭と共有して対応をとっていかないと、もう無防備に小学生が3DSでLINEと同じ機能でやっていっています。その中に自分の12桁のコードを抜き取られて犯罪にまで走っておりますので、ちょっとそういう意味で家庭も深刻に捉えて、教育委員会全体で対応していかなければならないなと今思ってお

りまして、先週もいろんな教頭会とかあったときにもそういうことで、これから対応していきたいということで話はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 私も土曜日の講演会でお話を聞きました。子どもとメディア、NPO法人の方のお話でしたけれども、今教育長のお話にもありました。子どもはよくわかっているけれども、大人がわからない、その中身をですね。ですので、大人が子どもに教わることも必要であるというふうにおっしゃっていました。ですので、先ほどもお話ししました家庭教育学級での保護者の学習だとか、そういうことも必要なのですけれども、また逆に子どもたちから意見を聞くという方法もあるのではないかというふうに思いました。

先日、NHKのテレビ、特集を見ていたのですけれども、そこで携帯の依存症になった高校生のお話があっけいまして小学6年生のときに母親を亡くして、父親を助けるために炊事、洗濯と頑張ってやっていたのだけれども、やっぱり中学校の思春期に入ったときに、もうそれから逃げ出したくなったと。そのときに携帯のゲームにはまってしまってですね、もう学校にも行けないぐらいの状況になったときに、父親からもういいかげんにしないかという一言でそこから外れてですね、振り返ったときに、その携帯の中で使った時間が無駄だったなというふうに感じたそうなんです。そのときにはやっぱり周りに友達がいたということで、今その友達と高校に上がってですね、自分がそのずっと携帯の依存症になったときのことを考えて、こういうことに気をつけたらいいということで、また中学生とかですね、大人にも知らせていきたいということで、自分たちで寸劇をビデオに撮って、それを見せて回ったりとかというような活動をしています。

少し中学生、高校生よりも少しお兄さんの大学生とかですね、青年がそういうところに役割を持ってかわっていくことも必要なんじゃないかなというふうに思いますので、このスマートフォンを含めた携帯ですね。インターネットについては、もう子どもがここに生まれ落ちたときから、子育てから子守を携帯ではしないで、やっぱりスキンシップをとるところで、保健センターもそういうようなお話をお母さん、保護者の方にされているのですけれども、やっぱりそういうこともずっと乳幼児期、それから幼児期、そして学童期とつながっていくような施策を市全体として、やっぱり前面に掲げてしていただきたいなと思います。

済みません、最後に市長にお伺いいたします。

今のこの中学生の状況をいろいろお話ししたのですけれども、実際にそういう若者に会うこともあると思いますけれども、こういうような状況をどのようにお考えになるか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 社会の発展とともにいろんな伝達機能等も変遷があります。私自身もスマートフォン持っておりますけれども、そういった使い方、LINEも知っておりますけれども、

あるのかなというふうな思いです。青少年の健全育成に及ぼす影響というふうなことも、今のご指摘のようにあると私も思っておりますので、要は家庭、社会教育の分野、あるいは学校で、一体となった形で子どもたちへの指導強化というようなこと、あるいは使い方を教えるということが大事ではないかなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 先ほどもお話ししました。市全体としてですね、保健センターもかかわる、そして子育て支援センターもかかわる、そして生涯学習も学校もかかわるというような、子どもたちの今の環境をきちんと分析して、調査して、子どもを真ん中に発信していくシステムづくり、それから拠点づくりを考えていただきたいと思います。これを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり空き家条例についてと小・中学校の安全・安心対策の2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家条例につきましては、今年の6月の定例議会で一般質問をさせていただきました。その折は回答をいただいただけでしたので、若干ですが、その続きをさせていただきます。と思っております。

市民生活部長の回答では、空き家の適正管理に関する対策について、全国の空き家率は13.1%と過去最高で、今後も増加することが考えられ、本市の高齢化率も23.4%ですが、今後も高齢化を要因の一つとする空き家の増加が予測され、最後に防災、防犯、環境保全、景観など、さまざまな視点での対策が必要で、今後も関係課で協議を行い、検討してまいりたいとの見解を示されました。

質問からまだ半年しかたっていませんが、現状についてお尋ねします。

次に、今後の進め方についてもお尋ねをしたいと思います。

2件目は、小・中学校での安全・安心対策についてお尋ねします。

今、塾では使われていると聞きますが、登下校メールサービスがあります。端末機にカードを当てればリアルタイムで保護者にメールが届くというシステムであります。ちろん市のほうもご存じでしょうから、考えを示してください。

また、通学路における交通量の多い交差点、例えば国分寺前交差点や五条交差点などの安全

対策について、歩車分離式の信号を考えてみてはと提案をしましたが、その後の考えについてお答えください。

再質問については、議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、1件目の空き家条例について、私のほうからご回答を申し上げます。

まず、1項目めのこの条例の考え方についてでございますが、6月議会でもご回答申し上げましたとおり、空き家に関する問題につきましては火災や倒壊、不法侵入や犯罪誘発、衛生環境の問題、景観の悪化など、さまざまな問題が考えられますので、さきに申し上げましたように庁内の関係部署と連携し、協議を行ってきたところでございます。

本市におきましては、空き家に関するご相談はまだ少ないことから、現段階においては個々の状況に応じ、関係課と協議しながら対応していくことを確認をいたしております。

また、将来的には人口減少や高齢化等の進展によりまして、管理が不十分な空き家が増加することが予測されますので、その対策が今後求められるということも十分認識いたしておるところでございます。これらに対応するためにも条例の制定を視野に入れて検討していく必要があると、このように考えております。

また次に、2項目めの現状についてご回答を申し上げます。

現状では、雑草や樹木伐採の相談は環境課、それ以外の相談は内容によりまして担当課が土地所有者等に連絡をとり、適正な管理について指導を行っております。

平成25年4月から10月末までの相談件数は19件ございまして、全て草刈り及び樹木伐採に関するものとなっております。また、協働のまち推進課や都市計画課、関係課でございますが、こちらにも個別に空き家に関する相談は受けていないという状況でございます。

なお、草刈りに関しましては、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第4条の規定に基づきまして、所有者等に雑草の除去など、適切な管理を指導しているところでございます。

また、福岡県におきましては現在8市4町で空き家等の適正管理に関する条例が施行されております。筑紫地区内におきましては、現時点においては条例が制定されている市町はないという状況でございます。

次に、3項目めの今後の進め方についてご回答を申し上げます。

6月議会でもご回答申し上げましたが、今後高齢化やその他の要因とも相まって、空き家の増加は将来的に本市でも起こり得る問題と捉え、防災、防犯、環境保全、景観など、さまざまな視点で対策を講じていくべき課題であると考えております。

また、平成24年度に関係課による視察や協議を行いました、その結果、現状では空き家に関する相談件数は少ないものの、いずれ問題化するという認識で一致し、必要に応じ協議を行うことを確認しているところでございます。

今後につきましては、国の動向、先進市の事例等を参考にしながら条例化なども含め、空き

家の適正管理を促す方策を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ありがとうございます。

今、現状的には太宰府市においては問題は少ないというご回答でございました。

全国では、今272の自治体に、この空き家条例を制定している、そういう事実があるわけですね。今、部長も答えられましたように将来的にはというか、今現状的にそういう急を要する問題点が少ないのかもわかりませんが、将来的には問題点が出てくるだろうという認識はあるというお答えでございます。問題が起きてからですね、その対応が現状できなくなってから条例をつくるという私は姿勢ではなくて、今から予測されるのであればその問題が起きる前に、よその市町村でも起きているわけですから、別に近隣4市1町で先駆けてつくってもいいわけですから、早くこういうものを、今太宰府市がつくったということを市民によく知ってもらおう。つくってから、知った上で、今から増えないように、問題点がないようにするというのが僕は大事じゃないかと思うわけですが、その点いかがですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 先ほど申し上げましたとおり今のところ条例制定につきまして具体的に時期をお示しするということはございませんけれども、関係課の中で必要に応じ、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 要するに、今日は幾ら質問してもそれ以上の答えは出ないということですかね。

さっき草刈りの件で、空き地に関するところで先回の質問のときにも、大体毎年80件から90件、その連絡があると言われているわけですね。近隣の人から連絡がないと、その持ち主はしないわけでしょう。しないからこういう連絡が入って、するというのが毎年あるということは、それは問題があるから、市民から連絡がなければそれはどんどんどんどん大きくなるだけで、これは適正な管理とは言えませんからね。現状も空き地における管理において80件から90件、適正管理がされてないという事実がある。今から空き家が増えてくれば、必ずこういう問題は直面するのは近隣の市民ですよ。そこから不安が出てくる。また、せんでもいいことを連絡せないかん。連絡されてから、またやるという、そういうことが起きないと条例というのはつくらないのかということなんです。よくありますよ。問題が起きてからつくるんじゃなくて、もう問題、わかっているわけですから、どういう問題が起きるかということも全国の例を見ればわかっているのですから、そう難しい条例じゃないでしょう、これ。決めることは大体決まっているわけですから、こういうものを条例を制定しましたよと、早く市民に知ってもらって、体制的には空き家になるということがわかっておれば、そういう適正管理ができないような状況の方も出てくるわけですから、前もって市に相談をしてもらうというような窓口まで

つくって万全の態勢で今後いくというような、そういうお考えがないのかなと、こう思うのですよ。だから、それは今すぐなくともいいかもわかりませんよ。よく思うんですがね、じゃあ交通事故が起きないと信号をつけないのかというのと一緒ですよ。危ない、危険はわかっている。しかし、事故がないからつけません。事故があつてからつくったんじゃ、その事故に遭った人はかわいそうなのですから。それと何か皆さんの考えがダブるような気がするわけですよ。これをつくる上に何か問題点あります。何か難しい問題ありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、部長が申し上げておりますように、否定はいたしておりません。条例制定を視野に入れて検討していくというようなこと。私は幹部会の中で、このことについては条例制定に向けて検討せよというようなことを指示をしておるところでございます。万全の態勢で、今、福廣議員がご指摘されましたとおり、実現させていきたいというふうな思いでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 私が言いたいのは、早くやってほしいということです。いや、さっきの部長の回答では、何かそんなふうに聞こえなかったものですからね。

はい、わかりました。では、今の市長の答弁を信じて、早急につくりますということで、この項目については、ほかにも言おうと思ったこと、いっぱいあるのですが、それ以上言うても市長に対して失礼でしょうから、信じてこの問題は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部理事。

○教育部理事（堀田 徹） 次に2件目、小・中学校の安全・安心対策について回答いたします。

まず、1項目めの子どもたちを犯罪、災害、いじめから守るための見守りメールシステムについてでございますが、現在市立小・中学校におきましては、ご質問にありますとおり学習塾で使われている入退出時間をメールでお知らせいたしますシステムにつきましては、導入をしておりません。

各学校では、登校時には朝礼の際に出欠をとりまして、未届けの欠席者については必ず保護者へ連絡を行うなど、安否の確認を行っております。また、下校時には速やかに帰宅するように下校指導を行っておりまして、特に低学年の子どもたちにつきましては昇降口で見送るなど対応を行っているところであります。

リアルタイムで登下校の状況を保護者へお知らせする必要性は、現状では考えておりません。

しかし、防犯や防災情報を発信する目的で委託会社と契約を結びまして、メール一斉配信システムでございます学校安心メールを整備しておりまして、不審者情報などの防犯情報を速やかに送信するよう努めておりますとともに、関係部署におきまして情報を共有し、連携を図ることで児童・生徒の登下校時の安全を守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 次に、2項目めの通学路における大きな交差点の安全対策についてご回答いたします。

今回の一般質問の両交差点の歩車分離式信号の設置について筑紫野署と協議を行っております。県道福岡・日田線の国分寺前交差点は国分小学校の通学路でもあることから、通学時間帯では児童及び歩行者が多く通行しています。通学時間帯では横断歩道を児童及び歩行者が渡り終えた後にしか右折、左折車両が通行できない状況が見受けられます。それと児童が右折、左折車両のそばを通行している状況でもあります。しかし、昼間はほとんど歩行者の通行がなく、歩車分離式信号機の設置は難しいと思われます。

また、時間帯による歩車分離式信号機の設置についても協議しましたところ、時間帯による運用が変わり、事故が多くなる可能性があるということから福岡県では採用されていないとのことでございます。

その他のものとしてですね、福岡県には押しボタン式歩車分離信号機があるとのことですが、これは通常の横断歩道の信号が全て赤で、歩行者が押しボタンを押したときのみ、横断歩道の信号が青になるものであります。ただ、押しボタン式歩車分離信号機は、車両用信号のローテーションを優先することから、歩行者は横断歩道の信号が青になるまでの長時間待たなければならなくなる場合もあるなど、信号機を利用される方々も含めて事前に十分な調整が必要とのことであります。

五条交差点の歩車分離式信号機の設置につきましては、押しボタン式歩車分離信号機を含め、この交差点は渋滞傾向があることから、さらなる交通渋滞を引き起こすおそれがあるので、設置は難しいものと思われます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福岡和美議員。

○17番（福岡和美議員） 見守り安心メールにつきましては、今の体制が不十分とか、そういう意味合いで言っているわけじゃありませんので、今は今でしっかりとですね、されているというふうに私も理解はいたしております。

今回、質問させていただいている中で、いわゆる今理事も言われましたとおり端末機にですね、カードを当てて、それで学校に来ているというのがわかる。下校時には、それをかざすことによって、今学校から家に向かっているというのがわかるという、当初はそれだけのメールのやりとりというふうに聞いておりますが、今いわゆる何かがあったときに、それによって今うちの子どもは学校にいるのだろうか、もう出ているのだろうか、そういうのもわかる。いわゆる災害に遭ったとき、そういうときに非常に居場所がわかるということも、そういうものにも使われる。

ですから、犯罪対策、災害対策、それからもう一つはこういうこともできる。いわゆるいじ

め対策の一つで、その端末機にボタンか何かを用意としけば、カードをかざしてそのボタンを押せば、今こういうことで自分は悩みを持っているということを発信することができる。それは学校に知らせるのじゃなくて、別の組織というか、市でも構いませんけれども、そういうところに発信をすることができる。そのことによって、その子どもにいろんな手だてを、話を聞くこともできるというようなシステムになっているそうでございます。私はやっぱり大事なことでだろうと思いますね。子どもはやっぱり誰に相談したらいいのかというのが、学校の先生に相談していいものかどうか、親に相談するだけでいいのだろうかとか、親にも相談できないと、そういうところからいろんなことが広がってくるという、今までのいろんな事件を見ますと、そういう傾向にあることから、そういうものを利用してですね、いわゆるそういうシステムを利用して、自分のことを発信することができるということにも使われるそうでございますので、私は今後についてですね、今後こういうことはやっぱり検討すべきじゃないかと、こう思っているわけですね。

今回の質問は全部そうですけれども、安心・安全、やっぱり安心ということは、いろんな手だてを先にしてあげることが安心につながるだろうというふうに、将来不安を抱えるような問題を早目に取り除いてあげるといふ、そういうことが大事だろうというふうに思っの質問でございますので、今後について、今言ったようなことですが、ここで全部を説明する時間がございませんので、そのことがもし必要であればしますけれども、まずこの安心メールですかね。先ほど言われたように今塾ではほとんど使われていると聞きました。それは多分塾から帰る時間帯を教えるとか、今塾を出ましたということを親に知らせるのだろうというふうに思いますけれども、このことを今後研究するつもりがあるかどうか、そのことだけお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀田 徹） まず、福廣議員さん、それから昨日の長谷川議員さんを初め、子どもたちの安全・安心の担保ということでご心配をしていただきまして、そのことに対しまして厚くお礼を申し上げます。本当ありがとうございます。

今、福廣議員さんも申し上げられましたように、私もちょっと勉強いたしましてですね、この見守りメールの機能については大きく4つ機能があるかというふうに認識しております。1つは、今お話しがありましたとおり登下校時の確認メールでございます。子どもたちにICカードを持たせまして、それを端末機にかざせばいつ登校して、いつ下校したかということをメール発信できるという機能でございます。

それから2つ目は、これは今やっております安全メールの中にもありますが、学校からの連絡等について一斉配信ができると、それから3つ目はウェブ上での保護者とのやりとりということも可能になると。それから4つ目は、GPS機能等も使いながらの所在確認ですね。今ここに子どもたちがおるのかと、緊急時、災害時も含めまして、そういった機能を持っていると。それから、先ほど福廣議員さんがおっしゃったようないじめに関する子どもたちの情報発

信、その辺についてはちょっと私も情報不足でございましたが、そういった機能もあるということでご紹介いただいたとおりでございます。

今、4つ大きく機能についてはお話ししましたが、このうちの登下校のこと、それから一斉配信、この辺につきましては現在の仕組みでも対応できておるといふふうに考えております。

残りの2つの機能につきましては、確かにこの仕組みのすぐれたところでございまして、あわせて先ほど福廣議員さんもおっしゃられました子どもたちのいじめの発信等にも活用ができるといったような機能を持つのであればですね、この仕組みについては十分役に立つといえますかね、有効な機能であると、仕組みであるといふふうには理解をしております。

他市町の動き等もあると思いますが、またこれから先、こういう仕組みについてもさらに研究を進めまして、検討は進めていくだけの価値はあるものだろうというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） その点については、もう子どもたちのことでございますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

次は、歩車分離の信号についてはですね、別に歩車分離を必ずやりなさいということを主張しているわけではなくて、やはり登下校のときは子どもたちの安全が僕は優先をされるべきだろうというふうに思うのですよ。ちょっと車の渋滞が増えるから、そんなら子どもの安全・安心はいいのかと。そういうことではなくて、子どもたちがやっぱり安心・安全に学校に行けて、学校から帰ることができる、そういうことをすることがですね、私は最優先されるべきではなかろうかと。それはわかりますよ、警察が言う渋滞が起きるとかね、本当にそうなのかと思うんですよ。今、子どもたちが横断歩道を渡るときにね、多分あそこから左折される車とありますが、早う渡れと子どもたちに言う。いろいろやっぱり子どもに罵声を浴びせるそうですよ、車から。それならば歩行者がいなければ左折する車はどんどん行くわけですから、そのほうが僕は早いと思う、多少渋滞になっても信号が変わったときにはける量は増えると思っ

ているのですね。

そういう観点から、この前から言っていたわけですが、先回、原田議員に対する回答の中にもそういう言葉があったものですから、ああやっぱり私は、安心・安全のほうが優先だろうと、こう思うんですけれどもね。少々遅れてきた子どもが走って渡ろうとしたときなんかは、やっぱり随分危ないですよ。車も朝はいらいらしていますからね、特に。帰りはまだまだ正常でしょうけれども、朝は通勤ラッシュのときはどこに行ってもやっぱり運転手はいらいらしていますよ、早く行こうと思う人はね。そういう状況にならないようにしたらどうかと。今、部長が答えられたように時間帯ね、事故が起きるかもわからんと、かえってね。福岡県は警察が言う、それもわからんではないです。わからんではないですけども、今回多賀城市に視察に

行ったときに、そういう信号があったわけですよ。朝の時間帯だけ歩車分離、駅の近所でしたけれども、多分通学路にもなっていると思うのですが、こういうシステムがあれば、特に朝、そういうところを指導してあげれば、僕は事故はそうないと思いますけれどもね。それは考え方の相違になるかもわからないけれども、それを推し進めないというのは、その可能性があるから、誰も立たんでわからなかったら、やっぱり危ないかもわかりません。しかし、そういうこと、だからもう回答はわかりましたから、もう部長はいいですよ。

○議長（橋本 健議員） どうしますか。

建設部長。

○建設部長（辻 友治） 私もですね、福廣議員さんから6月に質問がございまして、あちこち現場へ行かましてですね、春日とか大野城とかですね、下大利とか行かまして、見た感じがやっぱり昼間の歩行者の通行がなくてですね、車はじっと待っていると、そこが通学路になっているかどうかはちょっとはっきりしませんでしたけれども、待っている状況で、耳にしたところちょっと苦情もあっているかなということを9月議会のときにちょっとお話しさせていただきました。

今回、筑紫野警察署とも打ち合わせをさせていただく中で、時間帯による信号は、今言いましたような状況でですね、福岡県は設置してない。ただ、押しボタン式というのがですね、私も現場、大野城東中学校のほうに設置されておりましてですね、ボタンを押すと4カ所とも全部横断歩道を渡れるような状況になるんですよ。これがなかなかいいかなという思いで見えておりますので、こういうのは今後検討に値するのじゃないかというふうに思っておりますので、その辺も含めて警察とはですね、協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 子どもの安心・安全のためにお願いしたいと思います。

このことについて教育部長にも聞こうと思ったわけ、いやいやいや、それは子どもの安心・安全のためですから、ぜひ部長のほうからも隣の部長に言ってくださいよ。いやいや、部長に言うて、市長に言うてもらっていいのですから、よろしくお願いします、その点。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 連携してまいります。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） いろいろ我々は言いますからね。事故がないというのが、やっぱり子どもが犠牲にならないというのが僕一番だとやっぱり思うのですね。そういう観点から、今回質問させていただきました。皆さんの回答もよくわかりますので、今後また我々も研究しながらいかにしたら住みやすい太宰府をつくることのできるか、そういうことも考えながら質問したいと思います。今回はこれで一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番上疆議員の一般質問を許可します。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しています3件について質問をいたします。

最初に、1件目の太宰府天満宮の湯の谷駐車場のトイレ改修及び竈門神社の駐車場及び渋滞対策などについてであります。まず1点目の湯の谷駐車場のトイレ改修についてですが、この駐車場は太宰府市長寿クラブ連合会の行事としての運動会を初め、幼稚園の運動会なども開催されており、高齢者や子どもたちが多く利用されています。そこで、特に高齢者の皆様からトイレが和式であり大変使いづらいので、洋式に改修されるよう強い要望の声がありますが、市としてどのように考えておられるのか、伺います。

次に2点目に、竈門神社の駐車場及び渋滞対策についてですが、ご承知のとおり平成25年11月17日に官報告示により宝満山が国史跡として指定され、太宰府としては8番目の国史跡の指定となり、その対象は竈門神社地と山裾の民有地や公衆用道路などとなっております。

そのようなことから11月23日祭日に、太宰府天満宮と竈門神社にて新穀感謝祭の祭事が行われ、竈門神社においては来年の1350年祭に向かつての大改修が95%ぐらい進んでおられ、また紅葉の時期でもあり、多くの参拝者で、竈門神社も駐車場を増設されていますが、当日は大渋滞となっております。今後、土日や祝日はずっとこのような状態が続くのではないかと思います。市としてどのように考えておられるのか、伺います。

次に、2件目の松川運動公園についてであります。この松川運動公園について3点について伺います。

まず、1点目の10月22日オープン以来、11月末までに利用団体及び利用者数は体育館で3件、96名及びグラウンドで3件、100名と利用が少ないようではありますが、教育委員会としてどのように考えておられるのか、伺います。

次に、2点目の体育館には卓球台が少なくとも20台以上及びバドミントンやバレーボール、バウンドテニスなどの支柱、ネットが、また少年用のミニバスケットボールの用具が必要と思いますが、どのように考えておられるのか、伺います。

次に、3点目のグラウンドにはサッカーゴールが必要と思いますが、どのように考えておられるのか、伺います。

次に、3件目のコミュニティバスまほろば号についてであります。このコミュニティバス

まほろば号の高雄回り線や都府楼回り線等について伺います。

高雄回り線や都府楼回り線については、毎月1週間だけ乗務員が乗降客調査をされておられるようですが、この調査の中身を10月で見ますと、往復で高雄回り線1便当たり5.3人、都府楼回り線1便当たり2.7人ほどの乗降客しか利用されていません。年間を通して通常このような状況であると思います。

そこで、費用対効果から考えますと既に始まっております連歌屋線のように地域サポートカーまほろば号に変更すれば、かなり節減ができると思いますが、どのように考えておられるのか、伺います。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 1件目の太宰府天満宮の湯の谷駐車場のトイレ改修及び竈門神社の駐車場及び渋滞対策等について、市長からということですが、それぞれ部長から回答させていただきます。

まず、1項目めの湯の谷駐車場のトイレ改修等についてですが、ご質問の太宰府天満宮湯の谷駐車場につきましては、毎年秋に太宰府市長寿クラブ連合会が天満宮のご厚意で場所を貸していただいて、スポーツを通じて相互の親睦を深め、健康を推進して老後の充実を図る目的でスポーツ大会が盛大に開催されております。しかしながら、この長寿クラブは、この大会のみの使用でほかには利用されておられません。定期的に利用してあるのは地元の区でゲートボールをされているほか、幼稚園の運動会やサッカー教室で使用されていると聞いております。したがって、高齢者の方が多く利用されている状況はありませんし、トイレ改修の要望も伺っておりません。

もしトイレの改修のご要望があるのであれば、このトイレは天満宮の所有物でありますので、利用者から改修要望を天満宮に依頼されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 次に、2項目めの竈門神社の駐車場及び渋滞対策についてご回答を申し上げます。

近年、登山ブームによる宝満山の登山客の増加に加えて、観光関連雑誌等にパワースポットとしてたびたび竈門神社が紹介されるようになるなど、宝満山や竈門神社方面に多くの観光客が訪れられるようになってまいりました。そして、沿道には食事どころが立ち並ぶなど、内山地区は新たなにぎわいを見せております。こうした中、宝満山が本年10月には国の史跡の指定されたことが大きく報道され、宝満山登山への関心がさらに高まっております。

また、竈門神社が1,350年大祭を迎えるに当たり、斬新なデザインの社務所に改築されたことが観光関連の全国的な雑誌にも掲載され、注目を集めております。そして、紅葉のシーズン



には新たな企画としてライトアップを実施され、もみじ祭りにはこれまでの最高の参拝客数を記録したと聞いております。竈門神社におかれましては、多くの観光客が訪れることが予想されていたことから、参拝客用の駐車場の増設、宝満山の登山客用の駐車場の設置や警備員の配置など、早くからその対策を講じられておられます。

本市といたしましても渋滞対策の取り組みとして、公共交通機関の利用促進を図るため、コミュニティバスまほろば号を紅葉ライトアップの期間中の土曜、日曜、祝日に西鉄太宰府駅から内山までの間、追走便や臨時便を走らせるなどの対策を講じております。

このように桜や紅葉のシーズンなどはもとより、多くの観光客に訪れていただき、内山地区がにぎわいを見せる一方、今までにない交通混雑が予想されるもみじ祭りなどのイベント開催時には、今後におきましても竈門神社に臨時駐車場の設置等をお願いするとともに、公共交通機関利用促進を図るため、コミュニティバスまほろば号の追走便などを検討する予定といたしております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） まず、1点目ですけれども、天満宮が所有しているのはわかっていることとで聞いているのですが、天満宮さんが貸していることは間違いないですよ。それを借りているですよ。太宰府市長寿連合会というのがですね。問題はですね、その方々が、やはりもう和式ではご承知のように高齢者の方は座ること、立つことができないということから、洋式トイレにしていadakきたいというようなことです。

それにあわせてですね、長寿会はたしか年1回ですが、先ほど言いましたように幼稚園の関係、子どものサッカー含めてですね、市のほうがこういう大きな駐車場、駐車場というか、公共用地があれば当然天満宮さんのを使わなくてもいいのですが、ないからこそ天満宮さんをお願いをし、利用させていただいているわけですが、そのことについて天満宮さんそのものもそういう駐車場に順次トイレ改修もしていきたいという考えは持っておるのですよ。ただ、あそここの駐車場はたまたまというのではないですが、本当にあそこは正月期以外は、ほとんどあいていないのが現状だと思います。あいていないというか、使っていない現状ですね、駐車場として。

だから、そういうことにこの長寿連合や子ども会や幼稚園の皆さんが使っているわけで、そのことについて市は、ああそうねという感じじゃないんじゃないでしょうか。市として、これは福祉という問題じゃありませんよ。公共用地がないから、この天満宮さんの用地を借らなきゃできないのですよ。運動会も含めて、サッカーも、それから幼稚園の運動会もですね。これもやはり市がやっぱり考えていくべきじゃないかなということで私は質問しているわけですから、それはそれで一つですね、恐らくこれをバリアフリーという、何ですか、太宰府はバリアフリーマップをつくられて、策定されましたよね。そして、公共、民間施設のバリアフリー情報を提供されておりますが、その中でやっぱり駐車場には洋式トイレの設置が少ないと思いますが、これは皆さんもわかっていると思いますが、駐車場には洋式トイレが少ないの

ですよ。

そういうことから、天満宮さんにですね、私もお話に行きました。順次改修する予定をしておりますけれども、何しろ数が多いのでね、これからは観光客は高齢者を初め、外国人がますます増えてくるのですよ。そういう中で、当然、それこそおもてなしですよ。当然のおもてなしとして、駐車場等には洋式トイレ設置を計画的に市がですね、設置されるべきと思うわけですが、そのことについてはもう一度お答えください。これは福祉じゃなくて、福祉の問題じゃないと思うのやけれどもね、駐車場の問題やから。まあいい、福祉部長で。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二） 今回のご質問をいただいてですね、実際長寿クラブが利用されてありますので、その事務局のほうにですね、お問い合わせをしました。お答えいただいたのがですね、そういう声は長寿クラブとしては上がっていないということが一つ、それと今現在貸していただいている現状もありますし、自分たちが運動会等で使われるときに土足で入りますので、非常に汚すのではなかろうかということで心配をしていると、土足で入るものですから、トイレにですね。ですから、そういった意味でも現状のままで使用させていただくだけでもありがたいという言葉聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 福祉の太寿連の考え方からすれば、やっぱり借りているという引け目があるというようなことから、そういう遠慮がちな話だろうと思いますが、私は直接その運動会に参加もしていますが、そのときに言われているのですよ、皆さんが。太寿連役員さんならそういうことは言わないと思いますよ、だから、あれなんですよ。これ太寿連の問題じゃないのですよ、私が言っているのは。

そういうこれからの駐車場におけるトイレにつきましては、やはりもう洋式トイレにしないと、本当に太宰府としての観光、すばらしい観光施設と言われながら、本当に笑われるのじゃないかなと。大体、食事でも行ってもあれですが、トイレがきれいかったら食事はおいしく感じるという情報があるのですよ。そういう分ではですね、トイレが汚かったら本当に太宰府の環境が悪いというふうに逆に皆さんは帰られるときに言われると思いますよ。だから、そういう分、長寿連のことを言っているのじゃなく例を挙げただけであって、あくまでこれは駐車場のトイレについて市として洋式トイレにしていくのか、していかないのか、その辺を聞きたいなと思っているところなんです、そんな関係でもう福祉のほうに行ってしまうので、違うほうで行ってきたいと思いますが、歴史と文化の環境整備事業基金というのがありますよね。これは計画的に、そういう委員会があって計画的に設置を、いろいろ計画立てていっておられると思いますけれども、その中にこういう公衆用トイレ、駐車場用のトイレですね。それについては、やっぱり和式ではもう本当に笑われます。だから、今は洋式じゃないと使えないのですよ、高齢者はまず、今は小学校でも洋式トイレになっていますでしょう。子どもも使えない

のですよね、洋式じゃないと。そういうふうなこともあるものですから、太宰府全体の駐車場について、ぜひこういう文化環境税、あるのですから、そのためにそういう税金を払っている方がおられるのですから、今大きな駐車場そのものにトイレもないところもありますよ。だから、そういう分にはトイレつけてあげることも必要なんだと、そういうことも含めて、市としてどう考えるのか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 市内に存在するトイレのお話でしたので、民間の食事どころのお話もされましたので、どこが所管するのかなと、お答えするのかなと今感じましたけれども、上議員が先ほどから私のほうをじっと見ておられますので、私のほうに回答を求められているのだらうと思ひまして、ご質問に的確にお答えできるかどうかはわかりませんが、まず和式トイレのうんぬんについてはですね、日本独特の衛生器具のありようですね。西洋的な文化が入りまして、私が子どものころ旅行をしたときに国際ホテルとか国際旅館とかというところに泊まると、洋式便器についてはですね、洋式便器の使い方が絵に描いてありました。ふたをあげて小便するとかですね。そういう新たな文化が何十年か前に入ってきました。そして、利用してみるとやっぱり楽ですね。でも、私は正直言ひまして30歳ぐらいまで、洋式は使えませんでした。子どものころから使っている和式便器を愛用しておりましたけれども、いろいろな肉体的に病気にもなりまして、洋式トイレを使って洋式便所の利用のしやすさということも理解したところですよ。

私の話はさておきまして、市内のトイレにつきましては先ほど上議員が指摘されましたようにおもてなしの、トイレがきれいか汚いかで私たちも食事どころを選んだり、あるいは登山をするときにも、趣味なのですけども、登山口がトイレが整備されていると、その山にはまた訪れたいというような気持ちにもなります。そういうこともありまして、その施設の施設がですね、おもてなしの心でどういうふうな整備をしていくかということが重要であろうと思ひます。

公共施設のトイレ、あるいは駐車場、あるいは公園のトイレにつきましては、先日後藤議員でしたかね。答弁の中でお答えしましたように、それぞれの施設を管理するところが利用される方の利便性を考えながら整備、あるいは管理をしてきているところだと思っております。

それで、もうご存じのようにほとんどの施設については、それこそ都府楼跡の横の西側のトイレ、これがきれいに整備をしました。しかし、文化財の関係で水洗化ができない状況が続いております、いわゆるくみ取り便所でしたけれども、それを衛生的な面もあつていろんな条件をクリアしながら水洗化されているところだと思ひますし、政庁跡、都府楼跡の中のトイレも既に改修してきて、そういう努力はしているところではご理解いただきたいと思います。

それと、歴文税のお話もされていましたが、その歴文税のことについてもご回答申し上げるべきなんですかね。

それでは、歴文税につきまして、歴文税、短くていいですか。じゃあ、短いバージョンで。

歴史と文化の環境税は、市の財源としての活用になりますので、市の事業として太宰府天満宮のトイレの改修を行う、または助成をするということになりますと、その公共性について十分な検証も必要になってくると思っておりますので、ここでその結論というのは先ほど言われましたように運営審議会等もございますので、発言については差し控えをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） じゃあ、市長にお聞きしますが、駐車場等には洋式トイレ設置は必要と思いますか、市長、どのようにお思いでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、公共施設等々の内部論議もさせているのですけれども、和式も必要だという人も市民の中にはおるとのこと、これもあります。これは職員の中からも出てきております。しかしながら、多くは高齢者、年とともに脚力が落ちるというふうなこと等もありまして、和式トイレの欠点でもあろうというふうに思えます。いろんな多様化、生活習慣があるわけですから、一つは和式も必要だというような意見もあります。

太宰府市の公共施設等々のトイレ等についても、あるいは小・中学校等についても、このトイレ改修を急いでおりますのは、そうした時代の生活様式と流れとともにトイレの様相も変わってくると、あるいは子どもの体の大きさ、体力、体型にもよると、いろんな要素がございます。そういった中で今トイレを、公園トイレ等々についても、あるいは外部から来られた外国の方、あるいは来客、来訪者が違和感、あるいはそういったトイレで嫌な思いをされないように、太宰府市としては歴代、今までもトイレ改修に努めてきておりますし、そのことが評価をされて、今ミシュランの二つ星というようなこと等についても、多くは以前のトイレと違う形が出てきておると、そういった評価も一つになっておるのではないかなというふうに思えます。

このトイレについては、今後においても小・中学校、公共的な施設も含めて、市民の状況等を意見を聞きながらやっていきたいと、絶対的にこの洋式だけというようなことに限定するのもしがかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点目はそれで、市長がそのようなことで、私も当然全部が全部洋式トイレにするということは完全には難しさはあるだろうと思えます、それは確かにあります。ただ、これはもう将来的には洋式トイレではないと恐らく子どももできなくなっていくので、中間層は絶対しきらない、和式が必要という方がおられるんだと思えますが、高齢者と子どもと外国人ですね。この方は洋式トイレがないと絶対これは太宰府にはもう行けないな、トイレがないなら、洋式トイレがないなら行かんばいということになるのじゃないかなと思えますので、そういうことは最後には一言言わせていただきますが、1点目はそれでいいのですが、終

わります。

2点目のことですが、わかって言われているのでしょうかけれども、11月23日のことはわかってあるのよね。確かに、追走便か臨時便か、私もわかりませんでしたが、そのときはもう駐車場がいっぱいでした。個人の車もいっぱい、結局バスが動かないのですよ。それじゃあ、人は乗らないですね。恐らく宝満に行っている方は健脚やからね、天満宮から歩いている方もおられたようですけれども、やはりそういう部分では駐車場がないともうどうしようもないという、恐らく正月時期の天満宮周辺の状況と一緒にですよ。

だから、そういう分で恐らく天満宮さんからも声がかかってくるというか、相談があるだろうと思いますが、もう確かに大きな駐車場をつくっているのですよ、今。1つ、2つあったでしょうが。今3つ目つくって、大きく、舗装していませんけれどもね。恐らく50台ぐらいが入る、駐車場が入っています。3つ目はあるのですが、それじゃやっぱり足らんとですよ。天満宮さんとしても自分ところだけではそれはできないというのが、基本的に考えておられますよ。それで、やっぱり市と一緒にあって駐車場も考えてもらわないと困るなという宮司さんのお話もありましたが、そういうこともありまして私は言っているのです、もう少しこの辺を、それともう一つ、環境税はこれには使えないというのが私はわからないのですが、環境税って駐車場に、とめてもらった方から100円もらいよるですよ。その方々が駐車するためにトイレがやっぱりないですよ。天満宮に入っていけないとなかったですね。筑紫台高校の下、筑紫台高校と言わない、あの高校の下、太宰府小学校の下といったらいいんですかね。あそこの駐車場とゆめ畑の前の駐車場ね。あそこは駐車場はトイレはありますが、洋式トイレはないですよ。そういう部分を含めてやっぱり考えていかなきゃならないのではないかと思いますので、歴文で絶対使えないというところ辺がちょっとわからないのですが、その辺も含めて、じゃうもう一回。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） まず、駐車場のお答えの前に歴文税の回答を先にさせていただきます。

先ほど私が発言したのは、歴文税の活用につきましては公共性などについての十分な検証も必要であると考えておりますので、この場で使う使えないという発言は差し控えてくださいということでご回答を申し上げたところでございます。

それと、駐車場につきましては、この歴文税を有効な財源として活用させてもらうために、ご存じだと思いますけれども、市内の要所要所にですね、正月の三が日を中心に臨時トイレ等も設置をしているところでございます。例えば太宰府中学校とかですね、大宰府政庁跡、内山、それから太宰府天満宮の第2駐車場とか、松川ダムとかですね、その辺にも臨時のトイレを設置いたしますとともに、例えばコンビニとかですね、そこのインターからこちらのほうにまで来る間の、もう消防署とかも、そういうトイレの使用が申し出があった場合には利用をするようにということでお願いもいたしておるところでありまして、本市を訪れていただく、観光においていただく来訪者の方々にはできる限りのおもてなしをですね、するために歴史と文

化の環境税も審議会の協議の中で事業を展開させてもらっているということについてはご理解をいただきたいと思います。

施設の整備につきましては、その施設の整備について改修をどのように財源を確保していきながら、先ほど申しましたように利用者の方々に一番衛生的に利便のあるようにつくるのかということも、当然検証しながらですね、整備をされていくものと思っております。

それから、竈門神社については先ほどもお話をしましたように、このように宝満登山、あるいは竈門神社が、いわゆる観光資源としてスポットを浴びて、多くの方に訪れていただいています。にぎわいは増えています。本当にありがたいことだと思っております。それをいかに地域に、そこに住んである方々と訪れる方々が共存共栄をしていくかという施策が、当然私どものほうに必要だろうということで、まずは駐車場というお話がありました。ただ、先ほど上議員もおっしゃいましたようにライトアップの時期とかですね、そういう時期に集中したり、あるいは竈門神社の紅葉シーズンと宝満登山が一体となるような時期に集中するということがありますし、課題としては宝満山登山で自家用車でおいでになると登山されますので、朝早くおいでになって夕方までそこにとまったまんまということで、どのくらいの台数を確保したらですね、どのくらいの効率的な運用ができるのかというのを天満宮さんのほうでもいろいろ悩ましい問題ということで、先ほどおっしゃいましたように納骨堂がありますけれども、豆塚山のところに100台規模の駐車場を新たに確保するというので準備をされております。あとはその下のほうの三条から曲がった茶室があるところの駐車場とかですね、あるいは梅林アスレチック公園を三が日とかに臨時駐車場としても開放をいたしておりますけれども、そういうふうな取り組みも必要だろうと思っておりますけれども、登山客が利用される駐車場と竈門神社を観光のために1時間、2時間訪れられるための駐車場というように整理をしながら、効率よく、交通の混雑が発生しないように取り組んでいくのかというのが一つと、もう一つは公共交通機関を大いに利用していただく、まほろば号を利用していただくという取り組みも重ねてやっていくという考え方について、今後検討が必要だろうということで、先ほど答弁をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長、回答はできるだけ簡潔にお願いします。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 予定、ちょっと遅れるようになりますが、60分使わせてもらいますね。

それで、1件目ですけれども、これは先ほどお話があったようなことで、いろいろ検討はされていかれると思いますけれども、一つだけ紹介をしますが、こんなトイレは必要ないと思うのですが、長崎の西海橋のお土産屋さんがあるのをご存じですかね。あそこは1億円でトイレをつくってあるのですよね。それは皆さん喜ぶますね。びっくりしますよね。それはそこまでつくる必要はないと思いますが、1件目のまとめとしましてですね、1件目の駐車場のトイレ

の改修、洋式ですね。それから、２点目の竈門神社の駐車場及び渋滞対策につきましてはですね、市のほうも考えておるようですけれども、やはり天満宮さんと十分協議をしていただきまして、検討いただきたいなと思います。そして、観光都市太宰府として来訪者の皆さんが来てよかったなというように評価され、先ほど市長が言われましたミシュランの二つ星が三つ星、四つ星になるようにですね、努力をしていただきたいなと思いますので、１件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） ２件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 次に、２件目の松川運動公園について教育長からということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

１項目めの利用団体及び利用者数についてでございます。

現在、ＰＲも足りないのかなと思います。現在、近隣行政区の自治会でございますとか、フットサルや太鼓などの団体へＰＲも行っております。今後ともさらなる利用促進のために広くＰＲを図ってまいりたいと考えております。

この松川運動公園は、用地を取得してからできるだけ早く市民の皆様には開放できるように必要最小限の設備でオープンしたところもございました。今後、ニーズ等を把握しながら順次備品等を整備してまいりたいというふうに考えております。こうすることによって利用者の拡大も図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、２項目めの体育館の設備についてご回答いたします。

体育館備品といたしましては、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、フットサル関係等を用意しております。ご指摘がありましたような卓球台やバウンドテニス、少年用のミニバスケットボールのゴールにつきましても団体からの要望等も参考に検討しながら、順次整備をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、３項目めのグラウンドにサッカーゴールについてご回答いたします。

屋外スポーツ施設につきましては、市内各所ございますけれども、大まかなすみ分けも必要と考えまして、松川運動公園のグラウンドにつきましては主にソフトボールや野球を中心とした多目的グラウンドとして計画をしております。サッカーにつきましては梅林アスレックススポーツ公園を利用いただければというふうに考えておりますけれども、今後の利用状況を見ながらサッカーゴールにつきましては検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ３番上疆議員。

○３番（上 疆議員） まず、１点目ですが、やはり利用の少ないという原因はですね、今市の公共施設を予約システムがありますよね。それには松川運動公園はまだ載っていませんよね、現在登録されていない。それから、そういう分では市民は情報が見えないわけですよね。また、現状は生涯学習課のスポーツ振興係の窓口や松川運動公園の管理室によって受け付けてお

られるようすけれども、やはりそういう方々が本当に一部の方がわかって、あき情報を確認して予約をしているというのが現状だと思うのですよ。だから、そういう分では予約システムがあるのですから、まず1点目についてはその予約システムについてですね、早くできるのかできないのかを回答ください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 今現在、おっしゃるように予約システムでは個別に予約はできませんけれども、個別に受け付けはしております。そういうこともございまして、利用者が少ないというのは当然だと思いますので、広くもっともっと周知をしPRをしてまいりたいと思います。

申しわけございません。松川運動公園の予約システムについては4月から展開をしてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それは4月に予約システムにですね、早目にできたら試運転でもいいですが、載せてもらうことが大事だと思うし、できたらですね、そのシステムが4月ならば、それまでに広報で1回ぐらいは松川運動公園、こういうのできるのですよというようなことをもっとこう、それのみでお知らせを、システムはちょっと間に合いませんので、この間はこういって受け付けしますということをしていただかないと、知っている人は知っているのですよ。全然知らない人は全然わからないのですから、広報でお知らせしていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 広報も含めましてPRを図ってまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 2点目と3点目、一緒になると思いますが、先ほど部長が言われましたように恐らく多くの市民の皆さんに、一般に早く開放し、市民に利用いただくために体育館も改修されたと思っております。

そういうことですが、何か事務局に行ったときにあの体育館は遮光カーテンがなかったですかね。私もわからなかったですが、遮光カーテンがないから、やはりいろいろ用具を入れてもね、やっぱり競技ができにくいと思うのですよ。だから、そういう分では、あれを体育館として使うのであれば、その遮光カーテンについてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 確かにあそこの体育館は国士館が使っていらっしゃった関係上、柔・剣道が主だということで遮光カーテンはつけておられない特殊な体育館ではございます。そういったところで、必要最小限度の改修を行ってまいりまして、今現在できる種目を中心に用具はそろえております。ただ、カーテンがないから全くできないということではないと思いますので、カーテンにつきましては今後検討させていただきますけれども、カーテンがなくてもでき



るものについては順次そろえてまいりたいというふうにも考えております。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） ゲームによって、やっぱり20台で卓球の試合をするとすれば、やはり遮光がないと、カーテンをつけないとまばゆかったりいろいろ光線のぐあいできないことがあると思いますので、遮光カーテンがないからだめよということであれば、ちょっと体育館を利用する側から見ればね、何ねということになりますよね。当然、買ったときからわかっているんで、遮光カーテンというのはつけなければ、体育館そのものは本当に使えない場合が多いと思います。やっぱり西日が入ったりすると、光線がどっちからどっかわかりませんが、そういった部分で使えないということのようなことがあってはいけないと思うのですよ。だから、これもですね、予算はありませんから、新年度予算でも予算を計上していただいて、遮光カーテン、かなり値段も張っていると思うので、それは十分わかりますから、早目に遮光カーテンを張っていただいて、それに対応できるような形でやっていただければと思います。

それはそれでお願いをしておきたいと思いますが、一つだけ聞きたいのですが、ここの体育館の使用料がよくわからないのですが、太宰府市体育センターの使用料は一般の市内者で1時間、体育室で520円、照明が全面で210円、半面で100円ですよね。卓球場は1台500円となっておりますが、この松川運動公園はまだ使用料条例には載っていないし、どのような形で使用料を取るのかなと思いますが、その辺についてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 今手元に松川公園の使用料は持ってきておりませんが規定をいたしております。松川運動公園につきましても使用料。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 私がそのチェックミスかもしれませんが、今度の使用料条例の関係でやっているので、消費税の関係、上がっていましたかね、松川運動公園。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 他の体育館と基本的に同じような考え方で、これは条例じゃございませんで規則でございませうけれども、整理をいたしておるところでございませう。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 条例ではないといけないと思うんだけど、それはそれでいいです。

基本的に使用料規定の中に入っていると言っているのですよね。それを確認していただいて、消費税はどうなるのかなという心配がありますが、その辺は私もチェックいたしますけれども、そちらのほうでも、執行部のほうでも確認をしてください。そうでないと条例、こういうの取れませうからね、条例つくっておかなければ、そういうことでお願いしたいと思います。

それから、3 番目のサッカーの問題ですが、これは私、一番最初あそこを見に行ったときにね、子どもたちが、青少年でしょうけれども、青少年がサッカーで利用されておったのですよ。買う前ですよ。だから、そういう方々が、監督がおるのか、指導者がおるのか知りません

けれども、そういう方が利用しておったからね、あるのじゃないかなと思ひまして、恐らく使い方というか、申し込み方の仕方がわからないので申し込んでいないのか、いやもう今先ほど言われた梅林公園に行っているということでしたけれども、その中でやっておられるならいいのですが、恐らくこの国士館で使っておった方々はここで使いたいと思っていると思うんですよ、子どもたちですよ。サッカーそのものは冬季時期が非常に、使うとすれば、子どもたちは冬季時期が多いと思いますので、野球とのかち合いはないと思いますので、できたらそういうサッカーチームがおって、今広報に載せてもらえば、これが申し込みがある可能性もあるので、そういうときにはやっぱりサッカーゴールをつくってやらないと試合も何もできませんからね、そのことも含めて検討方をお願いしたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 先ほど規則と申し上げましたけれども、9月議会で多分使用料条例で出しておったというふうにちょっと記憶はしております。いずれにしましてももうオープンしておりますから、料金は定めておるはずでございます。

それと、サッカーにつきましても梅林アスレチック公園がきれいなサッカー、ラグビーができるようなグラウンドについて整備しておりますし、聞き及ぶところによりますと、先ほど出ました天満宮の駐車場用地ですかね。あそこら辺でも練習してある方がいらっしゃるということも聞いております。あそこで希望されるのかどうか、広報とかいたしまして、要望とかニーズを聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 3点、もう大体聞いていただきましたけれども、問題はやはりこの国士館跡地を4億5,310万円で購入されましたが、これはやっぱり市民の財産でありまして、今後は市民の宝になるような施設にすべきと考えておりますので、今後ともよろしく市民の皆さんに使いやすい公園というか、そういう運動公園になっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3件目についてお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目に入ります。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 次に、3件目のコミュニティバスまほろば号についてご回答いたします。

運行車両の変更につきましては、試算しますと地域サポートカーでは経費面での節減効果が薄いと判断いたしているところではあります。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 通常のまほろば号と地域サポートカーにしても変わらないということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 節減効果が薄いと判断をいたしております。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） じゃあ、ちょっとお聞きしますが、さきに伝えておりましたけれども、連歌屋線の地域サポートカーまほろば号で年間経費は幾らぐらいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 湯の谷地域線では、平成24年度の決算で運賃収入を除いたところが329万550円、連歌屋地域線が201万400円となっております。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 今言う、対象は私は湯の谷は言っていないんですが、地域サポートカーまほろば号のほうで考えてもらいたいと思っていますが、このことについて今言うように連歌屋線が安いというのは、これは年間分がないからということですか。大体、300万円ぐらいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 平成24年度決算の数字でございます。運賃収入の差もございます。以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 今言われました地域サポートカーのまほろば号でいきますと湯の谷で300万円ちょっとね。連歌屋は途中ですから210万円ということですが、こういう金額であればですよ、大きなあのまほろば号、通常のまほろばは乗車定員最大44名、座席数18席、地域サポートカーでいきますと乗車定員9名ですよ、助手席を含んでですよ。そういう中で、先ほど登壇で申しましたけれども、高雄線で1便当たり往復ですよ、5.3人。片道やったら2.8人しかおらんとですよ。都府楼線でも1便当たり2.7人、往復ですよ。半分やったら1.35人ですよ。1.35人しか乗らないですよ。これであればですよ、地域サポートカーで十分やれるじゃないですか、乗車の関係はですね。

それで、そしてもう一つはですね、大きなまほろばが通ってですよ、実際は5、6人しか乗らないですね、これは。載る人も乗りにくいんですよ、ああいう大きい車にぼんとしかおりませんから、乗っている人が。小さい車で回ってやったほうが十分使う方がいっぱい増えてくると思いますよ。そういう分で私が言っているのですが、それも含めて効果があると思うのですが、その通常のまほろば号1台とサポートカーの1台と、どうしてその値段が変わらないのですかね。安くならないという話でしょう、サポートカーでは。その辺の差はどちら辺でそういう話になるのですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 試算の内訳を報告いたします。高雄回り線、都府楼回り線についてはですね、昨日の原田議員の答弁でもいたしましたように、まほろば号の事業費については総事業費でしか負担をしておりませんので、路線ごとには正確にはわかりませんが、走行距離でkm換

算当たりにしまして試算しますと、高雄回り線に特定しますと現在6便ありますから600万円ぐらいではないかと試算をいたしております。現在、タクシー会社のほうでただいまおっしゃっているところを運行しておりますが、これも距離だけで換算しますと車両も含めると1,000万円ほどになります。車両を見なくても770万円ほどになるという試算をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 通常のまほろば号でいきますと約600万円、1台600万円と言ひやう。距離の問題で確かに連歌屋は近いからね、距離が短いということで300万円ぐらいだろうということなのでしょうけれども、それにしても同じ金額だとしてもですよ、地域サポートカーまほろば号にしたほうが、今後ともまほろばを恐らくまだまだ使う人が出てくると思うのですよ。例えば先ほどの竈門神社線をどんどん出さないかんようになると思う。そのためにはやっぱりお金が要るんで、恐らく今の追加便とかは別途払いでしょう。そういう分が要らなくなるので、1台浮けばそっちに回せる、まほろばにも回せるじゃないですか。そういった分で含めてですね、全体的に見たときに、サポートカーまほろば号のほうの小回りがきいて非常に使いやすいし、利用者も乗りやすいと思いますよ。あんな大きな車の中に、44人も乗れる車に3人しか乗らないのですよ。それは乗りにくいですよ。それをやっぱり10人ぐらいの乗る車にしてですよ、乗りやすいようにしたほうが、やっぱり使い勝手が非常にいいと私は思うのですが、もう一度回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 現在走っている地域サポートカーのほうが経費が節減できるという上議員のお考えのところについて、少し説明をさせていただきたいと思います。私どもの考え方で

基本的には、小型だから経費が安いということには全体の経費の中で見るとなりません。運転手さんの賃金は一緒です。会社によって違うかも知れませんが、それと、燃費がいいんじゃないかというのがあるかも知れませんが、まほろば号の現行車両、大体ディーゼル車ですけれども、ℓ3から5ぐらい行きます。地域サポートカーはあれだけのボディーです。ℓ3走るか走らんかということもあります。ガソリンです。経費の面で何を節減できるか、効果がするかということになると、なかなか難しいところがあります。でも、先ほどから経費の節減の面で試算をしてみますと金額では、無理やりkm数に直したところの試算ではありますけれども、600万円がまほろば号の現行車両、高雄回り線がですね。それで高雄回り線を今のタクシー会社の車両で回すと777万円ほどに、km数だけで割るとですよ、なるのではないかと試算をしているということです。あと、5.6人の平均出していますけれども、1便当たり10人ほど乗ってある便もあるわけですよ、時間帯によってはですね、高雄回り線であっても。そういうことも配慮しなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 10人乗ってもらおうと非常にいいことですが、それは難しい話で、10人乗ったとしても、それも往復で10人ですよ、5人やない、実質は。そういう方ですよ。まほろば号は往復で幾らやないでしょう。そういう分があるんですよ。だから、その辺はもう一度考えてほしいのですが、まずまほろば号は、例えば高雄線に乗っかって、5、6人しか乗らんよと、市民から見たときに何かいないと、無駄やないと、一般的にそう見るじゃないですか。そういう部分も含めて、やっぱり市民の感情も含めて、まほろばはだめと言っているのじゃないですよ。まほろばはもう通す、そのコースをつくったからには何年かは当然ずっと使っていかなければ、先日も市長言いましたように行政は継続ですから、そういう部分では大事なことだと思いますので、それはわかります。だから、やはり市民が見たときに、感情的な部分もあります。いっつも5、6人しか乗ってない、多くてですよ。だから、そういう部分で十分サポートカーで9人で回れるんだから、9人乗れるんですから十分だと思うんですよ。だから、そういう部分ではぜひサポートカーも検討、もう少しですね、恐らく概算の概算ですから、この数字は、600万円とあれですが、再度また聞く場合もありますけれども、もう少し通常のまほろば号を1台減らしてどうか、そして地域サポートカーを入れて幾ら要るのか、その辺の差額を計算をしていただいて、今後もう一度聞くかもしれませんが、そういうことで調査研究をしていただいて、できるだけ市民から見た目のぐあいもあるし、乗る人も乗りやすいのです。大きな車に3、4人で乗るよりは、9人乗りの3人乗ったほうが本人も乗りやすいと思います。そういうことも含めてですね、やってもらいたいなと思っているところですので、今後とも調査研究をしていただいて、どちらが、来年度に向かって、経費が節減できるように、幾らかでもできるように、また市民の皆さんがまほろば号を応援してもらえるような環境づくりも考えてやっていただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16 番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、長浦台1号公園付近の変則5差路に信号機の設置についてでございます。

この件につきましては、既に長年、地元長浦台の要請でもあり、歴代の区長さんや自治会長

さんも筑紫野警察署のほうに幾度となく足を運ばれ、要請を行ってこられたことは執行部におかれましてもご承知のことだと思います。

現地では、これまで大事故こそ起きておりませんが、小さな人身事故は幾度も起きております。特に、平田方面から長浦台団地を通過をしまして、5差路方面、5差路へスピードを落とさずに、そのまま民家に車が突っ込むという事故がございました。既に、3件ほど発生をしておりますし、私の家のブロックにも正面衝突があつて、事故が起きていることもあつております。

過日、実はこの変則5差路に隣接をする組長会議が行われましたが、その会議は横断歩道の変更が警察のほうから要請があつたということですが、結論から申し上げますと、現状のままだがよいということでありました。

会議が終わりまして、その際にも現地にぜひとも信号機の設置をお願いしたいということ、隣接する組長さんから自治会長さんに強い要望が行われたところでございます。

大事故が起きる前に、ぜひ信号機の設置を関係機関に働きかけていただきたいというふうに思います。地元では、点滅信号でもいいという声もありますので、ぜひとも関係機関に働きの上、お願いをしておきたいと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、佐野東地区まちづくりについてお伺いをいたします。

この事案につきましては、本年3月5日に発足をいたしました佐野東地区まちづくり構想検討委員会において議論が行われておりますが、3月5日に発足して以来、第1回目は市長からの辞令交付、あるいはご挨拶、2回目が市内の全域の視察が行われ、3回目にして初めて委員よりこのまちづくり構想委員会に対するご意見が出されたというふうにお伺いしております。

先日、12月3日の議会における特別委員会の中で、執行部より今後の構想委員会の日程は第4回目を来年2月、第5回目を来年、平成26年5月ごろ、第6回目を8月ごろ、そして第7回目が来年の10月ごろということの日程の説明があつたところです。

この進行でいきますと、全体的な佐野東地区まちづくりの鳥瞰図的なものは、一体いつごろになるのか、さらに最終案が構想委員会より出され、それをもって地元の地権者や関係者に説明するのは大体いつごろになるのかをお伺いをしたいと思います。

昨日も原田議員が質問をされました現在基本設計が明らかになりました総合体育館の建設予定地は、いわゆる佐野東地区まちづくりのエリア内にあります。このことは、昨年12月の市長の答弁でも明確でありますし、その際、このエリアの中で文化スポーツゾーンと位置づけられております。先ほど申し上げましたように第7回が来年の10月ということであれば、それから地元説明や協議となれば、このまちづくりについて、一体いつごろの着工になるのか、市の考え方でありまして、民間手法ということでもありますから、組合設立準備会、そして組合設立となればまさに気が遠くなるような先の話になります。他方、総合体育館は昨年12月に地質調査、あるいは測量等の価格が決まり、1年足らずで基本設計が出され、議会にも説明がありま

した。この佐野東地区まちづくりのいわゆる核になるというのは、私はＪＲ太宰府駅であるというふうに思います。体育館が西の玄関口の核ではなく、やはりＪＲ太宰府駅が西の玄関口の核になるのであろうというふうに思います。

何となく総合体育館のみが進み、まちづくり全体が見えないということでは、佐野東まちづくりの整合性がないような気がしますので、見解を求めるものであります。

以下、再質問につきましては、発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） １件目の長浦台１号公園付近の５差路に信号機の設置についてご回答いたします。

長浦台一丁目の交差点につきましては、主要地方道福岡・筑紫野線、長浦台入り口と県道板付牛頸・筑紫野線、ひまわり台入り口を結ぶ長浦台のメイン道路、長浦台６号線と青葉台のメイン道路からこの交差点に通じる道路、長浦台４９号線、さらにこの交差点から団地内に２路線が分岐していきまして、変則５差路の交差点になっております。長浦台６号線と長浦台４９号線はまほろば号と西鉄バスが通る路線ともなっております。この交差点付近は、通勤時間帯に交通量も多く、児童・生徒の通学路でもあるため、制限速度が３０キロにはなっていますが、交差点に向けて下り坂となっていることや両側に歩道があることから、通過する車両の速度は制限速度をオーバーしているものと思われます。また、交差点内での長浦台６号線の道路形状は直線ではなく、西校前交差点から左カーブを有する変速交差点で、見通しが悪い状況になっております。

この交差点の信号機の設置要望につきましては、今まで再三地元から要望が上がり、毎年筑紫野警察署に信号機の新設要望を行ってまいりました。本年度も筑紫野警察署と協議を行いましたが、信号機を設置する場合、この変則５差路の歩道内ということになりますが、この道路のカーブした形状では、信号機は見えづらく、設置は難しいとのことでございます。

信号機を設置するためには抜本的な交差点改良や道路の形状をより直線にするなどの対策を講じないと設置ができないとのことでございます。

このため、交差点内のカラー舗装化や文字による路面標示などにより交通安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） １６番村山弘行議員。

○１６番（村山弘行議員） 今、部長からお話がありましたように非常に道がじわっとこう曲がっていますね。もちろんご案内のとおりであろうと思いますが、実は今申し上げましたように平田のほうから団地を通して、実は大佐野方面から小学校、中学校の間から道が近年できまして、非常に渋滞をしています。かつて、私の近くに木原酒屋さんというのがありました。そこにもう既に車が３台突っ込んでおります。今申し上げました私の家にもブロックに正面衝突をして、そういう事故がっておりますし、かなりスピード出してくるということで、何とかも

う点滅でもいいから信号機の設置をもう二十数年来の要望であらうかというふうに思います。私も筑紫野警察署にお伺いしたときには、担当者の方はもう随分長く、どういうシステムになっているかわかりませんが、長い要望ですから、かなり長浦台の信号機要望についてはランクが上がってきていますよというふうに言われたから若干期待をして帰ったのですが、今の答弁を聞くと、またがっかりするような感じになるのですが、過日、地元の自治会長さんとも話して、かなり上に上がるといいますからもう少し頑張ってみますね。筑紫野のほうにもというふうにお話をしていた関係で、何とかならんのかなという気がします。市役所が建てる分であれば、何とかもっともっと厳しく申し上げるのですが、何としても機関が違いますから、要請、要望ぐらいしかできないのかなと思いますけれども、とまれか何かの、あそこの5差路のところに、先ほど文字でということでは気づきませんが、あそこには横断歩道がありますね。この移動は、この間の協議の中でそのままに残していこうということになったらしいのですが、道路上にとまれというのがよくありますね、踏切の手前に、信号機がなくても。そういうのは、先ほど文字での交通安全のということでありましたが、そういうことは可能なんですか。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 議員さんからのお話の件でございますが、今の形状がですね、言いましてように西校前からこう左カーブで入っていきまして、横断歩道と横断歩道の内距離が大体20m、横断歩道を入れると30mぐらいありますね、距離がですね、交差点の。それ建った場合ですね、西校のほうから来た場合、もう信号機が見えない現状なんです。それが大きい一つです。

それとですね、私も現場へ行きましたら、今ちょうど横断歩道の渡りきったところに新しい家が建っておりまして、そこに駐車場ができております、両方ですね。もしも仮に信号機をつけたとしたら、ちょうど信号機がその駐車場、個人さんの駐車場の真ん中に建つような形なんです。それと、歩道用の信号機も建てられないかんですけれども、それもどうしてもそこにひっかかるということが大きな点でございます。

それと、点滅信号でございますが、これは今はどこでもついておりますけれども、基本的に、ここは変則5差路になっていますね。4差路の直角の交差点じゃないとなかなかつけにくいんです。といいますのは、あそこは5差路になっておりますので、点滅したら5差路の方向がありますよね。それはどの時点で出ていいのかわからないということもございますので、基本的には4差路の直進型の交差点に長い袖を出してそういう信号機、点滅の信号機をつけている現状が多いと思います。それでそれもなかなか難しいということでございます。

それと、信号機を設置する場合は、どうしても今言いましたように交差点が直角になっておりましてですね、例えば右折車線が、右折の車両が来た場合に、曲がった場合に、こちらが1車線しか、例えば右側ですね、右折した先が1車線だったらですね、もうそこはちょっと信号機はつけられないというようなことが現状ではございます。

あその場合は、どうしてもそういう左カーブをしている、信号機が見えない、個人さんの駐車場はある、そういうところで、ちょっと設置が難しいということで、先ほど言いましたけれども、カラー舗装化を考えております。カラー舗装といいますのは、吉松の水城駅・口無線がございますですね、新しく新設した道路。あそこの中の交差点いっぱいカラーで色を塗っております。そういうのと、さっき議員さんが言われたとまれ、とまれはですね、青葉台から来たほうの道路には一旦停止の標識がありまして、ドットがありまして、とまれという文字が書いてあると思います。それで、私のほうとしては長浦台6号線のほう、メインのほうはドットを設けるか何かして、交差点ありかですね、横断歩道ありとか、そういう徐行とか、そういう文字を入れてですね、注意喚起を促したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 物理的に厳しいかなというのは認識はしておりますけれども、地元からとても強い要望がありますものですから、今言われるように新しい家ができて、横断歩道のちょうど突き当たりが車庫だったということもあって、横断歩道の移動の協議が出てきたと思いますが、部長言われるようにカラーで注意を促す、青葉台から来たところとはまれが、一旦停止と道路にとまれが書いてある。本当につけようと思うたら、日本でどうかわかりませんが、海外でよく線を道路に引っ張って、真ん中にこう信号機をぶら下げているというところが、私も行ったことがないからテレビで見るんですよ。道路に線を張って真ん中にぶら下げるという信号機もあるようです。そこまでせえとまでは言わんにしましても、でしたら事故がね、やっぱり何遍か起きているのですよ、大事故まで行ってないけれども、先ほど福廣議員の話じゃないけれども事故が起きてからというよりも前にということで、横断歩道ありだとかという、とりあえず道路に来て、かなりのスピードを出してこられるのです、平田のほうから来るのが。だから、そこがでこぼこをつけるというか、道路に、とかカラーするとかとまれをすとか、ぜひそういうものを働きかけていただきたいというふうに思いますが、それぐらいは、それぐらいと言うたら失礼ですが、そういうものは可能というふうに思いますが、それはどうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 誤解のないようにお願いしたいのですが、私の建設部のほうとしてはですね、なるべく安全に通行していただきたいということをですね、必死に警察のほうには要望をしております。ただ、そういう形状があるということだけはご理解いただきたいと思いますので、我々も安全に通行していただきたい、通学路の安全を守りたいとは思っております。その方向で精いっぱいことはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 現地は私も部長も当然理解しておりますので、私もたまり、たまりと
いいですかね、横断歩道のたまりの場所がないというのも場所的にやむを得んという気がし
ますけれども、であれば今申し上げましたように道路での、路面での、そういう安全運転の喚
起を促すようなそういう配慮をしていただくように関係機関のほうにも積極的に働きかけて、
子どもの交通事故、ただ子どもだけで、うちの団地も随分高齢化が進んでいまして、おじい
ちゃん、おばあちゃんの交通安全も含めて、ぜひとも関係機関に働きかけをしていただくよう
に、これはお願いをして、1項については終わりたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2点目に入ります。回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 2件目の佐野東地区のまちづくりについてご回答申し上げます。

仮称ＪＲ太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりにつきましては、第五次の総合計画に
おきまして、整備を検討すべき地域と位置づけておりまして、民間手法を基本とした周辺のま
ちづくりを含めまして進めるものと考えております。

このために平成21年3月の施政方針のもとに、地元の協力を得て、佐野東地区のまちづくり
懇話会を設置をいたしました。3年にわたる協議を行ってまいりましたが、まちづくり
に向けて具体的な動きまでには至らなかった経過がございます。

これを受けまして、現在市といたしましてＪＲ新駅を含めた佐野東地区まちづくり構想をま
とめていきますために、附属機関でございます佐野東地区まちづくり構想検討委員会を設置を
いたしまして、その中で審議をしていただいております。基本的には、策定後に
地元に対しまして本構想につきましてお示しをしたいと、このように考えております。

また、駅の基本設計につきましては、まちづくりの具現化に向けた機運の盛り上がりにあわ
せた段階で、次の段階と考えておりまして、まずは佐野東地区まちづくり構想がよりよいもの
になるように傾注していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 佐野東地区まちづくり構想につきましては、これまで3回開催いたしま
した構想検討委員会でいただきました交通や土地利用などに関するご意見はもとより、構想策
定に向けて必要な現況調査などをあわせて企画立案いたしまして、平成25年9月に委託契約を
行い、構想策定に着手いたしました。

今後、現況調査なども行い、構想検討委員会においてご意見をいただきながら土地利用や交
通体系を初め、景観も含めまして検討を行い、策定を進めてまいります。

次回の構想検討委員会開催につきましては、平成26年2月開催を予定しておりまして、現在
次回の開催に向けて準備を進めております。

今回のまちづくり構想につきましては、主に農地である現況から、都市的土地利用への転換

が前提にあります。そこで、次回の構想検討委員会においては、まず土地利用転換の基本となる土地利用イメージについてご議論をいただくこととしております。これまでの構想検討委員会における土地利用に関するご意見として高層化と景観、開発と農業との調和など、捉え方によりましては対極にあるような課題もございますので、土地利用イメージにつきまして田園案、中層案、高層案、3案を提示し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

その後の委員会におきましては、交通体系を初め、順次審議項目を明確にし、委員会での意見を受けつつ、平成26年中の構想取りまとめに向けて進めてまいります。

地元地権者や関係者に構想を示すことにつきましては、構想策定完了後、地元委員とも調整しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私が申し上げましたのは、今の部長もお話、ご回答の中でありましたように高層と低層だとか、営農をしながらとかというご意見が出てきて、第4回目の2月の中で議論が具体的に始まっていくというふうに思いますが、先ほど申し上げましたこれでいくと大体3カ月に1回程度で開催をされているような気がします。第4回は交通量調査等などが今もう既に終わっているかと思いますが、交通量調査などがあつたので、やむを得ないにしましても、2月まではやむを得ないのかなという感じがしました。3カ月に1回というのは、少しスローペースではないかなという感じがします。構想委員会はまちづくりの考え方、今回答がありましたようにね。まちづくりの構想からいうたら、回答じゃ営農をしながらというまちづくり全体の構想が出てくるわけですから、それはそれで構わないと思う。ただ、私が申し上げたいのは、構想委員会の中にある体育館、これはもう市役所が今看護学校跡地周辺でもうここで基本構想が出ておりますし、ここでいこうということは変わらないと思う、多分ね。それは昨年の12月議会の中で、いわゆる区画整理という言葉を使わせていただきますが、区画整理のエリア内で体育館はスポーツ・文化ゾーンとして位置づけますよと。ここは多分体育館の場所が変わるということは現状ではないと。

それから、昨日の部長の答弁でも駅についても変わらない、原田議員の質問に対しても、つまりはもう既に待避線があるわけですからね、あの駅がどっか下り側に行ったり上り側に行ったりということは通常あり得ないと思いますし、また昨日の回答でも構想委員会の委員の方のJR出身、JRから1人入ってもらっております、に確認をしたところ、JRでも今の予定されている場所が動くということはないということでもありますので、そういう意味でいきますと、もう駅の場所は確定をしておる、体育館の場所もほぼ確定をしておる。だから、体育館の基本構想もできて今進んでいきよる。であるならば、駅の場所も決まるとなれば、駅はどうして手つけられんのですかと。それは体育館の予定地は県有地だから、それは払い下げの、地権者の方は何百人もおられないですね。駅を建てようというならば、場所に限っていえば、あと例えばどれぐらいの駅の規模を建てるのか、すぐ着工しなさいと私が言っているのじゃない

ですね。駅の場所は決まって、地権者もわかるわけですから、駅の構想をＪＲなりと打ち合わせをして、これぐらいの駅でいこうとするなら、これぐらいの敷地が必要であると、駅と駅前広場、であるならば地権者の方に少なくとも測量などぐらいはさせてもらえないのかと、それは昨日の回答でもありましたように体育館が一つの起爆剤になって、地元の機運が高まるのではないかという回答がありました。それはそうでしょうけれども、もっとダイナミックに機運が高まるという意味では、駅というものが見え始めると随分違うなという気がするのです。

それは建設というよりも、むしろ地権者の方々に駅をここに建てることについてはもう既に決まっておりますから、着工がいつになるかよくわからないけれども、駅の構想などから考えておたくの土地とおたくの土地をこういう部分で測量だけでもさせてもらえないかと、これは話ができるのでないかと、私は比較したらいかんけれども、体育館はどんどんいきよる。駅は何もないということは、これが測量が始まると地域の方たちがいよいよ区画整理の動きが始めたなということが大きな起爆剤、あるいは機運の高まりにもなってくるのではないかというような気がしますので、何とかそういうふうなことはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） このまちづくりにつきましてはですね、昭和63年11月のＪＲ九州とのＪＲ太宰府駅の設置に関する覚書からですね、25年がたっております。平成21年、平成22年、平成23年にですね、市長の施政方針で、本市のまちづくりにおいて仮称ＪＲ太宰府駅が必要であるが、駅単体ではなく、面整備を基本であること、面整備については組合などの民間施工が望ましいが、組合の施工においても市は側面から支援、協力していくこと、今後についてはまちづくり懇話会を設けていくことが述べられております。

議会においてもですね、平成20年のその当時、ＪＲ太宰府駅（仮称）、太宰府駅設置及び周辺整備問題調査特別委員会でもですね、駅設置はまちづくりの中で行うことがより効果的であり、民間施工が望ましいという中間報告がなされていると聞いております。

この方針のもと、平成22年7月に市長、副市長みずから地元に出向き、向佐野地区の佐野東地区まちづくり懇話会設立の要請を行い、了承を得て、その後、平成23年11月、平成24年2月の2回、懇話会が開催されております。この懇話会の設置の取り組みは、この地区の将来のビジョンを語っていただくとともに、具体的なまちづくりへの働き、動き、機運の高まりを期待したものであります。平成23年10月には、議会特別委員会と懇話会との意見交換会が開催され、駅及びまちづくりにつきましてさまざまな意見が出たと聞いております。

平成24年4月に向佐野水利組合総会が開催されましたが、意見は出尽くした、もう来られても話すことはできないと、ただ懇話会の窓口はあけているという趣旨の報告がっております。まちづくりに向けて機運が高まるには至らず、具体的に組合が立ち上がるとか、組合の準備会の動きが始まると、そういう動きには至らなかったと、これが3年余りにわたる懇話会の取り組みでございましたが、地元からも市として構想を示していただきたい。議会の特別委員

会からも青写真を示して積極的にアプローチしてはという意見もいただきました。そのようなことから、懇話会をリセットする、また仕切り直しをしていただきたいという意味におきまして、平成25年3月に佐野東まちづくり構想検討委員会を立ち上げまして、青写真を作成し、地元の本構想を示していきたいと、ただいま構想の策定を進めているものであります。

これが構想検討委員会の発足理由でありまして、構想案を作成することにより、地元のこれからこれなら機運が高まるような案を提示することが、この委員会の第一の目的であると考えております。

基本的には、まず構想策定を計画どおり行い、構想策定後の地元に対して本構想を示してまいりたいと考えております。この構想策定の件はですね、地元の役員の方も委員をしてありましたので、関係者には周知してありますが、その中での駅の基本設計や測量など、具体的な動きにつきましては測量を先ということで地元と協議した場合には、地元には駅に対してさまざまな意見があり、先ほども述べましたがさまざまな意見もあり、道路はどうするのかとか、まちづくりはどうするのか、どうする計画なのかと問われるものと思われれます。そのためにも新駅とまちづくりは一体のものでありますので、基本的には駅を含めた構想案をまとめ、地元にお示ししたいと考えていますが、これにつきましても地元委員や役員さん、地元委員もこの検討委員会に入られておりますので、相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） よくわかっているのですよ、ずっとかかわっておりますから。市長の施政方針の中で駅単体でなくてまちづくりの中で駅はつくっていかうということは、もう施政方針でも出されておりますから、十二分に承知をしております。

私が今申し上げているそのことは、2月に、どういう部分かまだわかりませんが、2案か3案程度、部長の話というのは提案が計画したところから出されるでしょう。それがどれぐらいのものかわかりませんが、それらを踏まえなければならないというのは言うまでもないと思う。踏まえて、ただそれが案が固まるまでにはもう少し構想検討委員会の中でも議論があると思うのです。1案がいい、2案がいい、あるいは1案のいいところと2案のいいところとかというのが議論があつて、もう予定でいきますと平成26年度末までにということでありますからね。先ほど申しましたように最終的な案が出るのが、その平成27年でしたか、ぐらいになるかもしれませんが、それから地元説明ということではね、それはもうちょっと先になり過ぎるので、例えば1案、2案、3案が出たときには、例えばもちろんいわゆる懇話会、生きているわけですからね、懇話会から出ておられるお二人がおられますね。この人たちを通じてでも構わないと思います。やっぱりそこは市のほうから出向いて、例えば、1案、2案、3案が今出ていますと。具体的には構想委員会で議論をしていますが、地権者の方たちにもこういうものがあるということで、今構想委員会でどういうものがあるかを練ってもらっているけれども、地元の皆さん方にも前広にこういう案が今出ていますということを提起

をしていくということで、いうならそのまだ先ほど言うたように地元の人はもう言う分はないと言われるわけですね。もう自分たちの言うことは出してもらって、それを議論するのを待っているという形ですから、それを出してもらって、例えば責任者の方から地権者寄ってもらうか、水利組合の皆さん寄ってもらうと、そこで市も出向いて、1案、2案、3案はこういうものが出ていますと。市がこれで行きますと、これで行きますというのは決めません。構想委員会の中で決まりましょうけれども、こういう案がありますよ、これはこういう構想です、これはこういう構想ですというものを地元の説明すれば、ああいよいよだなという機運が高まってくるのではないかなというようにことを並行的にやっていかないと、構想委員会は議論する。そして、第7回が終わって、これができ上がりました。さあそれから地権者寄ってください。地権者はもらって、それから1年ぐらいでも議論をすれば、もう平成28年度、平成29年度になって、同じエリア内で駅の場所も決まって、駅の位置も決まっている、体育館の場所は決まるとる、体育館はもう建設が進みよる、駅は何もないということでは、まちづくり全体の中でいく面整備とあわせて駅をつくっていくということにしましても、なかなか進まないのではないかなというふうな気がしますので、それは2月の案が出てからになろうと思いますけれども、そういう並行して地元ととの説明などというものは考えられないか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） 先ほど長々と過去の歴史を、私も4月に部長になりまして、今までの流れというのがですね、ちょっと整理しとかないかなだろうということで、ちょっと自分なりに、私がですね、自分なりに整理せないかなだろうということで、ちょっと言わせていただいておりますが、もう3年も4年もですね、課長も含めて懇話会に入っていて、その中でいろいろ懇話会の中で地元の皆さんからいろいろな意見を聞いてきております。それで、なぜ今までかたくなといいますか、最終案ができてからというのはですね、やっぱりこの案をつくって、地元の機運を盛り上げたいと、この最高といいますか、そういう案を出したいと、途中出しとって、やっぱりこれはこうじゃなくて、市としてはこんなふうな案がいいんじゃないかというのを出したいという思いもございました。

また、議員が言われるように途中途中でそういう提案をするのもですね、一案かとは思いますが、そこら辺も含めてですね、今懇話会の中にも二人委員さんがおられます。そういう方たちとまず相談をしながらですね、どんなふうな進め方がいいのか、いろいろ協議させていただいて進めていきたいと。もう先に地元の関係者にぱっと行くのじゃなくてですね、そういうところでまず懇話会の今委員二人が入ってありますし、自治会長も入ってありますので、そういうところの委員さんも含めてですね、そういう案が出てきた中で、2月の段階でもこういう案が出てきたけれども、どういう進め方をしましょうとか、そういう協議をしながら、どういう示し方がいいのかというあたりもですね、協議してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 地元の方たちから、懇話会からお二人と自治会長さんが出ておられますね。それ以外の方には、逐一検討委員会があったら地元から出ておられる方は、それなりに報告をされているみたいなのです、関係者には、二人と自治会長。ただね、その人たちから報告を聞くというのも大事だろうけれども、やっぱり直接市がね、出ていくというのは非常にやっぱり熱が伝わる、気持ちの熱伝導が早いような気がするのですよ。だから、それはその2月で出されてすぐ行けとかね、というんじゃないくて、それは議論が必要なら必要で構いません。1カ月なら1カ月間、庁内で議論をしたり懇話会で議論が詰めるように、例えば先ほど申し上げましたように第4回が2月ですから、第5回は大体、先ほどで言いますと5月ごろであれば、例えば5月には3案が一定議論がされるでしょうから、そのぐらいに、例えば地元の方たちにちょっと今状況の説明、つまり全部が終わってからでないと地元には説明できないということではなくして、方向は今こういうことで行っていますよという報告ぐらいはして、並行的にね、懇話会は懇話会で議論していますと、こういう議論が今あっていますと、まちづくりについて、駅についてもこういう話ができていますというようなものを地元と並行して、懇話会と並行して、それは当然懇話会が先に行くでしょう。この間の議論ではこういうことが議論がされましたけれども、こういう状況ですというふうに進めていくことによってね、私はどこが狙いかといったらやっぱり機運を盛り上げていくということが必要だろうというふうに思っていますので、2月に懇話会が、第4回があったから、さあすぐ行けという意味じゃないですよ、私が言っているのは。ある程度、議論は当然必要でしょう。そういうものを踏まえながらも、地元の人たちに対する、まちづくりに対する市の思いだとか、そういうものを伝えていく必要があろうと思うのです。これはよろしいでしょう。

○議長（橋本 健議員） 建設部長。

○建設部長（辻 友治） そういうところも含めてですね、まずちょっと我々は委員さんと、二人の委員さんとか、懇話会の中の委員さんあたりと相談しながらですね、まずこの場でということとはなかなかこう申し上げにくいのですけれども、まず相談させていただきたいというふうに思っております。

それでまた、特別委員会とかですね、そういう中では報告させていただきますので、そういう回答で申しわけないのですけれども、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） そういうことですねということにしておきます。

市長にちょっと提案ですけれどもね、実は構想検討委員会はそれぞれの専門家の方、それから長く太宰府の歴史にかかわっておられる方々で、構想、工程をつくっておられますね。そこで、今部長からお話がありましたように議論がされていくでしょうし、今までもされております。最終的にはどういうものが出てくるかは別ですけれども、2月に一定程度の素案みたいな

ものかもしれませんけれども、委託されている会社から案が、今部長のお話を聞くと2案か3案ぐらい出てくるだろうと。それは、こんなことは失礼かもしれんけれども、やはりこういうものですよという図案が最終的に出るかもしれないけれども、出てくると思うのですね。それは案として出てくるのは出てきましようが、このまちづくりというのは、これを事業化していかなくはいけないと思うのですね。それは当初から言われるように民間手法でやっ払いこうということですから、これはもう地元の人たち、よしじゃあやろうというふうになっ払いいかなくいかんという意味では、構想委員会は構想を出しましようけれども、これやっ払い現実に事業化する、そういうためにこの構想委員会の中に、名称にこだわらませなくけれども、ワーキンググループだとか、あるいは分科会みたいなものを、要するに事業化するためのそういうものが私はもはや、もうやがて1年近くなるので、そろそろそういう分科会、ワーキンググループみたいなものが分科会の中に必要になっ払いきたのではないかと、事業化を具体的にするために、それは当然地元の人たちのご意見も踏まえなくいかんと思うけれども、そういうものをそろそろというか、もう一年近くなりますので、この構想検討委員会の中に分科会的なものを設ける必要があろうと、私は思いますけれども、市長はどういうお考えか、まっ払いお伺いしたい思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） ものごとを進めていきますためには、やはり今村山議員もおっ払いしゃっ払いいますように終了後、それから次の作業を行う、その次に次の作業を行うというふうな形だけでは、これは影響がある地権者の皆様方、地元の皆様方は関心が誰よりも深いと、またそういうった関心度を持つてあるというふうに思っ払いおりますから、時折の今言われまっ払いした中間地点の中で、そういうった構想の一つがほぼ完了する途中の中におっ払いてもお示しをし、そして意見を聞くというふうなことも一つの方法だろうというふうに思っ払いしております。

要は、今言われまっ払いしたワーキンググループでありますとか、そういうたことにつきまっ払いしてもその懇話会のありよう、それから地元の機運のありよう等によって、地元の皆さん方がここであいういった状況になれば、みんなで協力してまちづくりのためにやっ払いこうというふうな機運ができ、さらには今ここでそういうた今ご指摘のようなワーキンググループをつくり、そして事業に結びつけたいこうというふうな機運が高まっ払いてくれば、そういうたことも一つのかえ方としてあると。また、そのことが事業を円滑化する上におっ払いても、線で円滑に継続していく、あるいは発展させていく、展開させていく上におっ払いても必要であるのかかと、率直に今そう感っ払いじております。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 最も、私どもがああせろこうせろということではなくて、基本的には懇話会の中で、まちづくり構想委員会の中で議論がされていくべきだろうというふうに思っ払いおりますし、申し上げたいのはただ絵に描いた餅じゃなく、これを文字どおり事業化して、立派な町をつくっ払いていくために地元の人たちの機運をいかにして盛り上げ、私は駅の測量も全

て地元の人たちがよし、いよいよやなど、じゃあ我々も一回寄ってみようかというような機運を高める一石にという思いで、実は測量ぐらいされないかということを申し上げているわけでありまして、いかにして地元の方々をこのまちづくりに協力してもらうか、そのために早く構想図みたいなものを出して議論に着手するというふうなことが重要だろうというふうに思います。いずれにしても、まちづくりについては一朝一夕にはできないと思いますが、できんとは思いますが、じっとしとったらもう絵に描いた餅で終わってしまうと、決してそのことがないようにするためには、やっぱり地元、それから市の思い、あるいは働きかけなどなどが、私はこれまで随分言ってまいりましたけれども、夜討ち朝駆けぐらいの熱意を持って、このまちづくりについてかかわってもらいたいというふうに思います。

昨年12月の議会の中で前広に前広に経過を説明をしていくということで、特別委員会などでも随分議論を前広にさせていただいております。どうしてもまちづくりの核になる駅が全く見えないものですから、何とかこれが見えるような動きということをしてもらいたいという思いで、今日一般質問をさせてもらいました。今後、具体的なことについては特別委員会の中、あるいは正副委員長との打ち合わせなどなどを進めていきたいというふうに思いますが、構想委員会の中でもそのようなことができれば、ご意見が出れば、ワーキンググループというか、名称にこだわるわけじゃありませんけれども、そういうものについても前向きに対処していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、12番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告の内容につき質問をいたします。

2014年4月9日に、ウィンドウズXP及びマイクロソフトオフィス2003の製品サポートが終了します。サポートが終了すると更新プログラム問題発生時の対応などが受けられず、セキュリティの脆弱性が大きくなるため、これを機に悪意を持った攻撃者たちが広範囲な攻撃を開始すると想定されています。オペレーティングシステムの更新には、多額の費用がかかると思われます。IT推進プランによるとグループウェアの導入に伴い、職員に1人1台のパソコンを配備したとありますが、まず現在本市の所有ないしは管理運用しているものは何台あるのか、またサーバーを含み、それらのOS更新にどれぐらいの費用を予定しているのか、お聞かせください。

セキュリティ上の脅威にはOSを最新にした上、更新プログラムの適用、マルウェア対策を初めとする多角的な防御策が必要であり、ウイルス対策ソフトだけで対応することは困難です。また、職員のスキルアップはもちろん、管理部門を整備することが重要です。

以前にもお聞きしましたが、本市におけるIT関連の責任者はどなたなのか、再度お伺いし

ます。

また、関連して、本市のＩＴ環境全般について伺いたいと思いますが、まず太宰府市高度情報化推進計画の進捗状況について、概略で結構ですでお聞かせください。

以上、４点につきお伺いしますが、日進月歩のＩＴ分野に関しまして、私も余り知識がありません。ご回答はぜひわかりやすく簡潔にお願いします。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 最初に、ウィンドウズＸＰ対応についてご回答をいたします。

太宰府市では、問題の重要性を十分に認識し、ご指摘のような事態を避けるため、国からの指針に基づき、アップグレード等の対策を順次進めております。

現在、市で保有している８６７台の端末のうち、ウィンドウズＸＰを搭載しているものは全体の９０％弱となっております。このウィンドウズＸＰ搭載端末につきまして、そのうち３０％程度を占めますノート型の端末につきましては、ウィンドウズビスタビジネスからダウングレードして使用しておりましたので、順次アップグレードをし、ウィンドウズビスタに戻します。これについては情報・公文書館推進課職員が手作業で行っておりますので、実質的な費用は発生をいたしておりません。

また、６０％弱はシンクライアント端末を使用しております。ウィンドウズ７には平成２６年３月に一括してアップグレードをいたします。

シンクライアント端末については、アップグレードする際にも、端末１台ごとに作業をするのではなく、サーバー上でウィンドウズ７の環境を各端末に配布することで効率化を行うことができます。これは仮想化された分野で行いますので、技術的に行うという意味です。

このほか３％程度は買い換えを予定しており、残る約７％につきましては、使用しているソフトウェア等が新しいＯＳに対応できるかなどの調査を現在行っておりまして、平成２６年４月９日までには新しいＯＳの移行が困難な場合につきましては、ネットワークからの切断、あるいはＵＳＢメモリーを使用しないなどの暫定的な措置によりまして、万全のセキュリティー対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、マイクロソフトオフィス２００３の製品サポートの終了についてでございますけれども、現在マイクロソフトアクセス２００３を財務会計システム、あるいは契約管理システムで一部使用している関係がありまして、今年度中にシステムの入れ換えを行います。ほとんどがマイクロソフトオフィス２００３については使用していないのが現状ですけれども、残った分については製品サポート終了前にアップグレードしますので、残存しないということになります。

続きまして、本市の情報化戦略を立案、実行する責任者、いわゆるＣＩＯでございますけれども、副市長が務めております。この責任者である副市長を補佐するために、専門的な知識、あるいは技術に関しましてはコンピューターの利用が必要不可欠な行政事務の環境におきまし

て、職員が職務を遂行する中でスキルが向上し、今後の事務事業展開に必要な情報の収集、分析、あるいは提言、組織として適切な判断を下す体制をとっているところでございます。

また、データ保護、運営、情報管理等につきましては、各所属長等を責任者として日々の業務を遂行いたしておるところでございます。

最後に、太宰府市高度情報化推進計画の進捗状況でございますけれども、直近では平成15年3月に計画期間を3カ年として平成17年度までということで期間設定をし、策定いたしました。計画策定当時は、それまでの大型専用機による限定的な事務処理にかわり、ダウンサイジングかつ高性能化した小型コンピューターが行政事務全般に普及浸透し始めまして、1人1台パソコンの配備を進めていた状況にあり、文書管理システムなど、個々のシステム構築により行政の情報化を図る環境整備が緒についた段階でありました。

しかし、目覚ましい技術革新により、急速にネットワーク化が進み、行政と市民が双方向に情報を発信するようになるなど、環境が一変いたしました。当時の計画で用いておりましたITという情報化技術というような言葉にかわりまして、昨今ではICT、情報のコミュニケーション化を図る技術というような言葉が用いられるなど、情報の世界は目まぐるしい変化を遂げています。

こうした環境の変化を受け、平成17年度計画満了以後は、推進計画そのものの更新、個別の計画策定はいたしておりませんけれども、第五次総合計画においても位置づけをしておりますが、情報の共有化と活用の施策を掲げ、市民生活の向上及び市政運営の改善を推進いたしておるところでございます。

市の情報についてのIT環境全般の考え方といたしましては、情報推進部門の一元的管理を行い、仮想化技術やクラウドの利用を行うことでセキュリティー対策はもちろんのこと、利便性の向上とコストの抑制に努めておるところでございます。

IT関係予算につきましては、ハード、そしてソフトの整備充実、情報処理量の増大及び人口の伸びにもかかわらず、ここ10年余りほぼ横ばいの状態を続けているところでございます。

現在、仮想化技術を生かして無駄のないサーバー構築を行うとともに、1台の端末を基幹系事務と内部情報系事務に兼用し、有効活用できる形態をとっております。

また、先ほど述べましたシンクライアント化で情報をサーバーで一元管理することにより、個々の端末から情報が漏えいするリスクを物理的に解消いたしております。さらに、庁内ネットワークにファイルサーバーを配置して、職員間の情報共有を図るとともに、プリンター専用機を撤去しまして、複写、印刷、ファクスなどの機能を兼備した複合機に集約いたしました。プリンターサーバーで複合機を制御することにより、認証カードをかざすまでは印刷物が出力されないというような、また印刷のログを管理する、具体的には誰がどこの端末を使って何枚の印刷物を印刷したかというようなことがわかるようなものまでログを管理しながらセキュリティー面、あるいはコスト面でも大いに向上しているものと思っております。

今後におきましては、クラウド技術を活用して、サーバー等の機器を保有せず、その時々の

情報処理量に応じた使用料を支払うことで、過剰な費用を圧縮して、さらなる経費節減に努めます。また、庁舎から離れた堅牢なデータセンターに情報を格納することで、自然災害等のリスクを回避し、安全性の確保を図ってまいるというような構想で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） まず、登壇でお聞きしたところから、まずお聞きしたいのは、バージョンアップする分ですね。そして、見直して廃棄する分とか切り離す分とかあるということですが、費用は大体どれぐらいかかるのか、そこを聞きたい、わかるならば聞きたいのですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） ノートパソコンにつきましては、もともとウィンドウズビスタでございましたので、それをダウンしてウィンドウズXPに戻しますので、先ほど言いましたように作業は職員が行いますので、費用は発生しません。

それから、シンクライアントの中で行いますが、仮想空間の中で動かしますアプリケーションソフトをウィンドウズXPで動かしていますけれども、それをウィンドウズ7にかえます。サーバーの中にはもともとウィンドウズ7の機能がありましたので、費用的にはその直接のグレードアップというよりも関連するサーバーの容量追加とかということで約500万円程度を予定いたしておるところでございます。

オフィスにつきましてはですね、そのほとんどが2007あるいは2010にかわっております。残りのところについても配置しながら買いかえていく予定の中で対応していく予定でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 当初予定した質問の順を変えていきたいと思っているのですが、部長、ウィンドウズというか、いわゆるSQLサーバーですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 基幹系と内部系がございますけれども、サーバーにつきましては現在は、専門用語がありましてちょっと待ってください。ヴィエムウェア社のヴィエムウェアビューンを使っておりまして、これが仮想空間のサーバーとして動いております。それから、その他のクライアントサーバーにつきましてはウィンドウズサーバーを使っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） じゃあちょっと先にプラットフォームについて概略ちょっと聞きたいのですが、まず7にかえる部分が、もう一度確認ですが、アップグレードするのが何台あるのか、ちょっとさっきのパーセント確認すればいいのでしょうかけれども、それからこのノートの

30%、ビスタからアップグレードしたということで、落とせば、多分ビスタもあと2、3年、2年かそこらだったと思いますが、その間ちょっと長くはなりますね。

そこで、アップグレードする分に関して、まず皆パソコン自体は何ビットか、64ビットなのか。それから、いわゆるマルチコアですね、CPUの割合というか、その対応があるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） ノートパソコンについてはですね、いろんな業務を行う上でアプリケーションソフトを使うために使っている分、あるいは単独で動かしますシステムで動かしているノートパソコンというのがあるのですが、基本的に職員が使っているのはシンクライアント端末で、いわゆるインターフェースをキーボード、あるいはディスプレイを使っているだけで、そこに機能はありません。仮想サーバーの中で使うときに切りかえるということで、もともとがウィンドウズ7の機能がありまして、今アプリケーションソフトがXPでしか動かない分がありますのでXPを使っているということで、そういう考え方というか、台数はそういうことで、シンクライアント端末につきましては約470ぐらいはそういうものになっております、シンクライアントにですね。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） つまりメインフレームがあつてということで、そうですね。最初、部長のほうからご説明ありましたが、昔はいわゆるホストとクライアントというだけの話やったのが、パーソナルとしての機能が非常に向上したということだったのが、またいや若干昔に戻ったような感じかなと理解しているのですが、そのような中でですね、オフィスに関しても2003が今度終わるのでバージョンアップするというふうに今ちょっと、最初ご説明あったと思いますが、まずMSオフィスでいったらホームエディションとプロフェッショナルエディションがありますね。大体、職員の1人1台近くのパソコンがあると思うのですが、大体どっちが入っているのでしょうかね、ホームとプロフェッショナルと、MSオフィスです。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど答弁させていただきましたようにプロフェッショナルが入っています。これは財務会計で使っておりますシステムがオフィスでないと動かない分があります、ネットワークの関係で。ということで使っています。それはなぜかというたらアクセスの機能が必要だということで、プロフェッショナルを使う必要があるということです。アクセスを使っている職員と使っていない職員が、権利を与えている職員がおるんですが、基本的に財務会計は全職員が使います。陰でアクセスとか使っているんで、プロフェッショナルがいるということです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） わかりました。

通常、ワード、エクセル等は使うにしても、アクセスとかパブリッシャーとかですね、あと何があったかな、幾つかあるのですが、余り使いませんよね。それが必要と。しかし、先ほどクラウドも使うということでしたね。クラウドでそれは対応できるのじゃないかなと、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 現在シンクライアントを使ってサーバーを本庁の中に、これはシステムインテグレーターから提供されたサーバーを使っておりますけれども、今後、福岡電子自治体という関係で、これは20団体やったのですかね、大野城市とか関係する団体で、そういうセンターをつくってクラウド技術を活用したシステムに移行していこうということを今構想を練って準備を進めているところです。今後、クラウド化をしていきたいという構想を持っているということです。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） そしたら、まずライセンス契約をされてあると思いますが、どうなんですかね。イメージ的には今までやったら台数分がその費用にかかわってくるのですが、シンクライアントシステムでいくと、極端に言えば1台でいいのか、ライセンスは、どんなふうになるのですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先ほど答弁しましたように、このIT技術は日進月歩でですね、平成17年、門田議員と私でどのような質問をやりとり、やりとりじゃない、意見交換といいますかね。質問したときと大幅に変わっております。私もそういう発想で、昨年12月に来て、システム担当と話をしたのですが、どうしても話がかみ合わないのですね。何だろうかなと思ったら、いわゆるサーバーがあってネットワークでつないで、PCでお互いに情報をやりとって制御するよってことじゃなくて、もうシンクライアントというのはもうサーバーの中にですね、仮想空間があるわけです。そこに個人のパソコンと同じような領域を持たせているわけです。職員が扱っているのはですね、ただ通信回線がつながっていて、ビデオがあってキーボードがあって、そこですれば入ると。それは職員はわかっていますけれども、こういうIDカードを持っているんですね。どこの端末からも入れます、自分のIDで入れば。そういう状況でですね、今お尋ねのアプリケーションソフトについては、そういうシンクライアントのパッケージで提供されるときにライセンスも同時に入っていますということです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） まず、太宰府市高度情報化推進計画ですね、ここにありますが、平成15年ということでもう10年以上前ののですが、その後はないということで、これ自体、非常に立派な計画といいますか、先進的なものがいろいろありまして、この後がどうもないようですよ

で、これをもとにちょっと質問の土台を考えたのですけれども、まずちょっとここから私の私論といいますか、考えていきますと、まず一般論としてですね、日本は安全な国、比較的と言われていますけれども、コンピューターの世界というか、インターネットの世界は国籍は関係ないのですよね。いわゆるこのサイバー空間というのは第5の戦場と、陸、海、空、宇宙の次に来る戦いの場と、現にはもうここでは戦争が起きていると言われていています。これ関しましては、子どもでも大企業を攻撃できるんですね、地球の裏側からでも。若干の知識とツールがあればできると思います。非常に、そしてまた犯人の特定とか、これは防御側が圧倒的に不利なのですよね。まず、このところのご認識があるということで、あるいは最近では国家レベルで、いわゆるサイバーテロと言われるようなものもよく聞きます。

そういった中で、おおよそのセキュリティーパッチということは、もう皆さん、部長はもちろん特にお詳しいと思いますが、いわゆるワームとかウイルスとか、あるいはアドウェアとか、とにかくたくさんありますけれども、いわゆるひっくるめてマルウェアというんですね。マリスソフトウェアの略ですけども、そのマルウェアに対して、つまり悪意のあるプログラムですね、に対してブロックしたり撃退したりするいろんな仕組みのことですね。その中の一番基本になるのが、いわゆるこのメーカー、OSの発売元というか、製造元から来るこのパッチプログラムですね。いわゆるセキュリティーホールに対する次々とイタチごっこみたいにそのパッチを送ってくると、これが基本ですね。それがあって初めて、そのほかのいろんな防御が生きてくるのですよね。この情報をもとに、いろんなアンチウイルスの会社なんかがそれに対するまた更新プログラムをつくったりするというこういう流れということが前提。

これがじゃあ、なかったらどうなのかというと、結局感染するわけですよね。あるいは攻撃を受ける。そうしますと、データの破壊、改ざんということがある。あるいは一番いかなのが流出ですね。こういったものがあると。特に、こういう自治体の場合、個人情報等が流出すると大変なことになるわけでありまして、これに関してはやっぱり厳重な管理が要ということですが、またアプリはもちろんですけれども、既存アプリのアップデートですね、いわゆる周辺機器ですね。あるいは今入っているソフトウェアに対しても、もういわゆるメーカーのサポートはないというと、これもまた今度は個々のアプリケーションが攻撃の対象にもなるということで大変だと。

もう一つちょっとつけ加えます。じゃあ何で、先ほど切り離したらいいということもありますけれども、完全に切り離せば空気感染はしませんから大丈夫だと理屈ではなりますけれども、あるいはメモリースティック等をそういうふうなモバイルを絶対に、絶対につけないということになれば、それでもいいのかなと思うけれども、そこでせっかくつくったのをほかでやっぱりコピーして使うと。コンピューター、ITですね、インフォメーションテクノロジーの一番いいのはコピーできるというのが一番いいところですね。コピーして、必要なところだけかえるというのが一番便利なところですね。そこで一生懸命時間と労力でつくってやったのを、そこだけにするというのは少しもったいないし、考えづらいような気がする。そうすると

まず、XPはなくなったわけじゃないですから、もうサポート終わりますけれども、ビスタもまだしばらくはある。今ある7とか8とかですね、そういったものに対するメーカーのサポートはあります。そこで、新しい欠陥、いわゆるセキュリティーホールというのが見つかる、それに対応したプログラムをします。つまりそこで発表するわけですね。そうすると、悪意を持った側は何をするかというと、それを解析します。それを解析して、あっここがセキュリティーだなと。するとXPもどれも基本的には大して変わらん、同じような構造をしているわけですね。そうすると、ここでウィンドウズの7で発表されたやつは、それは間違いなくこっちにもあるのですよね。ですから、もう脆弱性がどんどん高まっていくということで、少なくとも公的なところで使うのはかなり厳しいのではないかと思います、そこでまだ先ほど非常に本市の場合、シンクライアントシステムで集中したデータ管理を行っている、法律の件も聞きたいのですけれども、これはまた別の日にします。

ファイルサーバーですね、ファイルサーバーのリスク管理について少しお伺いしたいのですけれども、レイドってわかりますか、ハードディスクの分散管理とかはやってますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 質問の間にどんどん資料を進めていって、お答えする資料が今ちょっとどこに行ったかわからなくなりました。済みません。

サーバーの中にちょっと説明しようとしても何十台と分かれてあります。それぞれ分散管理をしています。そういうものを全部仮想空間で集めるのがさっき言いましたVMEウェアのシステムでやってます。その中でXPとかというウィンドウズの中で動かすということをしておりますので、データ化については万全の態勢をとっております。現在のシステムは一つの何かこうシステムで動くんじゃないくてですね、いろんなものが分散システム、個別システムがずっとあって、それが張りつけられて、もうそれを総合管理する、本当にコンピューターの中は今の自然世界と同じようなイメージの中に捉えられています。市役所の機能が全部そこに入っているようなイメージになっていますので、そういう先ほど言いましたようにサーバーとLANでパソコンをつなぐというような発想ではないということだけのご理解いただきたいと思います。

ちょっと細かいことは私にも説明し切らないところがありますけれどもですね。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） あと10分ぐらいで終わりたいと思いますが、わかりました。お話聞くと大体そういうふうな管理をされていると思うので、若干それで危険性が分散されたと思いますが、あとちょっと3点ほどまとめて聞きますけれども、バックアップに関してはどういうふうな、先ほどちょっとデータセンターを利用しているかのようにもちょっと聞こえたのですが、どういう媒体でどういう管理をされてあるか、バックアップですね。

それから、人的なものに関して、IDパスワード、この前、新聞で何かストーカーに対する

問い合わせに誰が答えたのかわからないけれども、個人情報を提供したと。それがつけっ放しになっとなったのを誰かが使ったのかもしれないけれども、わからんと。要するに、最初の認証はＩＤパスワードしますよ。だけれども、じゃあその人のそのＩＤパスワード、その人が使ったかどうかわからないわけですね。その辺はざっとで構いませんが、ただメールの、いわゆるサーバー等に関する管理というのは嚴重じゃないといけないと思いますが、人体認証、生体認証とかはやってあるか、この３点、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） サーバーのバックアップにつきましては、全サーバー領域のバックアップを常に行っております。そのタイミングについては業務終了でやったりとか、いろんなタイミングがありますけれども、やっております。

それから、個人認証につきましてはキーボードでＩＤ入力するだけじゃなくて、今現在ＩＣチップが埋め込まれた個人ＩＤカードを持たせております。それを認証機のところに置かないとログインできないようになっています。

それと、こう終了しますよね。そして、ちょっと打ってみたいのと、プリントアウトします。先ほど言いましたようにプリンターもそれにつながっておりますので、その自分のＩＤカードを外さなくちゃいけないですね。だから、自動的にログオフしてしまいます、パソコンのほうは。だから、自席を離れたときには、ほかの者はもう自分のＩＤしか入れない。プリンターのところに行って置いてプリントアウトする。そうしたらまた、ＩＤカードを持ってくる。そして、机につくと。どうにかならんとかと私は言っていますが、それがセキュリティー上のものですから、手間がかかりますけれどもしてくださいということ。

それと、サーバールームについては指紋認証で、限られた職員だけが入室できるように人体認証もいたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 今、コピー機の話が出ましたが、複合機が大体入っていると思うんですね。これもまた最近の新聞報道ですが、どこかの国立大学だったと思いますが、複合機、あの中にボックスつくるんですね、仮想ボックスを。そこでデータため込んで、いろいろ扱いがやりやすいのですが、逆にそれＩＰアドレスがわかっとならば、きちんとしたファイアウォールをかけてなかったら見れるのですね。筒抜けの状態だったと。生徒の成績とか個人データが筒抜け、出たかどうかはちょっと記憶にないですが、そういうことはないですね、ちょっと一応確認のため。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 仮想空間の中に個人のデスクトップを置くようになっています、それから。複合機については、例えばプリントアウトするときはプリンターに入ってＩＣカードで自動認証されて、その仮想空間の個人のデスクトップに入っていくようになっています。ほ

かの人は入れません。それで、スキャナーするときもその個人のデスクトップに入っていきます。ということで、その仮想の中ではもう個人の世界の中で動いているということになっています。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） わかりました。いわゆるそういうようなボックスじゃなくて、ワークで入って出力したら消えるというふうな内容だと、多分思いますが、もう一つですね、重要なところで、パソコン、今回も要らなくなった分は処分されると思うのですが、これは大体、いわゆるパソコンリサイクル法がありますので、これはメーカーが引き取らないかんわけですね。無償で引き取るのですが、これに関して、だからうちはリースだと思うのですが、業者が引き取るんですか。その際のデータの消去はどんなふうになっているのか、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） リース上、返還する場合についてはハードディスクのハード消去をするようにしておりますので、そういうことでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） データなり物理的なり、多分されるとは思いますが、確認しました。

あと5分、そういうことで、太宰府市高度情報化推進計画という10年前ですが、これ立派なものだと思うのです。このとおりいっとくと非常にITでは先進的な自治体になるんじゃないかと思うのですが、残念ながら3年の計画後はないということで、ぜひまた新しいものをつくっていただきたいのですが、いいまほろばというものを目指すと、ITの活用で行政サービスの高度化、洗練された未来都市、文化の香り高い歴史のまちが合わさっていいまほろばということで、非常に何かいいな、すばらしいと思うのですが、その中で、たくさんあるのですが、時間がありますね。

7つほどですね、情報提供システムの整備がうたわれてあります。防災、学習、福祉、観光、公共施設、映像、クリアリング等々ありますが、この中でちょっと2点だけ確認したいのですよ。

というのは福祉ですね、総合福祉行政システムで、目的はもうちょっと飛ばしますね。機能だけざっと早口で言いますが、福祉、保健、介護、健康などに関する情報をデータベース化します。次に、福祉関係の相談、講習、指導情報を提供するとともに、健診などの申請ができます。次に3番目が、健康情報など個人の福祉情報をICカードなどを利用して、常時携帯することができます。それから4番目が、オンラインによる見守り、緊急通報サービスを提供します。それから5番目が、食事指導、禁煙指導、運動指導、ストレス指導等の健康増進プログラムを提供しますとあるので、すばらしいことですが、この5つについての進捗はどんなふうですかね、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 当時のハード的な環境の中で、いわゆる総合型というのがよく言われました。一つのところで全ての業務ができるのですよ、この業務をしたいということで、例えば電算業者に汎用コンピューター使ってやってくださいと。それが、一つ一つじゃなくて、一緒にやればいいなということで、総合型という言葉がよく使われたのですが、先ほどから申していますように分散型ができて、個別システムをずっと構築をしてきました。例えば災害時の要援護者支援システムについては、先ほどこの間ずっとご報告しているところです。あるいは障がい者の自立支援サービス関係事業者情報のデータベース化とか、バリアフリーマップ情報のデータベース化とか、あるいは音声コードの導入研修の実施とか、あるいはハローワークの求人情報のオンライン情報、そういう個別システムを構築をしております、これを総合型といいますか、今現在でいえば、例えばポータル化とか、そういうことを目指したいなとは思っておるのですけれども、個別システムについては大体全部統合しようと思えば今のところできます。ネットワークでつないでですね、見れる人に情報の権限を与えればできるということでもありますけれども、セキュリティーの問題とかいろいろありますので、そういうふうに個別システムとして、そこにうたっておりますシステムについては順次構築をしていっているというのが状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 現実、ほとんどこれできてないと思うのですが、ただ方向としてはすばらしいと。また、今言われた総合的な部分でできつつあるのもあるのかなと思います。要らんとするものもありますが。

もう一点、クリアリングシステムというものも載っておりますが、具体的には議会の検索ですね、会議録の検索とか、つまりは情報開示ですね、に関するそのクリアリングですが、一点問題があると思うのですよ。まず、例えば議会の会議録、本会議、委員会の会議録に関して、大体95%ぐらいはいいのですが、一部、イメージででき上がったPDFがある。ほかの行政情報もそうですね。ですから、やっぱりテキスト検索ができないとクリアリングとは言えないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） わかりやすく言えば、例えばよその市議会の議事録がテキストがとれてコピーしたりというのを使えるということがおっしゃっているのだと思いますけれども、セキュリティー、どこまでかけるかの、PDFにですね。どこまでかけるかのお話だと思いますが、現状では一番映像データとしておくのが一番安全なのかなという判断をいたしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） それはまた来年度、おられないですかね、もう、残念。

じゃあ、ちょっともう約束の時間も近づいてきましたので、結局ですね、何が言いたいかというと、嫌でもやらなければいかん更新というか、越えなければいけない峠があるのですけれども、これは逆に言いますとチャンスなんですよ。いろんなIT資源を見直して、本当に要るのか要らないのか、いっぱい使っているのか使っていないのか、そしてその中で例えばフリーソフトウェア、シェアソフトを含む、そういうふうな取捨をして、そしてさらにいいものにしていくための長期的にはコスト削減につながることであって考えられるわけですね、そのための試練と思って頑張っていたきたい。

最後に、市長、先ほどCIOは副市長で、これ同じことを昔で言うたら市長が助役のときですね、わしがって言われたのですけれども、これどうも私の説明が悪かったのか、CIOがCEOみたいな、経営の最高責任者じゃないのですよ。あくまでも情報の責任者で、これもしかとも言いがですね、統括責任者とかですね、そういう重たいものじゃないのですよ。ただ、それはともかくとして、やはり管理部門の整理ですね。今度、機構の改革もされるようですが、あるいは総合計画の中にもIT関連はありますけれども、ちょこっとしかないのですよね。しかし、過去にはこんなに大きな量の立派なものがあつたのですから、今後そういうふうな管理部門は必要だと思うのですが、お考えをちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） CIOの私でございますけれども、今部長から説明がありましたとおりうちの優秀な職員が非常に育っております。新規採用職員もIT企業に就職した者も今採用もしております。しかし、本当に日進月歩でありまして、私もシンクライアントって何やというような話をしたことがあるのですが、同じコンピューターやけれども普通のノートパソコンはそれ自体がなんもかんも機能しているけれども、これは箱だけよと言われて、じゃあタイピストと一緒にという話もしたこともあるのですけれども、それだけ本当に職員もいろいろ考えて、セキュリティーも一つでいい、サーバー一つで管理できるようにする。やはり情報が漏れますのは、300人、400人おる職員がミスをしてUSBで感染させたりということが、やはり人的にする場合が多々ございます。そういうことをもうなくそうということで、日々努力をして、よくやっているなど。私もCIOでございますので、新しいシステムを入れるときは私が納得できるような形で、中身はわかりませんが、納得できるような形で話を聞いて、そして決裁をして進めているというような状況です。私自身からああせえこうせえというても、なかなかそれは難しゅうございますので、そうでございます。

しかし、これは非常に高度な技術でございますので、先日、私もネットで見えていましたら、千葉市の市長さんが31歳で若くてですね、日本で一番若い市長さんだというふうに言われていますが、今2期目で、35歳です。ITの仕事をしてあつた方です。この方がこのCIOの補佐官を雇ってやっていかないといけないというようなことで、専門である市長さんがそういうふうに見えるということでございますので、やはりこのCIOの責任というものは非常に大きいんだな

と思うし……

(「C I Oですね」と呼ぶ者あり)

○副市長(平島鉄信) C I Oか、C I Oの、済みません、C I Oやったかな。変わってしまいましたね、C I Oの補佐官を設置するということがありました。この方も言われるのは、常時雇っても、もうそのシステムがかわると、ノウハウがなくなるともう使い物にならないということで、5年間の期限付きの職員を雇うんだと、そういうようなことで、専門家を雇ってもまた5年も10年も持てるものじゃないというような考え方であります。そういうことで、職員も今後ともそういう入れかわり、あるいは勉強していきながら、今後情報推進についてどう進めていくかということをやはり市全体として考えていかなきゃいけないと。

物の本によりますと、あと20年もすると全世界の50億人は、このスマートフォンですか、これを持って、みんなが情報を取り合いて、事務所に集まらなくても仕事できるのじゃないかと、あるいは情報はそれだけでいけるのじゃないかと、今からこの世界はどうなるかわからないよねというような提言の本も読んだことがありますけれども、それだけやはり大きく今から変動するんじゃないかと思っています。そこまで行きませんが、最善の努力をして、市民のためにいかにサービスに供するかということを考えながら進めていきたいと、そういうふう考えております。

○議長(橋本 健議員) 12番門田直樹議員。

○12番(門田直樹議員) ありがとうございます。

私が提言しようと思うとったのは、もう副市長が言われたように補佐官ですね。補佐官というのか、つまり技術的な助言ができる補佐をぜひ置いてほしいと、課を問わずにおいてほしいけれども、ただやっぱり兼任じゃ結構厳しいと思います。かなりのあれで。ところが、防災専門官とかですね、専門の方に来ていただいて、責任がある立場でいろいろやっていただいていますね。あんなのなんかは非常にいい例だと思います。

先ほど副市長がまた言われましたが、若い職員が非常に優秀な方がおられると聞いております。ぜひそういう職員、若い人の意見をいっぱい聞いてですね、そしてここにあるいいまほろば、I Tの活用、行政サービスの高度化、そして洗練された未来都市を目指して、頑張ってください。

終わります。

○議長(橋本 健議員) 12番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後3時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5 日 目）

〔平成25年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成25年12月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- |       |        |                                                   |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第79号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について（総務文教<br>常任委員会）        |
| 日程第2  | 議案第80号 | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委<br>員会）           |
| 日程第3  | 議案第81号 | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教<br>常任委員会）        |
| 日程第4  | 議案第82号 | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員<br>会）            |
| 日程第5  | 議案第83号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）                  |
| 日程第6  | 議案第84号 | 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委<br>員会）           |
| 日程第7  | 議案第85号 | 太宰府展示館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）                    |
| 日程第8  | 議案第86号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について（総務文教常任委<br>員会）           |
| 日程第9  | 議案第87号 | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について（環境厚生<br>常任委員会）        |
| 日程第10 | 議案第88号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について（環境厚生常<br>任委員会）         |
| 日程第11 | 議案第89号 | 太宰府市公文書館条例の制定について（総務文教常任委員会）                      |
| 日程第12 | 議案第90号 | 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委<br>員会）           |
| 日程第13 | 議案第91号 | 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教<br>常任委員会）        |
| 日程第14 | 議案第92号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総<br>務文教常任委員会）     |
| 日程第15 | 議案第93号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員<br>会）             |
| 日程第16 | 議案第94号 | 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例につ<br>いて（総務文教常任委員会） |
| 日程第17 | 議案第95号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任                  |

委員会)

- 日程第18 議案第96号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第97号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第20 議案第98号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（分割付託）
- 日程第23 議案第101号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第24 議案第102号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第25 議案第103号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第26 議案第104号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第27 議案第105号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第28 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第29 議案第107号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第30 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第32 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第33 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第34 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第35 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につ

いて（環境厚生常任委員会）

日程第36 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
（環境厚生常任委員会）

日程第37 議案第115号 平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）

日程第38 議案第116号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）

日程第39 議案第117号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について（総務文教常任委員会）

日程第40 議案第118号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）

日程第41 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第42 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第43 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書（総務文教常任委員会）

日程第44 議員の派遣について

日程第45 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小嶋真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 10番 | 不老光幸  | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂  | 議員 | 12番 | 門田直樹  | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝  | 議員 | 14番 | 大田勝義  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行  | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 橋本健   | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

|        |      |                  |      |
|--------|------|------------------|------|
| 市長     | 井上保廣 | 副市長              | 平島鉄信 |
| 教育長    | 木村甚治 | 総務部長             | 三笠哲生 |
| 市民生活部長 | 古川芳文 | 健康福祉部長           | 中島俊二 |
| 建設部長   | 辻友治  | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 松本芳生 |
| 教育部長   | 今泉憲治 | 教育部理事            | 堀田徹  |



総務課長 友田 浩  
市民課長 宮原 広富美  
都市計画課長 今村 巧児  
教務課長 井上 均

経営企画課長 濱本 泰裕  
福祉課長 阿部 宏亮  
上下水道課長 石田 宏二  
監査委員事務局長 関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 坂口 進  
書 記 白石 康子  
書 記 力丸 克弥

議事課長 櫻井 三郎  
書 記 松尾 克己

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1から日程8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第8、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第79号から議案第86号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」、本案は同センターの指定期間が平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から3年間とする旨、説明を受けました。

次に、議案第80号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」から議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括して報告いたします。

歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園についてはシンコースポーツ株式会社、体育センターについては株式会社エルバックが指定管理者として平成23年4月1日から各施設の管理運営を行っていますが、指定期間が平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として、3施設ともに公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更し、指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から3カ年とする旨、説明を受けました。

また、指定管理者の選定に当たり、公募とせず公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に戻したことについては、民間事業者の参入を促進するよりは、市の出資法人である公益財団を指定管理者としたほうが幅広い年代の市民に対し健康、スポーツの促進をテーマにした事業を市が主体的に展開していく場合に民間よりも市との連携強化が可能であると判断したためであるとの説明を受けました。

次に、議案第83号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」、本案は市民図書館の指定期間が平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から3カ年とする旨、説明を受けました。

次に、議案第84号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」、市内9カ所の共同利用施設については各地元自治会を指定管理者として管理運営を行っていますが、平成26年3月末をもって指定期間が満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として各地元自治会を選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から5カ年間とする旨、説明を受けました。

次に、議案第85号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」及び議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」、本案は大宰府展示館及び文化ふれあい館の指定期間がそれぞれ平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として、大宰府展示館については財団法人古都大宰府保存協会を、文化ふれあい館については公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団をそれぞれ選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は両施設ともに平成26年4月1日から3カ年とする旨、説明を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、これらについて採決した結果、議案第79号から議案第86号までについては、全て委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

また、陳情第3号「体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情」につきましては、多くの署名を添えて陳情されており、総務文教常任委員会におきましては一定の議論が必要ではないかと考え、委員会の冒頭、追加日程として意見交換を行いました。

意見交換では、各委員から陳情に対し賛成反対それぞれの意見がありましたが、付託案件ではありませんので、討論、採決もなく、それぞれの意見表明のみで終了しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第79号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第80号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第81号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第82号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第84号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第85号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第79号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第80号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第80号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第81号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第81号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第82号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第83号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第83号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第84号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第84号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第85号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第85号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第9、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第10、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第87号及び議案第88号について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

本議案は、平成26年3月31日をもって現在の指定期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き平成26年度から3年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第87号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

本議案は、平成26年3月31日をもって現在の指定期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き平成26年度から3年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

す。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第88号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第87号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第88号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第11と日程第12を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」及び日程第12、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」及び議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第89号の「太宰府市公文書館条例の制定について」、これは公文書館法第5条及び地方自治法第244条の2の規定に基づき、平成26年4月1日付で公文書館を設置するために条例を制定するもので、条項の内容は館の設置目的や名称、業務内容、館が収集、保存等を行う文書の定義などを規定するものとの説明を受けました。

委員からは、館長職につく者について及び館の営業日について質疑があり、執行部からは、館長職は市の職員で対応する予定であり、公文書館の休館日については後に規則で定めることになるが、市役所と同様に土、日曜日になる予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第89号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」、本案は公文書館設置に伴い同館に移管した情報は情報公開条例の対象である情報として取り扱わず、別に管理することとし、また今後、電磁的記録の写しを求める公開請求が予想されることから、市が保有している電磁的記録も情報公開の対象とするため、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第90号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第89号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第90号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決にすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程21まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第13、議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」から  
日程第21、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを

一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」から議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までについて、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第91号から議案第99号までについては、関連があるため、一括議題とし、審議を行いました。これら案件は、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に改正されることに伴い、市の行政財産、文化・体育施設及び小・中学校施設の各使用料の料金改正を行う必要が生じ、条例の一部改正を行うものとの説明を受けました。

委員からは、条例改正施行前の段階で平成26年4月以降利用分の施設予約をした場合、その使用料の消費税はどうなるのかについて質疑があり、執行部からは、申し込まれて使用料を支払われた時点での消費税率になるとの回答を受けました。

その他関連質疑等を終え、討論では、消費税の持つ逆進性が今後公共施設を利用するに当たり、負担増という形で市民に直接影響が出るということを懸念すると、議案第91号を容認することはできない、あわせて議案第92号から議案第99号までについても同様の理由で反対を表明するとして1件の反対討論が一括でなされました。

討論を終え、これらについて採決した結果、議案第91号から議案第99号は、全て委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第98号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第99号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7 番藤井雅之議員。

○7 番（藤井雅之議員） 先ほどの委員長報告でもありましたが、私はこの議案が付託をされました総務文教委員会でも反対討論をさせていただいておりますが、今回の来年4月から実施される予定の消費税増税に伴いまして、各種行政サービス、文化施設の利用からさまざまな部分にまで消費税の8%への引き上げに基づいた予算内容の議案が提案されております。さきの9月議会でも私は消費税増税の判断の中止を求める意見書に賛成もいたしました。負担増という形で公共施設の使用が市民の皆様に及ぼす影響というのははかり知れないものがあると考えます。

よって、提案されております議案第91号については反対を表明いたします。

また、今議会には残りの2つの建設経済常任委員会、環境厚生委員会にも同様の理由で多くの議案が提案をされておりますが、同様の理由でありますのでその関連する議案につきましては議案第105号を除きましては同様に同会派の2番神武綾議員とともに反対することを表明いたします。議案第91号への反対討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第92号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第93号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第94号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2 名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第95号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2 名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第96号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2 名 午前10時30分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第97号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時30分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第98号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時31分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第22、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会と環境厚生常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本案は、平成26年4月1日付で太宰府市公文書館を設置することに伴い、公文書館構想の調査研究の段階を終えることから、附属機関の名称を太宰府市公文書館委員会に改正し、所掌事務もあわせて改正するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論もなく、採決の結果、議案第100号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第100号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。

平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法に基づきまして、子育て支援団体、保育所、幼稚園、学童保育所の保護者など関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議するため、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第100号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23から日程27まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第23、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第27、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までの審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものの説明を受けました。

委員からは、太宰府館の利用状況等について質疑があり、執行部からは、民間の利用率は全体の約10%、ギャラリー等の稼働率は約30%であり、今後も利用促進を図っていくとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第101号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」報告い

たします。

本案も、議案第101号と同様、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものです。

委員からは、どのような占用物件があるのか等の質疑があり、執行部からは、九州電力やN T Tの電柱、有線放送や通信会社のケーブル等があるとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第102号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案も、議案第101号と同様、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、給水申し込みの際に負担いただく個人負担金及び団体負担金並びに水道の使用料金を改正するもので、負担金については平成28年3月31日までの減額措置の延長に伴い、減額後の金額を特例措置として定め、料金については国税庁が示している経過措置を踏まえ、5月使用分、7月の請求分から適用するものとの説明がありました。

委員からは、さしたる質疑、討論はなく、採決の結果、議案第104号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものと、下水道使用料の額について水道料金等審議会の答申を尊重した内容で引き下げを行うもので、使用料の平均改定率は約7%減、使用料の算定期間は平成26年度から平成29年度までの4年間で、水道事業給水条例改正と同様に国税庁が示している経過措置を踏まえ、5月使用分、7月請求分から適用するものとの説明がありました。

委員からは、使用料減額の周知方法についての質疑があり、執行部からは、広報はもとより個別に通知するとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第105号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第101号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第102号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第104号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第105号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時43分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第102号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2 名 午前10時44分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第103号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2 名 午前10時44分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第104号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2 名 午前10時45分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7 番藤井雅之議員。

○7 番（藤井雅之議員） 議案第105号につきましては賛成の立場で討論をさせていただきます。

この提案のされている中身を見ますと、2つの理由があると考えます。まず、下水道料金使用の引き下げによる改定と、そして消費税の8%への引き上げに伴う課税の見直しという2つの要素が含まれている議案でございますが、これは執行部の範疇に入るかと思いますが、こう

いった2つの要素を一緒に提案するという議案の提案のあり方というのは正直一議員としては判断にも悩みましたが、今回提案されております下水道料金の引き下げについては会派としても求めてきた内容でもありますし、それが実施をされるということに鑑みまして、この提案されております議案第105号につきましては、2番神武綾議員とともに賛成することを申し上げて、討論いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第28、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」及び日程第29、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第106号及び議案第107号について、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」審査の内容と結果をご報告いたします。

障がい福祉サービスの種類や量、サービスの必要性などを明らかにするため、障がい者の状態の区分を決定するための審査会を筑紫地区4市1町で共同設置いたしております。この審査会の庶務の担当については2年間で1期としまして持ち回りすることになっており、平成26年4月1日から太宰府市が当番市となりますことから、本条例を制定の上、特別会計を設置し、事務処理に当たるものとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第106号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

平成18年度の介護保険法の改正により、地域密着型施設の指定申請及び更新申請の審査事務を市において行うこととなりました。その際の手数料は民間活力による事務所の参入を促すため、審査手数料を無料としていましたが、現在は安定した状況になっており、県内の近隣の状況からも判断して平成26年度から新規申請3万円、更新申請2万円の手数料を徴収することにしたため、条例改正を行うものであります。

さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第107号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第106号及び議案第107号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第106号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第107号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30から日程第33まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第30、議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第33、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第108号から議案第111号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

議案第108号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」及び議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括して審査を行いました。

今回の改正は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴いまして、施設の使用料、冷暖房料などの料金の改正が生じたので、条例の一部を改正するとの説明を受けました。

議案第108号、議案第109号とも質疑はなく、討論につきましては、議案第108号について、消費税増税の反対の立場であり、市民の趣味やサークル活動の場である施設使用料、それから市民の日常生活に増税がかかってくるということから反対するとの反対討論が1件なされました。

議案第109号につきましても、同じ理由により反対の討論が1件ありました。

議案第108号は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第109号も

委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、関連がございますので、一括審査を行いました。

今回の改正は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴いまして、抑留手数料などに係る消費税率の規定、一般廃棄物収集手数料などに係る消費税率の規定を改正するものであります。

また、議案第111号につきましては、事業系の一般廃棄物及びし尿の収集の手数料の削除を改正するとの説明を受け、その理由につきましては、本市では事業系の一般廃棄物及びし尿の収集は市の直営または委託ではなく、事業者が収集業者との契約により収集業者へ手数料を支払っており、市が直接行っている事業ではなく、市の条例に規定することができないため、削除をするとのことでした。

議案第110号、議案第111号とも、さしたる質疑はなく、討論につきましては、議案第110号について、消費税増税の反対の立場であり、市民の日常生活に増税がかかってくるということから反対するとの反対討論が1件なされました。

議案第111号につきましても、同じ理由により反対の討論が1件ありました。

議案第110号は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第111号も委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第108号から議案第111号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第108号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第109号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第110号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第111号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第108号の「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時59分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時59分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時00分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時01分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第34、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項1目防犯対策関係費、15節工事請負費110万円の増額補正、これは本年9月に筑紫野警察署より防犯カメラ設置要望を受け、坂本区の青少年相談センター前3差路に1基3台を設置するものです。設置箇所については、警察署から設置要望を受けた場所について警察署と協議を行っているとの説明を受けました。

次に、10款4項1目中央公民館管理運営費、15節臨時工事700万円の増額補正、これは平成26年4月1日実施予定の機構改革に伴い、生涯学習係、社会教育係が中央公民館へ移設され、1階の少年の船事務所跡をその事務室及びミーティングルームとして使用するための工事費、及び中央公民館消火栓用消防ポンプモーターの取りかえ費用として計上されたものであります。

次に、12款1項1目公債償還元金1億円の増額補正、これは減債基金の積立状況や今後の市

債借入状況などを勘案し、現在の市債の一部繰上償還を行うものです。その財源として、歳入の18款減債基金繰入金が同額計上されております。

歳入の主なものとしましては、17款1項の寄附金の増額補正について、まず一般寄附6万5,000円は本年10月に大宰府政庁跡で開催されたふれあい健康ウォークにおいて九州情報大学相撲部の皆さんがちゃんこ料理を販売した売上金を市政全般に使ってほしいとして、またコミュニティバス関係指定寄附1万円については本年10月に協働のまち推進課窓口に匿名希望の女性の方が自分にとって非常に大切な交通手段であるので運行費の足しにしてほしいとして、それぞれ市に寄附を受けたものであります。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金1億1,011万6,000円の増額補正、これは今回の12月補正財源調整として財政調整資金を充当するものです。平成25年度末の財政調整資金残高としては23億7,393万5,547円となる予定であるとの説明を受けました。

第3表債務負担行為補正では、松川公共施設庁舎分の供用開始に伴い管理運営委託に関するものが5件、指定管理料に伴うものが4件など計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第112号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出、その他補正がともに関連しているものがあるため、同時に説明を受けながら審査を行っております。

当委員会所管分の主なものとしましては、7款1項4目観光費の観光宣伝関係費として、109万2,000円が補正計上されております。

これは、まち歩きによる観光促進事業として太宰府の歴史遺産や観光名所めぐりを初め、新たな地域資源の掘り起こしを行うなど、体験型の魅力あるまち歩き事業を促進し、観光客の誘致や観光交流人口の増進を図り、地域の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的としており、

多様な体験型のまち歩きコースの造成やまち歩きガイドマップの作成、ホームページ等による情報発信等を行うものとの補足説明を受けました。

同時に、本事業は補助率10分の10である緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の対象となるため、歳出と同額の109万2,000円を歳入予算として計上するとともに、平成25年、平成26年度の2カ年にわたる事業であるため、債務負担行為補正予算として観光宣伝関係委託料347万3,000円を計上しており、全体の事業費は456万5,000円であるとの説明を受けました。

委員からは、委託先についての質疑があり、執行部から、委託先はNPO法人歩かね太宰府を予定しているとの回答がありました。

次に、8款2項4目交通安全対策費の交通安全施設整備費として215万円が補正計上されております。

これは、福岡県公安委員会から太宰府市において初めて指定されるゾーン30に対応するための工事で、指定区域は県道板付牛頸筑紫野線、市道大佐野・向佐野線及び市道原口・宮ノ本線に囲まれた区域とされており、平成26年4月からの区域内制限時速30キロの規制に対応するための路面標示工事を行うもので、215万円を増額補正するものとの説明がありました。

委員からは、ゾーン30路面標示とはどういうものか、公安委員会へ何件申請したのか等の質疑があり、執行部から、路面標示についてはゾーン30の区域に入る道路の入り口付近の路面に緑色でゾーン30という標示を行うもので、あわせて公安委員会がゾーン30の標識を設置するものである。また、太宰府市からの申請件数は1件であるが、今後要望があれば申請していきたいとの回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第112号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容とその結果をご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、３款１項１目社会福祉総務費の60万円の増額補正、これは去る10月10日に市民の方から匿名により60万円の寄附金を送金されまして、これを17款１項４目民生費寄附金として受け入れた後、地域福祉基金積立金として繰り出すものでございます。この寄附金の使途につきましては、健康福祉部を中心として現在検討いたしているとところでございます。

次に、３款１項４目障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費9,900万円の増額補正、これはサービスの利用者数が当初の見込み数よりも増加しており、上半期の９月までの予算執行率も60%に達していることから、予算に不足が生じることが見込まれるため、9,900万円の増額補正を行うものです。

財源については、国、県合わせて事業費の４分の３の負担があり、国庫負担金、障がい者自立支援給付費負担金4,950万円、県負担金、障がい者自立支援給付費負担金2,475万円が歳入に計上され、充当されるものです。

次に、３款２項１目児童福祉総務費807万1,000円の増額補正、これは議案第100号の説明でもありました子ども・子育て会議の開催によります委員の報酬6万6,000円、旅費2万5,000円、及び事務を円滑に実施するために必要な電子システムの導入に関する費用、子ども・子育て支援システム等委託料798万円を増額補正するものです。

財源については、福岡県からの補助金が地域子育て活動支援費補助金として子ども・子育て支援システム等委託料と同額の798万円計上され、充当されるものです。

また、第２表繰越明許費補正についてもあわせて説明を受けました。

委員から、今年度中に会議を開く予定があるのかとの質疑があり、執行部からは、第１回目の会議を３月に開催予定としているとの回答がありました。

次に、第３表債務負担行為補正につきましては、先ほど議案第87号及び議案第88号にて報告いたしました女性センタールミナスと老人福祉センターの指定管理につきまして、平成26年度から平成28年度の３年間分の指定管理料がそれぞれ計上されております。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第112号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35と日程第36を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第35、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第36、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第113号及び議案第114号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,874万4,000円の増額補正をするものです。

歳出の主なものといたしましては、4月、7月の人事異動等により職員給与費に生じた不足分の増額補正、平成24年度に見込み額による概算交付を受けておりました国、県からの負担金、補助金等の平成25年度の実績報告により生じました精算返還金によるものでございます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金と一般会計繰入金が計上されております。

説明を終え、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第113号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、太宰府市紙おむつ給付サービス事業が当初の見込みより多くの利用があり、今後給付費の不足が見込まれることから、180万円の増額補正を行うものです。

その財源として、介護保険料、国庫支出金、県補助金、一般会計繰入金と合計180万円、歳出と同額が歳入に計上されております。

委員から、事業の内容、また利用者数についての質疑があり、執行部より、事業の内容については在宅で紙おむつが必要な方に所得段階に応じて第1段階から第3段階の非課税世帯については月額6,000円、第4段階の方については月額3,000円、第5段階以上は非該当という説明でした。利用者数については9月末現在で登録者が325名で、入院等で休止されている方もいるので、実際には月平均で250名程度の利用がなされているとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第114号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第113号及び議案第114号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第113号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第114号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時35分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第114号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37と日程第38を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第37、議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第38、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番(後藤邦晴議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正は、来年度に予定している水道メーター取りかえの時期を考慮し、前倒しでメーター器を購入するため、棚卸資産購入限度額を改めるものとの説明がありました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第115号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

収益的支出におきましては、使用料改定及び事務所移転に伴う通知文を送付するため、窓あき封筒の購入費用として印刷製本費20万8,000円及びその郵便料として通信運搬費225万円の増額補正により合計245万8,000円が増額となっております。

債務負担行為につきましては、平成26年7月請求分からの新料金体系に対応するため、来年の1月から下水道使用料システムの改修作業に着手するためのものとの説明がありました。



委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第116号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第115号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第116号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第115号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第116号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第39と日程第40を一括上程**

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第39、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第40、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、本案は平成26年4月1日に実施予定の機構改革に伴い、今回は部の構成や枠組みが大きく変更となるため、全部を改正する条例として提案されたものであります。

主な改正内容としましては、部の構成を新たに、総務部、地域健康部、市民福祉部、建設経済部とし、市民と一体となって元気で生き生きとした地域づくりを行い、地域活動とスポーツ、健康、文化、環境を有機的に機能させ、市民の総合的な健康増進を図るための部として地域健康部を、また市民サービスをより充実、向上させることを目的として市民福祉部を新たに編成し、それに伴い各部の事務分掌の一部を移管するものなどであるとの説明を受けました。

委員からは、機構改革に伴う費用は総額どれくらいかかるか。地域健康部と市民福祉部の名称及び所管事務のくくり方に疑問がある。機構改革により、高齢者、子育て、福祉の分野で密接な関係にある事務事業が地域健康部と市民福祉部に分かれてしまうことになる、これから連携が非常に難しくなると思われるが、組織と運用面でどのように連携していくのか、定期的な連絡会議などのようなものは考えているかなどについて質疑があり、執行部からは、機構改革に伴う費用で一番大きなものは電算システムの改修費、それに伴う配線工事費、案内板の設置等が考えられ、条例可決後に早急に費用算定を行う予定である。市民福祉部は法定受託事務や保険制度を担うところをまとめた部、また地域健康部は市民の健康づくり、国保医療の削減を目的として地域と一体となって取り組み、施策の推進を担うところをまとめた部としてそれぞれ位置づけ、明確に分けることによって市民にわかりやすい組織にしていきたいと考えているのでご理解をお願いしたい。全ての業務において庁内の連携は必要である、現状の組織の中でも連携は行っており、今までと同様に密な連携を図っていくなど、回答を受けました。

また、市民からどこに行けばいいのかわからないというような苦情を受けないよう機構改革の上に立った体制整備をぜひ願います。本条例が議会に通れば部の名称は決定してしまうと思うが、地域健康部や市民福祉部という名称が何をする部署かがわかりにくく、混乱のもとになるような気がするので、部の名称をもう少し執行部内で検討してほしいとの要望事項がありました。

その他、関連する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第117号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」、本案は今回の事務分掌条例の改正に伴い、地域健康部の所管となる、学校における体育に関するものを除くスポーツに関するもの、文化財保護に関するものを除く文化に関するものを教育委員会の職務権限から地方公共団体の長に移し、長が管理執行を行うことにするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき条例を制定するものであります。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第118号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第117号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第118号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） この議案第117号の議案につきまして、この事務分掌条例につきまして賛成いたしますが、若干先ほど委員長のほうからも報告がありましたけれども、私ども議員が聞きまして非常にわかりにくい課名、係名というんですかね。そういった部分が若干わかりにくい部分がいっぱいあります。そういう分ではですね、4月1日に向けての組織機構変更でありますので、十分検討していただきましてですね、私どもがわかるというよりも、まず市民の皆さんにわかりやすい名称を考えていただくようですね、十分検討していただきまして、よろしくお願ひしたいなと思っているところですので、そういう分で私の討論といたしますの

で、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第117号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。  
よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第118号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。  
よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 1 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第41、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教委員会に審査付託された意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

委員からの質疑、意見はなく、討論では、消費税率10%引き上げが前提である内容の意見書であるため反対を表明するとする同内容の反対討論が3件ありました。

また、これらの反対討論に対し、意見書の賛成者である委員からは、これは反対討論で言わ

れたような10%に消費税率を引き上げるための意見書ではない、8%に上がる時には間に合わないが、10%への引き上げ時に軽減税率制度導入を求めるものである、消費税の逆進性を縮めることについても反対されていると捉えるしかなく、残念ながら意見であるとの意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、意見書第9号は委員の少数賛成により否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 意見書第9号について反対の立場で討論を申し上げます。

そもそも消費税率というものは、いわゆる憲法第25条に基づく健康で文化的な最低限度の生活者には税を課さないという最低生活非課税の理念に反するものであります。したがって、俗に言われております逆進性が非常に高いというふうに言われているものが消費税であります。安倍総理をして10%の消費税の導入の時期については2015年10月ごろに判断をするというふうに言われております。今回の消費税の減税制度導入の意見書は10%への導入を既定路線とするというようなものであるというふうに理解し、この意見書については提出するべきではないということを討論申し上げまして、反対意見といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会における意見書第9号並びに意見書第11号の審査につきましては委員長としての立場から意見を差し控え、また採決には加わっておりませんので、本会議で討論いたします。

まず、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」についてですが、委員会での主な反対理由は10%への移行を前提としているからというものでした。消費税増税については2014年4月からの8%、2013年10月1日の閣議でこれは決定し、2015年10月予定の10%への引き上げは経済状況などを勘案して判断する予定とのことでした。この意見書を見る限り、文言等を検討しましたが、8%や10%にこだわっている内容とは思いません。正確な時期はともかく増税は決定しており、生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは必要と考えますので、意見書第9号につきましては原案に賛成であります。

○議長（橋本 健議員） 次に、2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 意見書第9号につきまして反対の立場で討論に参加いたします。

私たち日本共産党は来年4月から導入される消費税の3%引き上げについて8兆円を超える史上最大の大増税であることから撤回を求めています。消費税は所得の低い人に重くのしかかる最悪の不公平税制だと考えており、低所得者対策というのであれば消費税増税を中止すべきです。軽減税率の導入に関しましては反対はいたしません、消費税導入時の低所得者対策としての昨年の3党合意の中に盛り込まれたものです。税は一定の所得や担税力に応じて負担すること、生活費には課税しないことが原則だと考えます。

よって、同会派の藤井雅之議員とともに反対の立場を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 私は本意見書に賛成の立場で討論をします。

委員会でも申し上げましたとおり、今の社会情勢、社会保障制度を維持し、強化していくために消費税がアップになるわけでありますから、そのことによって多くの国民がまたいい影響があるというふうに考えております。そこで、消費税を上げればいいというものではありませんが、しかしながらやはり逆進性が強いというのは同じ考えであります。しかし、この社会保障制度を維持していくために必要不可欠ということもありますので、我々はこの8%導入時には間に合わなかったけれども、10%になるとときには最低この軽減税率をですね、導入すべきであるという考えのもとにこの意見書を提出いたしております。ぜひ議員の皆様にはそのことをご理解をいただいて、この本意見書案に賛成いただくよう要望して、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この意見書につきましては反対の立場で申し上げます。

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられましたけれども、しかし軽減税率制度はあくまでも予定でございます。この意見書にも書いておられますとおり、法律ではさらに平成27年10月には10%引き上げられる予定となっておりますので、増税を前提に年内に結論を得るということにつきまして軽減税率に向けた適用の検討、また議論を年内には難しいと考えますので、また課題も山積みでありますので、この制度の見通し、また検討も含めて慎重に判断したいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は否決です。

よって、原案について採決いたします。

意見書第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成10名、反対7名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第42、意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、企業が優遇された分については社会に、社員に還元すべきであり、ぜひ賛同をお願いするとの補足説明を受けました。

委員から、質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第43、意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

協議の中で、委員より、本市議会の本会議最終日12月17日までには国会で何らかの対応が決まると思われるので、審議はそれからでも遅くないのではないかとし、継続審査を求める動議が提出されたため、本意見書を継続審査とする動議を議題として採決を行いましたが、賛成少数により継続審査とする動議は否決されました。

協議に戻り、次の討論では、十分なる反対討論は最終日に行うとする反対討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、意見書第11号については委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 意見書第11号に反対の立場から討論します。

ちょっと原稿が間に合いませんでしたので、少し考えながら話をさせていただきたいんですが、まず先ほどの報告の中でも期日の問題がありました。その点を含み2点あるんですが、そもそも個人、企業、自治体はもとより、そういう秘密というものはあるというのは、これはもう議論の余地がないところだと思います。ましてや国、国同士でそういった情報を慎重に取り

扱うというのは信義則の大前提になることだと思います。しかしながら、今討論に関しましてこの法律法案そのものに対して議論するつもりはありません。まず、この意見書ですね。意見書が提出されたのは12月3日で、先ほどのその委員の意見を紹介した中にもありましたが、もう成立してしまったと、しかしこの文言はその制定しないように強く求めるとかということ自体がですね、もう既にこの意見書自体意味がないと。通常であれば、通例こういう場合は引き下げというか、取り下げですね、をするのが普通ではないかと思いますが、あえて法案はもう成立したのにいまだに出されることが非常にまず理解に苦しむ。

また、もう一点ですね。これは大きいところですが、ここの文言の前段、中段はそれぞれの人間一人一人見解があるのでこの辺は触れませんが、しきりにいわゆる市民の理解を得ていないという文言がありますが、市民、国民のことを言っているんだろうと思うけれども、これは国会で衆参両院で可決されているわけです。おおむねで言えば国会議員の3分の2の賛同を得ている。きちんとした議論、どこまできちんとか、それは議論があるかもしれないが、手続はきちんとされて可決されて成立したのに対して市議会の名前でそれに対して反対するような意見を出すということは議会みずからが議会制民主主義を否定することになるのではないか。そもそもこの意見書を出すこと自体、非常に疑問を感じております。

以上のような理由でこの意見書第11号、原案には反対です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 私も反対の立場から討論をいたします。

先日、特定秘密保護法が成立、公布をされました。この法律の目的は、国民の命を守ることです。とりわけ海外に住んでいらっしゃる日本人を保護するためには大変重要な法律です。今年1月にアルジェリアで起きたテロでは日本人の方がとうとい命を落とされました。このような国際的犯罪行為から日本人を守るためには外国当局と情報を共有し、力を合わせて対処していかなければなりません。しかしながら、アメリカを初めイギリス、フランス、ドイツなど友好国から見れば日本は安全保障外交の根幹である情報に法律がないため、情報提供、共有への信頼関係が薄いことが喫緊の課題でございました。近年のIT技術の進歩によりサイバー犯罪や攻撃も増えています。このようなIT環境の中で安全を構築するには、諸外国と情報共有を図り、協力して不測の事態に対処していくためにも大事な法律です。

一方で、大事な観点として国民の知る権利があります。当初の政府案を修正を重ね、取材の自由の明記や指定できる内容を4分野23項目に法律別表にて限定、また第三者機関の創設で何重にもチェック、監視等々、指定期間を30年たった指定情報は国立公文書館に移管をすると国民に原則開示等、知る権利とのバランスにおいての修正をこれまで図ってまいりました。今国会で成立した日本版NSCを十分に機能させるためにも不可欠な法律であることから、反対の表明をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

1 番陶山良尚議員。

○1 番（陶山良尚議員） 私はこの意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど門田議員も述べられましたように既に国会のほうで制定された法案につきまして意見書を出されるということはおかしなことであると思っておりますし、またその内容につきまして一言申し上げさせていただきます。

現在、我が国の安全保障環境は非常に厳しく、中国の軍備拡大や北朝鮮の核ミサイル開発など、近隣諸国の動きに対しても相当な警戒を払わなければなりません。国の安全性が担保されてこそ、私たち国民の生活が何不自由なく営むことができるのであり、いかに国民を他国からの侵略、テロ行為などから国民を安全に守っていくかということが国の重要な役割であり、最大の課題でもあります。各国とも情報戦が激化している国際社会において、機密事項など情報の取り扱いがより一層重要となっており、先進国では既に確立されている日本版NSCとともに、この法律の制定により、ようやく我が国も同盟国や友好国と防衛、軍事面において対等な関係で情報収集、情報交換など行うことができるようになることで、より一層国家、国民の安全がより確かなものとなることが想定されております。いずれにせよ日本版NSCが機能を発揮するには、特定秘密保護法の制定が必要不可欠であり、将来に向けて我が国の安全保障、すなわち国家、国民の安全を守っていく上では一刻も早くこの法律を制定することは重要であったと認識いたしております。

以上のことから、この意見書に対しては反対の立場で採決させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 意見書に賛成する立場で討論させていただきます。

12月4日、筑紫地区6市町村議員有志18名で、1つ、特定秘密保護法案に反対する、1つ、参議院本会議での強行採決に反対するという共同声明を発表しました。残念ながら法案は翌日可決され、公布されました。この特定秘密保護法案は国民にとって知る権利を制限するものであり、戦後の民主主義を変えようとする、私は危険なものだと思います。石破自民党幹事長の国会を取り囲む人たちの声は騒音でテロリズムだという考えの中にその本質を私は見ます。安倍総理は日本を一体どのような方向に持っていこうとしているのでしょうか。自民党の国会多数による強行はそれこそ民主主義に対するテロリズムではないでしょうか。世界の流れは情報公開です。明治維新以来150年近くになりますが、東学党の乱の鎮圧を目的に日本は朝鮮半島に軍隊を派兵し、日清戦争、日露戦争、そして太平洋戦争と、歴史的流れは進みました。勝海舟はただ一人、日本は朝鮮、中国と一体となって欧米に対抗しなければならないということを勝海舟は言いました。残念ながら、歴史的にはその流れをとめることはできませんでした。戦前のいろんな歴史を見ると、心の中ではそう思っておりながら、何となく言えなかったような雰囲気をつくっていくという雰囲気が今後出てくるのではないかと非常に考えております。可

決、公布されておりますが、この法案の廃案の戦い、あるいはこの法案を変える政府の実現を求める長い戦いを続けていく必要があるのではないかと考えております。意見書に賛成する立場で討論をしました。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

2 番神武綾議員。

○2 番（神武 綾議員） 意見書に賛成の立場で参加いたします。

この特定秘密保護法には特定秘密の漏えいに対しての内容が盛り込まれておりますが、漏えい等に関して過失や未遂はもとより、共謀、教唆、扇動行為も処罰の対象とするなど、公務員はもとより行政に関連して仕事を行う研究者や民間業者、これらの情報にアクセスしようとするマスコミや一般市民まで処罰の対象とするものであり、憲法で保障されている国民の知る権利や取材、報道の自由を侵害するばかりでなく、表現の自由や一般市民のさまざまな運動にまで大きな影響が及ぶことが危惧されております。撤回を求める立場から、この意見書については賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17 番（福廣和美議員） 私は反対の立場で討論いたします。

あくまでもこの特定秘密法はテロやスパイ行為に対するものであって、一般生活に対する秘密をつくるようなものでは決してない、そう理解をいたしております。報道の自由、当然守られておる。そういったところに全く左右されるような特定秘密保護法案ではないというふうに理解をいたしております。今、マスコミ等で行われているような知る権利、報道の自由がなくなる、そういうことは一切この特定秘密保護法では心配ないと我々はそう理解をいたしておりますので、この意見書に對しましては反対の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 反対の立場で討論をさせていただきます。

メディアやマスコミ業界において反対意見、慎重意見が多数あると言われておりますけれども、また公務員の方たちがこの法案におびえてしまいまして、マスコミ各社が取材できなくなるのではといった不安もあっているようですが、国を動かす私たちが国の問題を知らないのは問題でございますけれども、軍事情報とか外交関係の情報は大変重要であります。その情報が漏れてしまえば日本がよくない状況になってくると思います。今回の法案は日本で今起きている数々の問題等が外国人のスパイによって漏れることは事実であります。スパイが存在していることも事実であります。現在、日本でスパイを取り締まる法律がございませんので、そのためにもこの法律は必要だと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、意見書第11号は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対11名 午後0時14分〉

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

時間が大分超過しておりますが、あと案件が2件ございますが、引き続き続けていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） じゃあ、続行します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第44、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第45、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成25年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成25年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後0時16分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成26年 2 月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 原 田 久美子

会議録署名議員 後 藤 邦 晴